

**第2次袋井市総合計画
後期基本計画
(最終案)**

**令和2年11月
袋井市総合計画審議会**

目次

序

第1章	計画の意義と特徴	．．．．．	P 4
第2章	計画の構成と期間	．．．．．	P 6
第3章	時代の潮流と取り組むべき方向性	．．．．．	P 7
第4章	市政に対する市民ニーズ	．．．．．	P 12

第1編 基本構想

第1章	基本構想策定の目的	．．．．．	P 15
第2章	まちの将来像	．．．．．	P 16
第3章	まちづくりの基本目標	．．．．．	P 17

第2編 基本計画

第1章	計画の主要指標	．．．．．	P 19
第1節	将来人口推計	．．．．．	P 19
第2節	土地利用・将来都市構造	．．．．．	P 22
第3節	財政計画	．．．．．	P 29
第2章	行政経営方針	．．．．．	P 32
第3章	施策別計画	．．．．．	P 34
第1節	施策体系	．．．．．	P 34
第2節	政策・取組	．．．．．	P 41
政策1	．．．．．	．．．．．	P 41
(取組1～2)	．．．．．	．．．．．	P 44
政策2	．．．．．	．．．．．	P 49
(取組1～5)	．．．．．	．．．．．	P 52
政策3	．．．．．	．．．．．	P 63
(取組1～5)	．．．．．	．．．．．	P 66
政策4	．．．．．	．．．．．	P 77
(取組1～4)	．．．．．	．．．．．	P 80
政策5	．．．．．	．．．．．	P 89
(取組1～5)	．．．．．	．．．．．	P 92
政策6	．．．．．	．．．．．	P 103
(取組1～3)	．．．．．	．．．．．	P 106
第3節	分野横断で取り組むべき考え方	．．．．．	P 112

付属資料

政策・取組別指標一覧	．．．．．	P 116
------------	-------	-------

序

第1章 計画の意義と特徴

総合計画とは、市と市民が目指すべきまちの将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を定めた市の最上位の計画です。

まちづくりを進めていく上では、子育て、教育、健康づくり、医療、福祉、産業、危機管理、地域づくり等の多岐にわたる分野において、多様な施策を実施していく必要があります。

また、実施される施策間で矛盾が生じないように整合性を図るとともに、行政をはじめ市民、各種団体及び企業など、本市に関わる様々な主体の連携・協働の下、施策に取り組んでいくことが不可欠です。

本市では、旧袋井市と旧浅羽町との合併後、平成18年度（2006年度）に第1次袋井市総合計画を策定し、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて様々な施策を展開し、未来につながる豊かなまちの基盤を整えてまいりました。

一方、少子高齢化や人口減少の急速な進展をはじめ、来るべき「人生100年時代」や「超スマート社会（Society5.0）」、新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会や人の暮らしの在り方・価値観は、刻々と変化していることから、社会の転換期に対応した仕組みづくりが急務となっています。

第2次袋井市総合計画は、こうした時代の潮流を的確に捉えながら、未来に向けたまちづくりを着実にを行うため、下記に掲げる3つの役割を担うものとして策定しました。

- 市の最上位計画であり、新たな市政の方向性を指し示す

“まちづくりの羅針盤”

- 市民と行政が協働したまちづくりを実践する基礎となる

“協働の行動指針”

- 政策評価と連動してまちづくりの達成状況を測る

“進行管理のものさし”

【総合計画の3つの役割】



○まちづくりの羅針盤

価値観の多様化に加え、国が進める地方創生の取組により、地方や地域の独自性をまちづくりに反映させることが求められています。

そのため、地域固有の資源を活かした誰もが豊かさを実感できるまちの実現に向け、目指すべきまちの将来像を描き、市政の方向性を指し示す「まちづくりの羅針盤」としての役割を担います。

○協働の行動指針

少子高齢化により、まちづくりの担い手減少が見込まれる中、行政のみならず市民や各種団体、企業等の様々な主体が連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。

そのため、様々な主体が対話や交流を重ね、目指すべきまちの将来像や基本目標を共有するとともに、相互理解、他者尊重及び共感を大切にし、様々な主体が協力し合う関係を生み出していく「協働の行動指針」としての役割を担います。

○進行管理のものさし

本計画で指し示した市政の方向性は、具体的な施策として毎年度予算化され、実施されます。その施策の成果をできる限り客観的に分析・評価し、次の施策へと活かしていくことが必要です。

そのため、市民、各種団体及び企業等の様々な主体に対し、分かりやすい指標を示すとともに、各施策の実施状況や目標に対する達成度等を評価する「進行管理のものさし」としての役割を担います。

第2章 計画の構成と期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を展望した本市のまちづくりの目標とそれを実現するための施策を明らかにするものであり、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

1 基本構想

基本構想は、令和7年度を目標年次として、袋井市の「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めるものです。

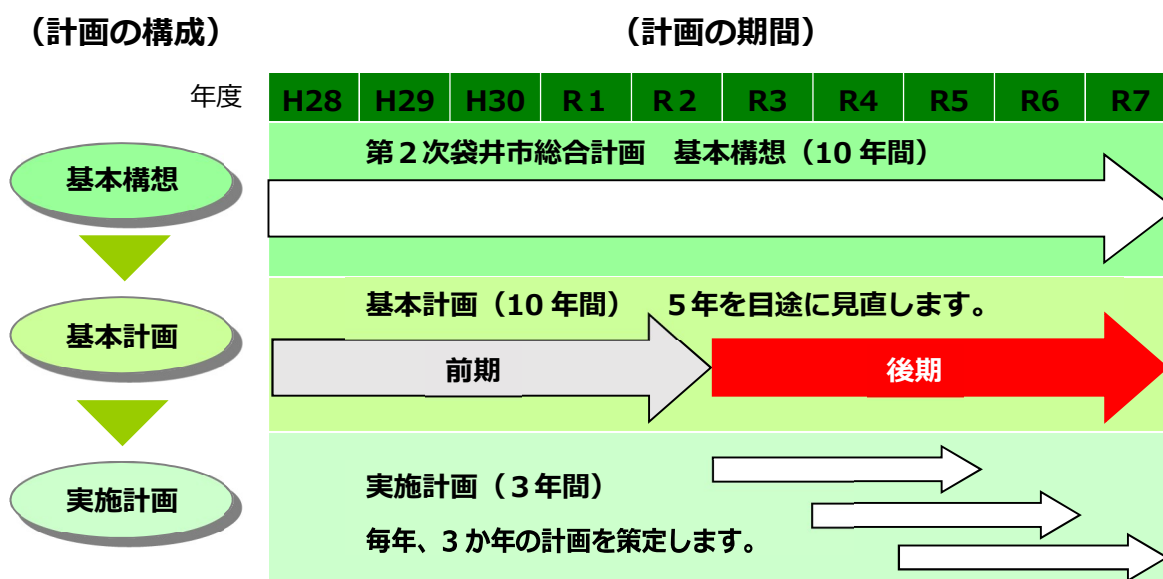
また、市民と行政の協働の下で進める市政の最高理念となるものです。

2 基本計画

基本計画は、「基本構想」で示されたまちづくりの実現を目指し、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものです。計画期間は10年とし、5年を目途に見直しをします。

3 実施計画

実施計画は、「基本計画」で示された施策を実現するために、向こう3か年の事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の行財政運営を具体化するものです。この実施計画は、社会経済の変化に対応できるよう、毎年度ローリング方式により策定します。



第3章 時代の潮流と取り組むべき方向性

近年、社会、経済及び人の暮らしを取り巻く環境は、様々な面で大きく変化しています。そのため、次のとおり本計画において、留意すべき時代の潮流と本市が取り組むべき方向性を整理します。

1 人生100年時代の到来に対応したまちづくりの推進

医療分野での技術革新の進展や健康意識の高まり等から、我が国の平均寿命は延び続けており、多くの人々が100歳まで生きる「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。100年という長い期間を生きるようになり、長くなる人生をより充実したものとしていくためには、一つのスキル、あるいはごく一般的なスキルだけではなく、変化する状況に応じて新たなスキルを身につけていくことが必要です。

このことから、人生設計をはじめ、キャリア形成や経済面を含めた生活の在り方は大きく変質し、教育・就職・引退（余生）の一直線型から、複数のキャリアを持ち多様な人生を歩むマルチステージ化に変わっていくとされています。

そのため、誰もがいつでも主体的に学び直し、新しいことにチャレンジできる体制づくりに加え、本市の一番の強みである「互助」の力、すなわち「市民力」をベースとして、そこで得た知識や経験を社会や地域に還元していく仕組みづくりに取り組んでいくことが急務となっています。

2 様々な災害や感染症に強いまちづくりの推進

近年、我が国では、地球温暖化の影響に伴い、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨や台風等による甚大な災害が多く発生しています。

また、従来から発生が予測されている南海トラフ巨大地震や原子力災害に加え、令和元年度（2019年度）に全世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症等の災害から市民の生命や財産を守り、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現が求められています。

災害での被害を最小限に抑えるためには、平常時から災害に備えることが重要であることから、「公助※」のみならず、本市の持つ「市民力」を基礎として、自分自身や家族の命と財産を守るための「自助※」、そして自分自身や家族の安全を確保した上で近所や地域の方々と助け合う「共助※・互助※」の意識をより高めていくことが必要です。

さらに、災害が発生した場合においても、速やかな復興を図ることができるよう、まちづくりを進めていくことが重要です。

- ※自助…自発的に生活等での課題を解決すること
- ※互助…家族や友人等の身近な関係を持つ人同士で助け合うこと
- ※共助…地域や社会の仕組み等の中で助け合うこと
- ※公助…国や自治体等が支援すること

3 デジタル化の進展に対応したまちづくりの推進

技術革新の著しい進展により、A I※、I o T※、ロボット及びビッグデータ※等の新たな技術を様々な分野に取り入れることで実現する「超スマート社会（Society5.0）」が現実のものとなりつつあります。「超スマート社会（Society5.0）」とは、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会であり、地球温暖化や経済格差拡大など、様々な地球規模の課題を乗り越え、多様な主体の持つ個性が活かされ、より快適に暮らすことができる社会を実現することです。

そのため、利便性向上やコスト削減の観点から、地方自治体においても、教育や健康づくり等の様々な施策でI C Tの活用を加速化させるとともに、A IやR P A※等を活用し、事務処理の自動化や標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する「スマート自治体※」への転換が求められています。

本市においても、利便性や生産性を向上させ、質の高い暮らしの実現に向けて、産業分野をはじめ、健康づくり、教育等の様々な分野でデジタル技術の積極的な活用を図ることが必要です。

- ※A I（Artificial Intelligence）…人工知能、すなわち、人間の知能の一部について、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの
- ※I o T（Internet of Things）…「身の周りのあらゆるモノにセンサーが組み込まれることで、直接インターネットにつながる仕組み」のこと
- ※ビッグデータ…従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと
- ※R P A（Robotic Process Automation）…パソコン等のコンピューターを使って人が行っていた業務や作業を自動化する技術のこと
- ※スマート自治体…A IやR P A等のデジタル技術を活用して効率的に行政サービスを提供する自治体のこと

4 多様性を活かしたまちづくりの推進

誰もが豊かさを実感し、成熟したまちとなっていくには、人々が持つ多種多様な個性や特性等の能力を活用して生産性を高めるとともに、新たな価値創出や課題解決につな

げていくことが不可欠です。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立、外国人※人口の増加等に伴い、ライフスタイルや働き方のニーズは多様化・複雑化していることから、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会の実現に加え、一人ひとりがやりがいを持ち、自ら望む形で就労できることが必要です。

そのため、本市においても、性別、年齢及び国籍等の属性にかかわらず、誰もが個々の考え方、希望及び価値観が受容・尊重され、居続けることができるまちとなること、そして、生涯にわたり主体的に活躍できる社会・地域の仕組みづくりが求められています。

※本計画における「外国人」は、外国籍の方に加え、外国にルーツを持つ日本国籍の方で外国籍の方と同様の課題を抱えている方についても対象としている

5 変化の激しい時代に対応できる教育の推進

来たるべき「人生100年時代」においては、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むことなど、人生設計・キャリア形成の選択肢が多様化するとされていることをはじめ、グローバル化（国や地域を超えて世界規模で社会的・経済的に結びつきが深まること）や情報化が今後ますます進展していくことで、社会構造や雇用環境は大きく変化し、職業の在り方等も現在とは大きく変わっていくとされています。

そのような変化の激しい時代を生き抜いていくためには、自ら考え、人生を切り拓いていくための「自立力」と「社会力」を兼ね備えた子供の育成が必要であることから、ICTの活用等による「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育が求められています。

本市においても、令和2年度（2020年度）から全面スタートとなった「幼小中一貫教育」の実施を通じて、好奇心や協同性、頑張る力等の「非認知能力」や「思考力」の育成を進めていくことが大切です。

6 地域固有の資源を活かしたまちや地域の活性化

近年、国では、東京圏への人口一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする「地方創生」の取組が進められています。その中で各自治体や地域は、固有の資源を活かし、魅力あるまち・地域づくりを推進することが求められています。地域に存在する豊かな自然や使用する言葉、お祭りや行事、歴史的な建造物やまち並み、景観、伝統工芸等の歴史・文化に加え、スポーツや芸術等の新たな文化を創造する取組は、それぞれが独自の価値

を持つだけでなく、地域住民の郷土への誇りや愛着を深め、地域を活性化していく上で重要な役割を持つものです。

本市においても、田園風景等の豊かな「農資源」や遠州三山をはじめとする「古刹」、ラグビーワールドカップ2019を通じて育まれた国際交流や市民活動など、本市の個性を彩る地域資源が数多くあることから、これらの資源を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

7 SDGsを踏まえたまちづくりの推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すための世界共通の行動目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

その内容は、健康や教育、環境、パートナーシップなど広範な分野にわたっており、その達成に向けて積極的に取り組んでいくことが社会的責務となっています。

我が国においても、2020年に「持続可能な開発目標（SDGs）アクションプラン2020」を決定するとともに、その実現に向けては国をはじめ、地方自治体、各種団体及び企業等の様々な主体が連携し、地方創生と一体的に取り組むこととしています。

また、SDGsの視点を取り入れたまちづくりを推進するため、政策の意思決定プロセスや行政運営においては、環境や社会、ガバナンス（統治）という3つの観点を踏まえて実施していくことが求められています。

本市においても、包括的に持続可能な社会を目指すSDGsの目的や考えは、まちの将来像として掲げる「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」と合致するものであり、各施策との関連性等を整理して取り組んでいくことが必要です。

8 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化への対応

令和元年度（2019年度）に中国で発生し、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症は、健康や医療のみならず、移動制限やサプライチェーン※の寸断等による経済への打撃や企業活動の停滞、外出自粛や行動変容が求められたことなど、社会や人々の暮らしに大きな影響と変化をもたらしました。

新型コロナウイルスの感染を予防しながら生活していく「Withコロナ」社会では、感染予防の徹底と並行して地域経済の回復に向けた取組を進めていくなど、「感染リスクと共生する社会」の中での対応が求められています。

また、在宅など普段の職場とは異なる場所で仕事をする「リモートワーク」、観光地やリゾート地においてリモートワークで働きながら休暇も取得する「ワーケーション」といった新たな働き方が注目されています。このように社会のデジタル化が進み、働く

場所を選ばない時代においては、魅力的なまちが「暮らしたいまち」、「暮らすまち」として選ばれるようになると考えられるため、まちの利便性や魅力を高める取組が必要となっています。

※サプライチェーン（supply chain／供給連鎖）…原料調達から製造、物流、販売まで、商品が消費者に届くまでの一連の流れのこと

9 新たな時代に向けた自治体・地域が担う役割の変化に向けた対応

変化の速い現代においては、年単位でのスケジュールで動く、あらかじめ全てを決めておくといった従来型の行政運営では、時代のスピードに合ったまちづくりを進めていく上で限界があります。

そのため、短期間で実装と改善を繰り返し、不具合や改善点を発見して修正を加えながら完成形を目指す、環境の変化に即しつつスピード感を重視した行政経営を進めていくことが有効であり、本市においてもそうした視点で都市間競争に取り組んでいくことが必要です。

また、ライフスタイルの多様化や人口構造の変化により、人と人との「つながり方」は大きく変化しており、「互助」等の地域の支え合いの仕組み等を高めていくためには、住民や企業をはじめとした様々な主体が地域活動に積極的に参加できるコミュニティの形成が必要となっています。

これに加え、今後、人口減少及び高齢化が進展していくことに伴い、地域づくりの担い手の減少や組織の弱体化等が生じ、公・共・私それぞれにおいて生活を維持する力の低下が考えられます。

そのため、自治体の役割について、様々なサービス提供を直接行うことから、地域内での支え合いなど「互助」等の仕組みづくりを支援していく、様々な主体がつながる基盤を創ることへと転換し、公・共・私3者の新たな協力関係を構築すべきとされています。

第4章 市政に対する市民ニーズ

1 市民意識調査の目的

市民意識調査は、総合計画に位置づけた取組に係る市民ニーズの把握を目的として、行うもので、ここでは、令和2年（2020年）7～8月に実施した調査結果（満足度・重要度）について、次のとおり取組ごと点数化した合計値を回答人数で除して数値を算出し、表の縦軸に満足度、横軸に重要度を置き、4区分に分けて表示しています。

（調査点数表）

点数	満足度	重要度
1.0	満足	（重要度が）高い
0.5	やや満足	（重要度が）やや高い
-0.5	やや不満	（重要度が）やや低い
-1.0	不満	（重要度が）低い

（調査の概要）

○調査対象者・人数

市内在住18歳以上の男女
3,000人（無作為抽出）

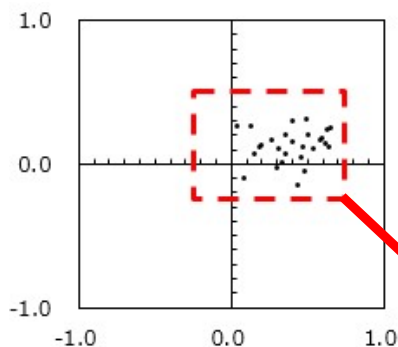
○調査期間

令和2年7月30日～8月17日

○回答者数 ○回答率

1,198人 39.9%

（表の見方）



0.25 を区分ポイントに設定し、左の絶対評価の中間値（0.00）の表を再編して次の表にしています

（成果検証）

○重要度：0.25 未満
○満足度：0.25 以上
重要度は低いが満足度は高いことから、取組の在り方や必要性の検証が必要です。

（継続推進）

○重要度：0.25 以上
○満足度：0.25 以上
重要度及び満足度のいずれも高いことから、現在の水準を下げないよう、継続的な取組が必要です。

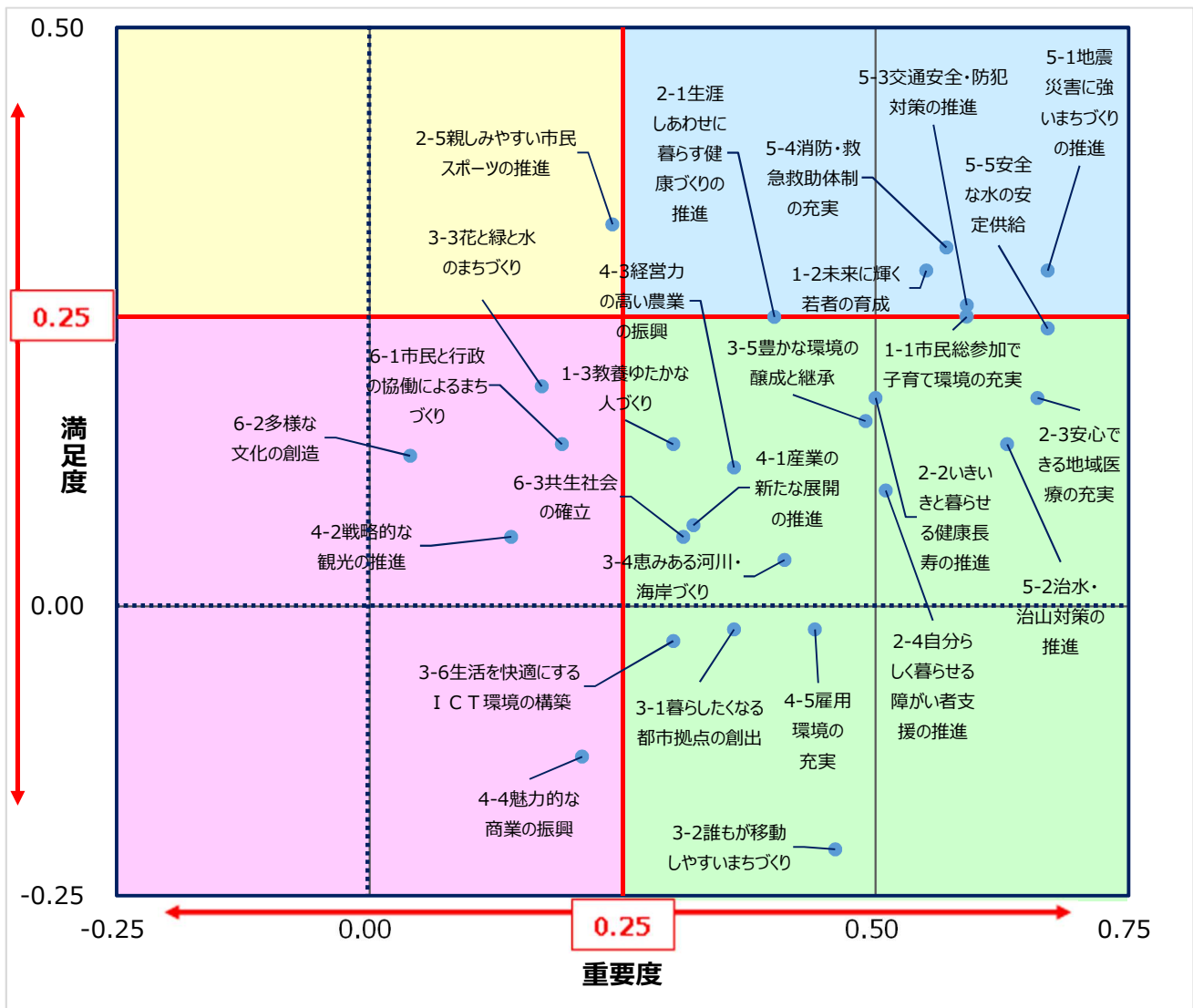
（検討課題）

○重要度：0.25 未満
○満足度：0.25 未満
重要度及び満足度のいずれも低く、必要性の検証や取組内容の見直し検討が必要です。

（重点課題）

○重要度：0.25 以上
○満足度：0.25 未満
重要度は高いが満足度は低いことから、取組内容の改善等が必要です。

2 令和2年市民意識調査結果（満足度・重要度）



○平成28年度（計画スタート時）と比較して、27取組中26取組は満足度・重要度の両方で数値が上昇、全体的に高い結果となった（本年度調査結果のうち22取組は満足度・重要度の両方で絶対値（0.00）超え）

○本市が長年にわたり力を入れて取り組んできた健康づくりや防災・減災等をはじめ、現在の重点取組項目である教育など、その必要性や意義、事業の内容等が市民と共有できている取組は重要度・満足度が共に高い

○一方、雇用や都市・まちづくり、公共交通等は、社会意識・ニーズの上昇から重要度は高いものの、満足度は低いため、事業内容の見直しに加え、市民に対する情報発信の方法等について精査を行うことが急務

○また、社会の構造や価値観等の大きな変化に伴い、その必要性や果たすべき役割が高まっている市民協働や文化・芸術は、満足度・重要度が共に低調であることから、事業内容の質を積極的に高めていく必要があるほか、その必要性や考え方についても、広く周知をしていくことが不可欠

第 1 編 基本構想

第1章 基本構想策定の目的

平成17年（2005年）の旧袋井市と旧浅羽町との合併から10年が経過しました。この間、本市では、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、「自らのまちは自らが創る」という自覚と行動力を持って人づくりと産業づくり等を進め、地域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。

一方、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様な社会環境は大きく変化しており、まちの活力を維持していくためには、生活の基盤を支える産業の活性化をはじめ、充実した市民サービスの提供など、まちの魅力を向上させる取組が重要になってきています。また、地方分権が進む中、地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃され、市の判断でこれまでの総合計画の枠組みにとらわれない柔軟な発想に基づく計画を策定することができるようになりました。

今後、本市が持続的に発展していくためには、長期的な視野で社会の動向を見据えながら、安全・安心を実感できるまちはもとより、誰もが快適で質の高い生活を実現できる魅力的な都市へと歩みを進めることが必要であり、こうしたまちづくりを推進するに当たり、市民と行政とが共に共有できる「まちの将来像」を描き、それを実現するための「まちづくりの目標」を示す必要があります。

そこで、時代の変化や価値観の多様化に適応しながら、市民と行政が共にまちづくりを推進する指針として、令和7年度（2025年度）を目標年次とする基本構想を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

第2章 まちの将来像

本市は、遠州灘をはじめ太田川や原野谷川、小笠山等の豊かな自然資源、遠州三山や東海道袋井宿等の歴史・文化的資源に恵まれるとともに、先人によって培われてきた美しい水田や茶園等の農村環境や、地域に活力をもたらす多種多様な企業の立地により住み良い田園都市へと発展してきました。

現在、我が国の状況を見ると、人口減少、少子高齢化の進展等に伴い社会環境が大きな転換期を迎えています。その中で、人々の考え方は物の豊かさから心の豊かさ、量から質の充実へと変わりつつあり、また、国の政策も大都市への一極集中から、地方で暮らすことの魅力を高め、質の高い生活を実現させていく方向にあります。

このような背景の下、本市は、これまで長年にわたり積み重ねられた地域固有の資源を継承し発展させるとともに、市民一人ひとりが持つ可能性を発揮する中で、これまで以上に人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合う豊かな社会を目指して、未来を拓く人づくりを進めていく必要があります。さらには、市民の暮らしを支える力強い生活基盤を構築するため、地域に根ざした産業づくりを推進し、より自立性の高い都市への実現を目指していくことが必要です。

そのため、私たち袋井市民は、心身共に健康で豊かに暮らすための「心と体の健康」、良好な住環境の形成や産業を活性化するための「都市と自然の健康」、市民や地域の力を未来の発展につなげる「地域と社会の健康」の3つの健康の柱を充実させることで、常に時代の一步先を行く“日本一健康文化都市”の実現のため、第2次袋井市総合計画におけるまちの将来像を次のとおり掲げます。

活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市

第3章 まちづくりの基本目標

まちの将来像「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

(心と体の健康)

子どもがすこやかに育ち みんなが健康で幸せに暮らすまち

誰もが健康で幸せに暮らし続けられるように、保健・医療、福祉を充実するとともに、スポーツや生涯学習、社会貢献活動等を通じて生きがいと心の充足を図り、健康寿命を延ばす取組を推進します。

また、子どもたちの育ちを支える取組として、安心して産み育てられる環境を充実するとともに、未来をたくましく生きる力を育む教育を推進し、「子育てするなら袋井市」と言われるまちを目指します。

(都市と自然の健康)

活力にあふれ 潤いと安全・安心を実感できるまち

まちが活力にあふれ持続的に発展し続けられるように、私たちの生活基盤であり、まちの活力の源でもある産業を育成し、革新と創造へのチャレンジを促進します。

また、誰もが安心して快適に暮らし続けるために、防災・防犯対策を充実するとともに、良質な住環境の創出や、多様な自然環境を次世代へ継承する取組を推進し、「定住するなら袋井市」と言われるまちを目指します。

(地域と社会の健康)

つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で未来を拓くまち

誰もが誇りと愛着を持って暮らし続けられるように、人と人との絆を大切にし、お互いの個性と創造性を認め合い、助け合う真の豊かさが感じられる“ふくろい”を築いていきます。

また、本市固有の歴史や文化を創造し継承する取組を推進し、地域資源を磨き高めるとともに、国内外との交流を深めることで、未来へ力強く踏み出し、「市民力なら袋井市」と言われるまちを目指します。

第2編 基本計画

第1章 計画の主要指標

第1節 将来人口推計

我が国の総人口は、平成20年（2008年）の約1億2,800万人をピークとして減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続き、令和42年（2060年）には約9,300万人になると見込まれています。

本市の人口は、自然増減（出生と死亡の差）はプラスの状態が続いていたこと、社会増減（転入と転出の差）はリーマン・ショックの影響でマイナスに転じたものの、景気の回復に合わせて再度転入が転出を上回っていること等から、緩やかな増加が続いており、令和2年（2020年）4月1日現在の人口は88,316人と、現在の袋井市となった平成17年（2005年）から比較して約4,700人増えています。この結果、現時点において、人口ビジョンで定める目標人口推計を1,300人余上回る状況となっています。

しかしながら、今後は、子どもを出産する年代（20～40歳を中心とした年代）の減少等に伴う少子化や、団塊世代（昭和22年（1947年）～24年（1949年）に生まれた人）の年齢上昇に伴う高齢化の進行等により、令和元年（2019年）にはじめて自然増減がマイナスとなるなど、間もなく本市においても人口減少に転じることが見込まれています。

また、今後、本市の直近5か年（平成26年（2014年）～平成30年（2018年））における合計特殊出生率※は1.70と、全国平均の1.42や静岡県平均の1.50よりも高い状況にありますが、人口を維持するための人口置換水準2.07よりも低い状況であり、子どもの出生数や合計特殊出生率が現状のまま推移した場合や子育て世代（30～49歳）の転出超過（転出が転入を上回る状態）が解消されない場合、5年後の令和7年（2025年、第2次総合計画目標年次）には、人口が87,500人、40年後の令和42年には70,000人となり、現在から約18,300人余、約2割減る見込みです。

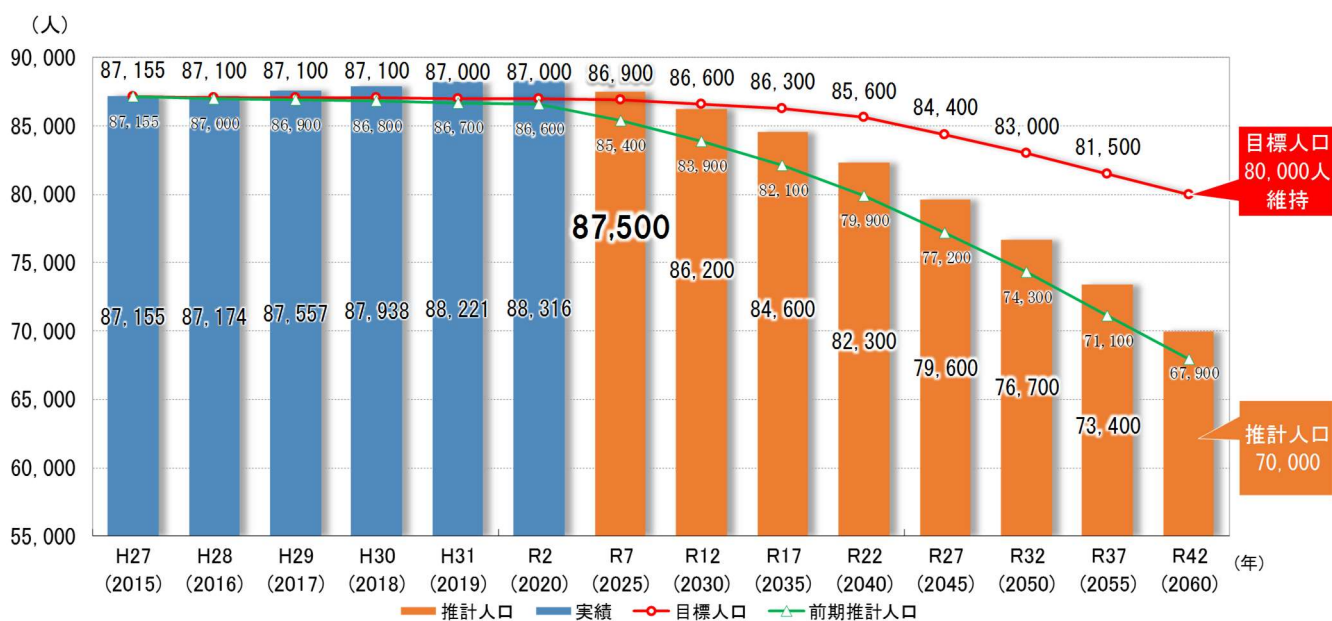
人口減少や少子高齢化は、労働力人口の減少による産業の衰退、購買者の減少による消費市場や経済規模の縮小、医療費など社会保障費用の増大等につながり、まち全体の活力の低下を招くとともに、これらの要因が複雑に連鎖することで、人口減少がさらに加速するといった負の循環へと陥り、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、将来も活力あるまちであり続けることができるよう、市民、企業、各種団体及び行政等が一丸となり、この人口減少に対する強い危機感を共有するとともに知恵と力を結集して、平成27年（2015年）に袋井市人口ビジョンで設定した目標人口（令和42年80,000人維持）の実現を目指し、人口減少を抑制していくための「抑制戦略」、人口が減少する社会においても市民が快適に暮らし続けられるための「適応戦略」を両輪として取り組んでいくことが必要です。

特に、人口減少に強い影響を持つ少子化の要因は、非婚化・晩婚化（晩産化）に伴う合計特殊出生率の低下（平成21年（2009年）～平成25年（2013年）の5か年平均1.72⇒平成26年～平成30年の5か年平均1.70）及び出生適齢期の女性数減少（平成22年（2010年）11,798人⇒令和2年9,773人）であります。この中でも出生率は雇用環境等の「経済的要因」や子育て環境等の「社会的要因」など、複合的な影響を受けるため、「第2次袋井市総合計画」では、長期的な視点に立ち、市民が相互に支え合う仕組みづくり（互助・共助）をはじめ、安定的な雇用確保など経済対策についても関係各課との連携・協力の下、分野横断的に取り組んでいきます。

令和42年（2060年）の推計人口 70,000人 （令和2年時点における推計）

令和42年の目標人口 80,000人維持

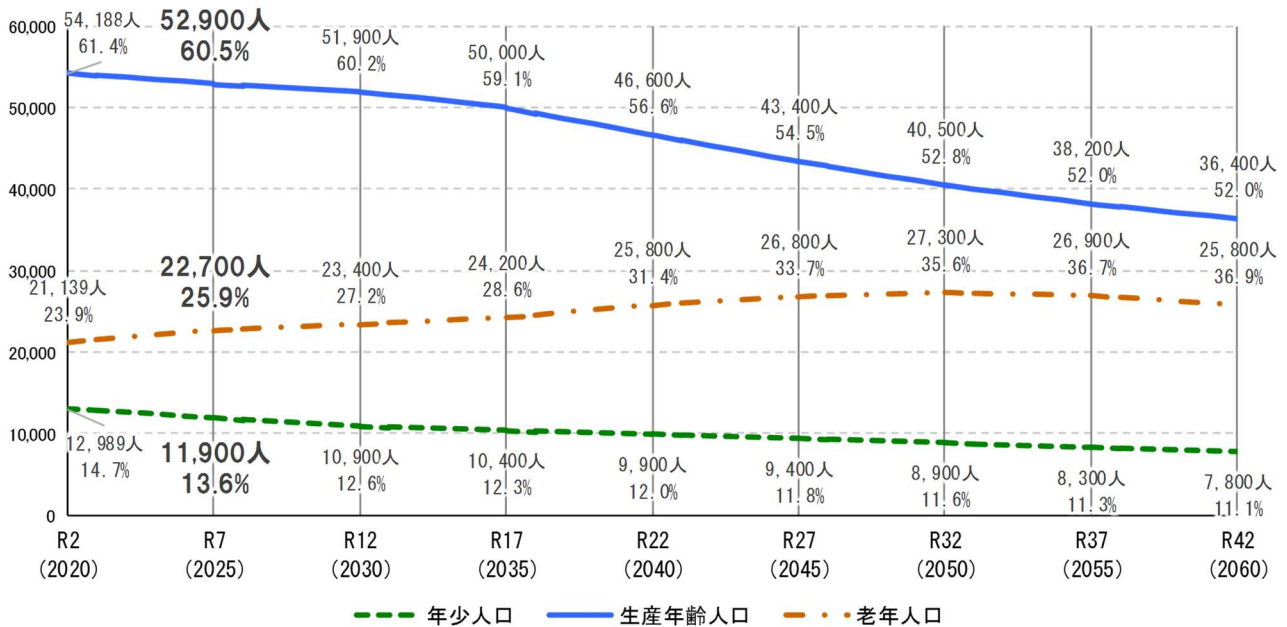


（推計人口算出方法）

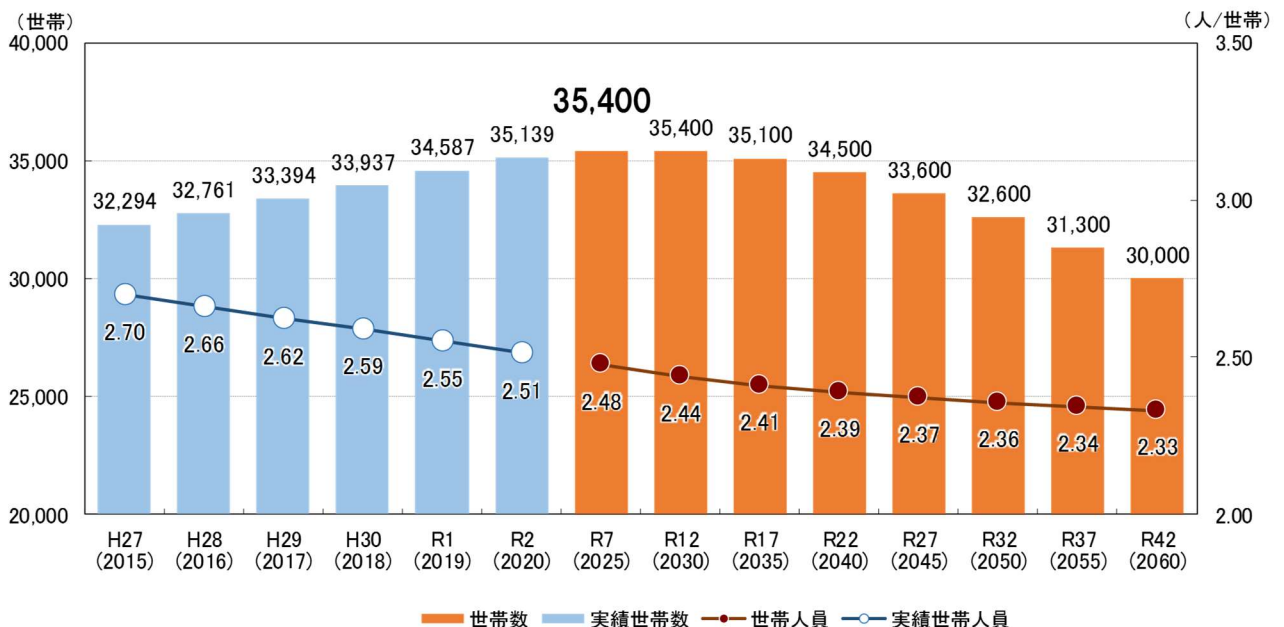
推計方法	住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出
合計特殊出生率	令和2年現在の合計特殊出生率を1.70（平成26～30年の平均値）、将来も一定（変化無し）と仮定
移動率	平成27年から令和2年の移動率で将来も一定と仮定（日本人のみの移動に限って算出）

※合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生む子どもの人数のこと

推計人口の3区分別人口については、今後も年少人口及び生産年齢人口の割合は減少していく一方、老年人口の割合は増加が続き、令和7年には、年少人口が11,900人（13.6%）、生産年齢人口が52,900人（60.5%）、老年人口が22,700人（25.9%）となる見通しです。



推計人口の世帯数及び世帯当たり人員については、今後も世帯の小規模化が進み、令和7年の世帯数は35,400世帯、2.48人／世帯となる見通しです。



(世帯数見通し算出方法)

推計方法

住民基本台帳の平成27～令和2年の世帯当たり人員の実績値をもとに、将来世帯人員を推計、推計人口を将来世帯人員で割ることで将来世帯数を算出

第2節 土地利用・将来都市構造

1 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、農の風景を保全し、自然環境と調和のとれた景観形成を図ります。

本市でも、今後は人口減少と少子高齢化の進展が見込まれています。そうした中でも、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるまちへと転換していくため、地域の特性に応じた様々な魅力と機能を集約した「拠点」を形成し、これらを効果的に結び合わせるまちづくりを進めます。

そして、“将来を見据えた中長期的な視点に立ち、市民一人ひとりが暮らしやすい持続可能な土地利用の誘導”を目指し、次の6つを基本方針として市域全体の土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

方針1：市民が安全で安心して暮らし続けることができる土地利用

方針2：魅力ある地域資源を活かし、市民が愛着と誇りを持てる土地利用

方針3：生活機能が集積した誰もが住みやすい土地利用

方針4：新たな交通体系を活かした広域的視点からの土地利用

方針5：調和のとれた産業の発展を支え、まちの活力を創出する土地利用

方針6：市民力を活かした秩序ある土地利用

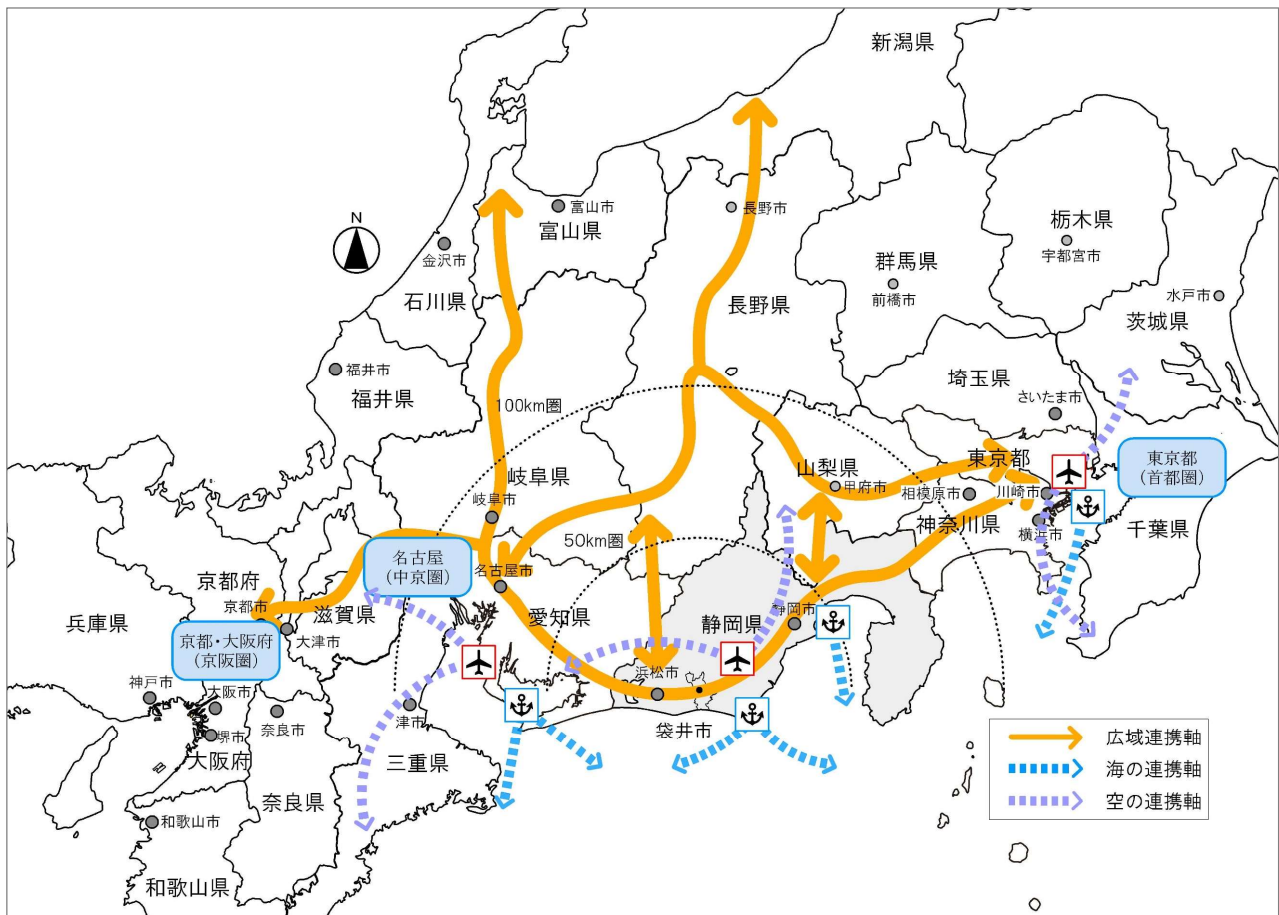
※以上、国土利用計画第2次袋井市計画（平成27年（2015年）9月策定）から抜粋

2 都市構造の考え方

(1) 広域的な連携

本市は、本市と大都市圏（首都圏、中京圏、京阪圏）を結ぶ、国土形成の骨格を成す広域連携軸（新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道150号、JR東海道新幹線、JR東海道本線）が横断しています。東名高速道路の袋井ICを備えるとともに、新東名高速道路の森掛川ICへも近く、東京へは240km、名古屋へは140km、京阪神へは280kmと交通条件に恵まれています。この広域連携軸による陸（主要都市）・海（主要な港）・空（空港）の3つのゲートへのアクセスの優位性を活かし、自治体としての自律性をさらに高める必要があります。

また、本市が東海地域の主たる一員として機能するとともに、産業、業務、研究開発、物流の拠点を開出していくためには、首都圏、中京圏、京阪圏や日本各地へと円滑に連絡する道路等のネットワークの維持・充実が必要です。



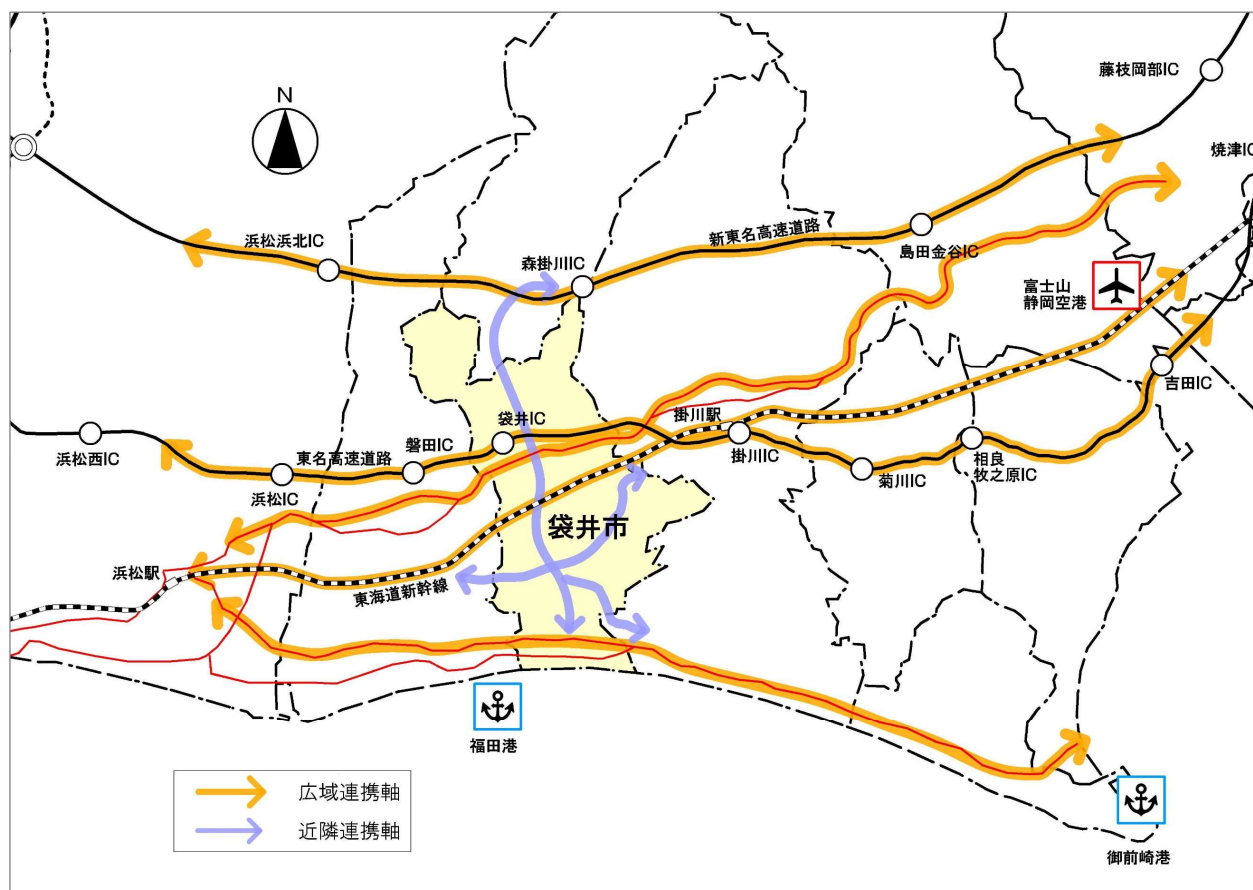
(2) 周辺市町との連携

広域連携軸間や周辺市町を結ぶ**近隣連携軸**（（都）森町袋井インター通り線、市道湊川井線、県道磐田掛川線、県道袋井大須賀線）は、市内の産業・物流等や周辺市町との連携を支える重要な道路です。

その中でも、東名高速道路袋井ICと新東名高速道路森掛川IC・遠州森町スマートICをつなぐ（都）森町袋井インター通り線の整備が望まれており、高速道路のダブルネットワークが確立されることで、静岡県を支える産業集積地である中東遠地域において、新たな産業立地の促進や地域産業の活性化、交流の促進による市の活性化が期待されているとともに、本県の空の玄関口である富士山静岡空港や、広域物流の拠点となる御前崎港等との連携など、様々な分野において広域的な交流が期待されます。

また、これに加えて、多重性の確保による防災面への貢献が期待されているため、整備の促進を図る必要があります。

なお、大都市圏をつなぐ**広域連携軸**、周辺市町をつなぐ**近隣連携軸**は、一市だけでその機能を発揮できるものではありません。その地域に住む市民や企業等にとって、不可欠な都市基盤施設の連続性が確保されない場合、大きな障害となることから、周辺市町との連携を十分に踏まえた上で都市づくりを進める必要があります。



(3) 本市の目指す将来都市構造

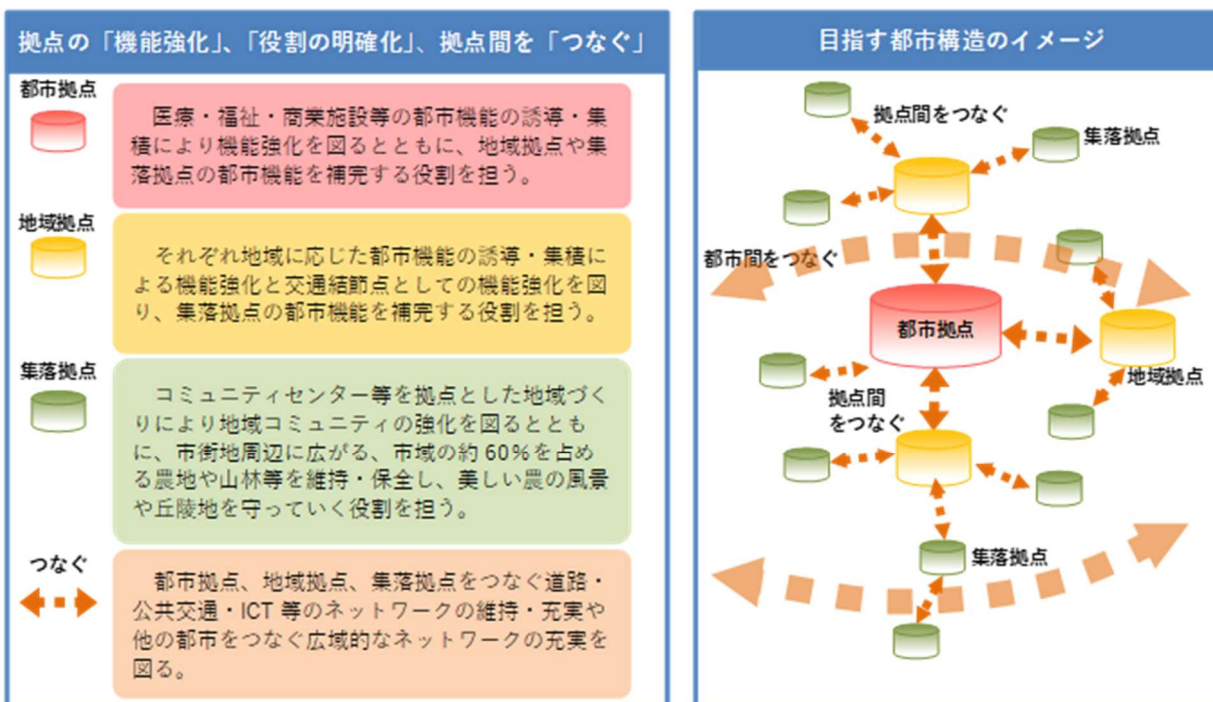
今後は、人口減少や少子高齢化が進展していくことを踏まえ、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで整備されてきた都市基盤施設等を活かした、活力あふれる拠点形成、効率良い土地利用、利便性の高い交通基盤が必要です。

そのため、市域のバランスを考慮した土地利用の規制誘導や、拠点間を効果的に連絡する交通施設を基本とし、誰もが快適に暮らしていける持続可能なコンパクトな都市構造への転換が求められています。

本市においては、**都市拠点、地域拠点、集落拠点のさらなる“機能強化”と“役割を明確化”**するとともに、それぞれの拠点を**“つなぐ”ネットワークの維持・充実**を図ることで**3層構造からなる拠点間の連携を強化し、市が一体となったコンパクトな都市構造を目指します。**

■目指す都市構造

都市拠点・地域拠点・集落拠点をネットワークでつなぐ
ふくろい版多極ネットワーク都市構造



【都市構造】

都市構造を構成する「拠点」・「軸」・「ゾーン」の位置づけや、基本的な方針、さらに役割については以下のとおりとします。

拠 点



都市拠点

JR 袋井駅周辺及び袋井市役所周辺

公共公益機能をはじめ、医療・福祉・商業施設等の都市機能の誘導・集積を図るとともに、これらと調和のとれた魅力とにぎわいのある住環境の創出を図り、居住の維持・誘導を目指します。また、鉄道・バス路線等による交通利便性を活かし、交通結節点としての機能強化を図るとともに、購買客や観光交流客等が集散し回遊する市の顔となる中心核を目指します。

なお、都市拠点は、地域拠点と集落拠点の機能を補完する役割を担います。



地域拠点

上山梨地区周辺、JR 愛野駅周辺、浅羽支所周辺

既存の都市機能を維持しながら、地域に応じた都市機能を誘導・集積することで、生活利便性を高めるとともに、地域活動の中心となる拠点の形成を目指します。また、交通結節点としての機能強化を図るとともに、拠点としての特性を活かした個性的で魅力ある住環境を創出することで、居住の維持・誘導を目指します。

なお、地域拠点は、集落拠点の機能を補完する役割を担います。



集落拠点

コミュニティセンター等の公共施設を中心としたエリア

コミュニティセンター等の公共施設を中心としたエリアを集落拠点として位置づけ、都市拠点や地域拠点との連携を図りながら、コミュニティセンターを活動拠点とした高齢者の支援や健康づくり、にぎわいや交流等の地域づくりに取組めます。また、地域のつながりやコミュニティの強化を図りつつ、既存の住環境を維持するとともに、良好な集落地の形成を目指します。

市街地周辺に広がる、市域の約 60%を占める農地や山林等を維持・保全し、美しい農の風景や丘陵地を守っていく役割を担います。



交流拠点

遠州三山（法多山、可睡斎、油山寺）、旧東海道松並木、袋井宿、小笠山総合運動公園
エコパ、メロープラザ、月見の里学遊館 等

市内外の多様な人々の交流を促すため、遠州三山等の歴史的資源や小笠山総合運動公園エコパ等の文化・レクリエーション施設等、魅力ある観光資源を交流拠点として位置づけ、これらを活用することで観光振興等の中心として、にぎわいのある拠点の形成を目指します。

軸

都市軸

県道袋井春野線、県道袋井大須賀線、JR 東海道本線

中心核となる都市拠点を中心に、連続したにぎわいと活気ある市街地空間を維持・向上させるため、都市拠点と3つの地域拠点を効果的に結ぶ南北と東西の道路を都市軸として位置づけます。

広域連携軸

新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道150号、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線

周辺市町や大都市圏との広域的な連携を図るため、高速道路や広域幹線道路、鉄道を広域連携軸として位置づけます。

近隣連携軸

(都) 森町袋井インター通り線、県道袋井大須賀線、県道磐田掛川線

隣接する市町との連携・交流を促すため、広域連携軸や拠点間を結ぶ主要幹線道路を近隣連携軸として位置づけます。

景観軸

宇刈丘陵地、小笠山丘陵地、磐田原台地、浅羽海岸、(一) 太田川、(二) 原野谷川、浅羽海岸

浅羽海岸、(一) 太田川、(二) 原野谷川等の河川、小笠山丘陵地等からなる緑の稜線は、かけがえのない景観資源であり、都市の背景となるため景観軸として位置づけます。これらの美しい自然環境と景観資源を保全するとともに、自然と市民生活とが密接にかかわれるよう、市民、観光客のレクリエーション活動の場として活用を図ります。

ゾーン

市街地形成ゾーン

都市拠点と地域拠点を中心に安全で快適な都市基盤施設の整備と景観形成に配慮したうるおいのある都市空間の形成を図るとともに、子どもから高齢者まで誰もが住みやすい居住エリアの形成を図る地域を、市街地形成ゾーンとして位置づけています。また、商業・工業・業務機能を維持・誘導することで活力あふれる地域を目指します。

地域資源活用ゾーン

近隣連携軸に近接した地域を中心に立地特性を活かして新たな産業の創出を目指す地域と、周辺の集落地や景観と調和しながら、地域特有の資源を活かし交流を創出する地域を地域資源活用ゾーンとして位置づけています。

地域交流ゾーン

観光・レクリエーション等の情報発信を図ることで、多くの人が訪れ、にぎわいを創出する地域を地域交流ゾーンとして位置づけています。また、交流拠点を中心に、旧東海道、袋井宿、遠州三山等や、小笠山総合運動公園エコパ等の歴史・文化施設や、豊かな田園風景、小笠山、浅羽海岸等の地域資源が調和した都市空間を形成するとともに、本市固有の歴史資源を積極的に保全・活用し、交流機能の強化を図ることで活力創出の場を目指します。

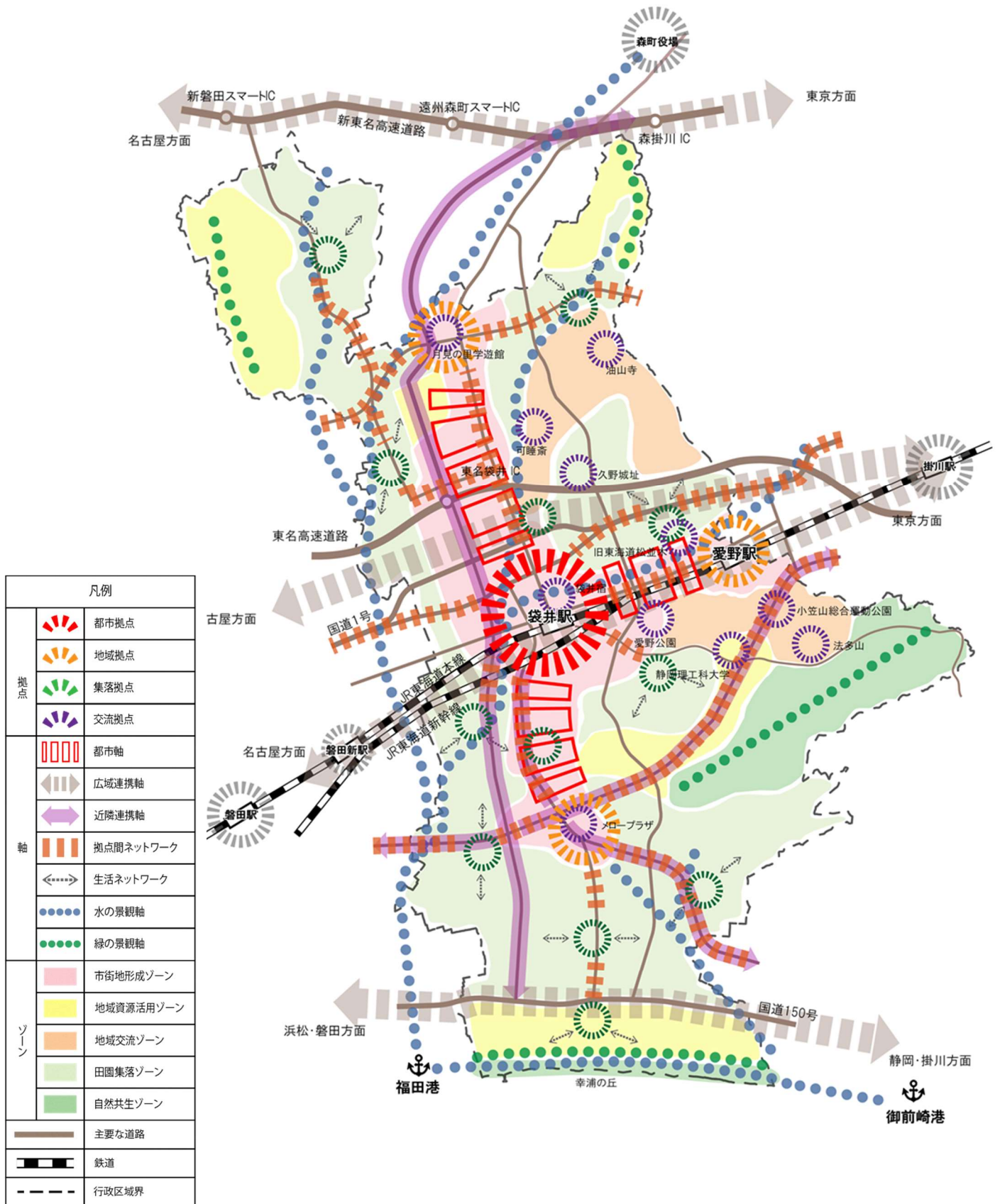
田園集落ゾーン

市街地周辺の集落地と、その周辺に広がる、生産基盤が整備され、保水や水源かん養等の公益的な機能を有する優れた農地を田園集落ゾーンとして位置づけています。また、これらの農地は貴重な生産・環境資源として、適切な保全を図るとともに、魅力的な農の風景の中で健康的でゆとりある生活を営む集落地の形成を目指します。

自然共生ゾーン

人々のゆとり・やすらぎの創出を目指す地域を自然共生ゾーンとして位置づけています。また、本市独自の景観を形成する小笠山丘陵地、浅羽海岸の保全を図るとともに、自然環境と調和した都市空間の形成を目指します。

将来都市構造図



※以上、袋井市都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）から抜粋

第3節 財政計画

1 財政運営の基本的な考え方

本市は、平成28年度（2016年度）からこれまで、第2次総合計画 前期基本計画に基づき、まちの将来像「活力と創造で未来を先取る 日本一健康文化都市」の実現に向けて、健全な財政運営に配慮しつつ着実にまちづくりを進めてきました。

この間、市民生活の向上が図られた一方で、財政的には少子高齢化に伴う扶助費の増加や、充実した市民サービスを維持するための物件費の高止まり等により、硬直化が進み、なお予断を許さない状況となっています。

また、今後は、人口減少や公共施設の老朽化への対応といった大きな課題や、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減収も見込まれ、本市の財政運営はますます厳しい局面を迎えることとなります。

このような中、財政の健全性を維持しながら、第2次総合計画 後期基本計画に掲げた諸施策を着実に推進していくためには、行政コストのスリム化とともに、これまでも増して選択と集中による経営資源の有効活用に努めていく必要があります。

財政計画は、厳しい状況下においても確かな市政運営が図られるよう、行政改革の取組等も踏まえて、①経常経費の抑制と財源効率の向上による柔軟性の確保、②受益者負担の適正化と自主財源の確保、③公共施設マネジメント※の確実な推進に向けた投資的経費の適正配分、④将来的な課題に対応するための蓄えの確保の4項目を後期基本計画期間における財政運営の指針とした上で作成したものです。

※公共施設マネジメント…地方公共団体が所管する公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組みのこと

2 財政計画の推計条件

区分		推計方法	
歳入	地方税	市民税	◇令和2年度（2020年度）の決算見込額をベースに、新型コロナウイルス感染症による影響について、平成20年（2008年）9月のリーマンショック後の税収の実績を参考として推計。
		固定資産税	◇家屋：評価替え年度（R3、2021）は6%の減、その他の年度は新增築により毎年度2.5%程度の増を見込む。 ◇償却資産：令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う設備投資の減少等を見込み、令和4年度以降は、リーマンショック後の税収の実績を参考として推計。
	地方譲与税	◇令和2年度見込額（普通交付税算入額）と同額で推移するものと推計。	
	交付金	◇地方消費税交付金：令和2年度見込額（普通交付税算入額）をベースに内閣府試算による名目経済成長率の見通しを参考として推計。 ◇その他の交付金：令和2年度見込額（普通交付税算入額）と同額で推移するものと見込む。	
	普通交付税	◇収入：令和2年度決定額をベースに、市税・交付金等の増減を反映。 ◇需要：個別算定経費は扶助費・社会保障関連繰出金の伸びを反映、包括算定経費は令和2年度決定額と同額、公債費は臨時財政対策債等の借入（見込み）を反映。	
	分担金及び負担金	◇令和2年度見込額と同程度で推移するものとして推計。	
	使用料及び手数料	◇令和2年度見込額を基本として、令和4年度（2022年度）以降は使用料及び手数料等の見直しの影響を見込む。	
	国庫・県支出金	◇普通建設事業費に係る支出金については、実施計画等に基づき推計。 ◇扶助費、社会保障関係繰出金（国保等）に係る支出金については、歳出見込みに基づき推計。	
	繰入金	◇財政調整基金、減債基金及び公共施設等適正管理基金等の活用を見込み推計。	
	地方債	◇建設事業債：実施計画に基づき推計。 ◇臨時財政対策債：普通交付税の推計と連動し推計。	
その他	◇財産収入、寄附金、繰越金、諸収入について、令和2年度見込額を基本として推計。		
歳出	人件費	◇「定員管理計画（R3～R7）」に基づき推計。	
	扶助費	◇対象事業ごとに対象年齢の増減、対象者数の増減等を見込み推計。	
	公債費	◇新発債については、償還期間を事業により15年～20年、借入利率を1.0%として推計。	
	物件費	◇令和2年度見込み額を基本とし、施設の新設等の特殊要因を勘案して推計。	
	維持補修費	◇令和2年度見込み額を基本として推計。	
	補助費等	◇一部事務組合への負担金、企業会計への補助金については、対象組合・会計の事業計画を勘案して推計。 ◇その他については、令和2年度見込額を基本として、特殊要因を勘案して推計。	
	繰出金	◇対象特別会計の事業計画を勘案して推計。	
	普通建設事業費	◇実施計画に基づき推計。	
	その他	◇令和2年度見込額を基本として推計。	

3 財政計画（令和3年度～令和7年度）

（1）歳入

（単位：百万円）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	平均伸び率
地方税	13,812	13,952	14,198	14,088	14,226	0.74%
地方譲与税	397	401	401	401	406	0.56%
交付金	2,741	2,793	2,840	2,880	2,916	1.56%
地方交付税	2,270	2,430	2,210	2,330	2,150	▲ 1.35%
普通	1,770	1,930	1,710	1,830	1,650	▲ 1.74%
特別	500	500	500	500	500	0%
分担金・負担金	226	226	226	226	226	0%
使用料・手数料	215	355	355	355	355	13.36%
国庫支出金	6,004	5,295	5,187	5,274	5,265	▲ 3.23%
県支出金	2,632	2,558	2,701	2,635	2,616	▲ 0.15%
繰入金	353	836	300	339	308	▲ 3.35%
地方債	4,030	4,950	3,280	3,500	3,660	▲ 2.38%
臨時財政対策債	1,630	1,650	1,560	1,600	1,550	▲ 1.25%
その他	2,320	2,404	2,402	2,372	2,372	0.56%
歳入合計	35,000	36,200	34,100	34,400	34,500	▲ 0.36%

（2）歳出

（単位：百万円）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	平均伸び率
人件費	5,051	5,055	5,044	5,028	5,016	▲ 0.17%
扶助費	7,275	7,538	7,589	7,637	7,691	1.40%
公債費	2,983	3,025	3,167	3,164	3,016	0.28%
義務的経費計	15,309	15,618	15,800	15,829	15,723	0.67%
物件費	5,716	5,685	5,736	5,655	5,708	▲ 0.04%
維持補修費	340	340	340	340	340	0%
補助費等	6,046	5,997	6,092	5,994	6,020	▲ 0.11%
繰出金	1,896	1,893	1,948	1,994	2,060	2.10%
投資的経費	5,374	6,361	3,892	4,337	4,409	▲ 4.83%
その他	319	306	292	251	240	▲ 6.87%
歳出合計	35,000	36,200	34,100	34,400	34,500	▲ 0.36%

（3）財政指標等

（単位：百万円・%）

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地方債残高	31,667	33,855	34,297	35,115	36,032
うち臨時財政対策債	12,489	13,203	13,670	14,209	14,623
財政調整基金・減債残高	2,809	2,673	2,558	2,363	2,309
実質公債費比率	5.2	5.3	5.3	5.4	5.5
将来負担比率	61.4	70.9	64.6	61.9	57.5
経常収支比率	91.8	91.0	92.2	91.4	91.6

第2章 行政経営方針

まちの将来像	まちづくりの基本目標	政策・取組																								
活力と 未創造 日を以て 本先一 取健る 康文化 都市	<p style="text-align: center;">子どもがすこやかに育ち みんなが健康で 幸せに暮らすまち</p> <p style="text-align: center;">「子育てするなら袋井市」</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政策1</td> <td style="text-align: center;">子どもがすこやかに育つまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで支え合う子育て環境の充実 2 未来に輝く若者の育成 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策2</td> <td style="text-align: center;">健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進 3 安心できる地域医療の充実 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策3</td> <td style="text-align: center;">快適で魅力あるまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしたくなる都市拠点の創出 2 誰もが移動しやすいまちづくり 3 花と緑と水のまちづくり 4 恵みある河川・海岸づくり 5 豊かな環境の醸成と継承 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策4</td> <td style="text-align: center;">活力みなぎる産業のまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業の新たな展開の推進 2 戦略的な観光の推進 3 経営力の高い農業の振興 4 魅力的な商業の振興 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策5</td> <td style="text-align: center;">安全・安心に暮らせるまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 万全な危機管理体制の構築 2 風水害に強いまちづくりの推進 3 交通安全・防犯対策の推進 4 消防・救急救助体制の充実 5 安全な水の安定供給 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政策6</td> <td style="text-align: center;">市民がいきいきと活躍するまちを目指します</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民と行政の協働によるまちづくり 2 教養豊かな人づくり 3 共生社会の確立 </td> </tr> </table>	政策1	子どもがすこやかに育つまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで支え合う子育て環境の充実 2 未来に輝く若者の育成 	政策2	健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進 3 安心できる地域医療の充実 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進 	政策3	快適で魅力あるまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしたくなる都市拠点の創出 2 誰もが移動しやすいまちづくり 3 花と緑と水のまちづくり 4 恵みある河川・海岸づくり 5 豊かな環境の醸成と継承 	政策4	活力みなぎる産業のまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の新たな展開の推進 2 戦略的な観光の推進 3 経営力の高い農業の振興 4 魅力的な商業の振興 	政策5	安全・安心に暮らせるまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 万全な危機管理体制の構築 2 風水害に強いまちづくりの推進 3 交通安全・防犯対策の推進 4 消防・救急救助体制の充実 5 安全な水の安定供給 	政策6	市民がいきいきと活躍するまちを目指します	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民と行政の協働によるまちづくり 2 教養豊かな人づくり 3 共生社会の確立
	政策1	子どもがすこやかに育つまちを目指します																								
	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなで支え合う子育て環境の充実 2 未来に輝く若者の育成 																								
	政策2	健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します																								
	取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進 3 安心できる地域医療の充実 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進 																								
	政策3	快適で魅力あるまちを目指します																								
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしたくなる都市拠点の創出 2 誰もが移動しやすいまちづくり 3 花と緑と水のまちづくり 4 恵みある河川・海岸づくり 5 豊かな環境の醸成と継承 																									
政策4	活力みなぎる産業のまちを目指します																									
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の新たな展開の推進 2 戦略的な観光の推進 3 経営力の高い農業の振興 4 魅力的な商業の振興 																									
政策5	安全・安心に暮らせるまちを目指します																									
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 万全な危機管理体制の構築 2 風水害に強いまちづくりの推進 3 交通安全・防犯対策の推進 4 消防・救急救助体制の充実 5 安全な水の安定供給 																									
政策6	市民がいきいきと活躍するまちを目指します																									
取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民と行政の協働によるまちづくり 2 教養豊かな人づくり 3 共生社会の確立 																									
<p style="text-align: center;">活力にあふれ 潤いと安全・安心を 実感できるまち</p> <p style="text-align: center;">「定住するなら袋井市」</p>																										
<p style="text-align: center;">つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で 未来を拓くまち</p> <p style="text-align: center;">「市民力なら袋井市」</p>																										

基本構想（計画期間10年）

後期基本計画

行政経営方針（第2次行政改革大綱の3つの基本方針）

前期基本計画における、政策・取組を横断的につなぎ、それぞれの具体的な事業をより効果的に推進するため、第2次袋井市行政改革大綱の3つの基本方針を行政経営方針として位置付けます。

市民とともに高め合う 行政経営

市民、自治会、市民活動団体、NPO、企業、大学などの多様な主体と行政が良きパートナーとなって、それぞれの役割と責任を担い合うことにより、市民満足度の高い行政経営を目指します。

また、行政データのオープン化などにより、市が保有している様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、透明性・公平性が確保された適正な情報公開を推進します。

自主性・自立性の高い 行政経営

明確なビジョン（目標）、戦略（行動計画）、ミッション（使命・実践）を掲げ、人・物・財源・情報といった経営資源を有効活用することにより、自主性・自立性の高い行財政基盤を確立します。

また、マーケティング力や統計指標などの分析力を強化し、戦略的な事業展開を図ります。

コストと成果を重視した 行政経営

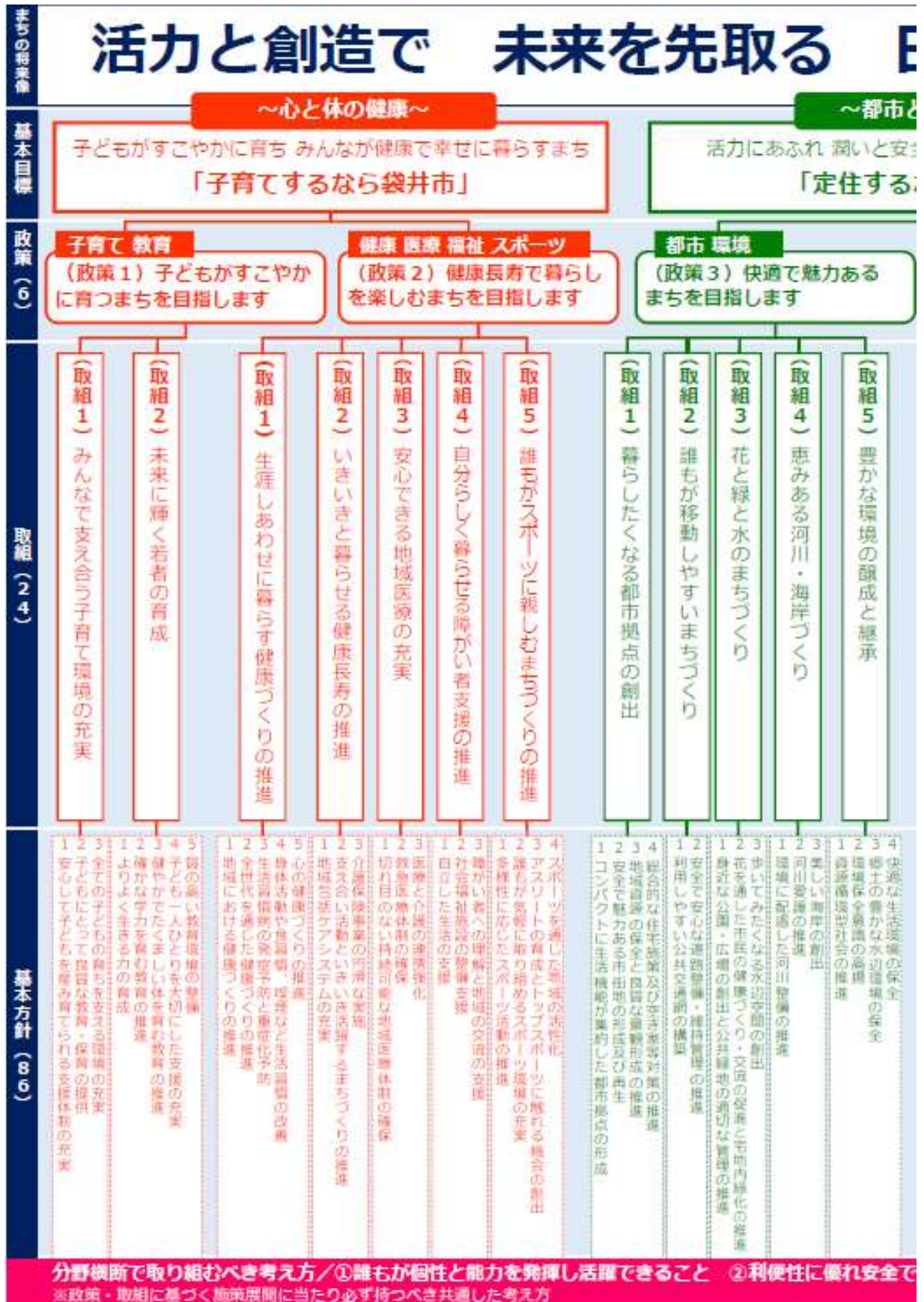
職員一人ひとりの能力向上と柔軟で機動的な組織体制の構築を図るとともに、コストと成果を重視することにより、行政サービスの最適化を図ります。

また、ICTを積極的に活用することにより、行政手続きの電子化や行政情報の公開など、市民ニーズに的確に対応し、効率的で迅速な自治体運営を目指します。

（計画期間5年）

第3章 施策別計画

第1節 施策体系



日本一健康文化都市

～自然の健康～

安全・安心を実感できるまち
なら袋井市

～地域と社会の健康～

つながりと交流を大切にし 豊かな市民力で未来を拓くまち
「市民力なら袋井市」

産業

(政策4) 活みなぎる
産業のまちを目指します

危機管理 交通安全 防犯

(政策5) 安全・安心に
暮らせるまちを目指します

協働 地域 歴史文化 国際交流 共生

(政策6) 市民がいきいきと
活躍するまちを目指します

(取組1) 産業の新たな展開の推進

(取組2) 戦略的な観光の推進

(取組3) 経営力の高い農業の振興

(取組4) 魅力的な商業の振興

(取組1) 万全な危機管理体制の構築

(取組2) 風水害に強いまちづくりの推進

(取組3) 交通安全・防犯対策の推進

(取組4) 消防・救急救助体制の充実

(取組5) 安全な水の安定供給

(取組1) 市民と行政の協働によるまちづくり

(取組2) 教養豊かな人づくり

(取組3) 共生社会の確立

- 1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化
- 2 企業誘致の推進
- 3 人材育成と経営力向上の支援
- 4 雇用対策の推進

- 1 袋井ブランドの活用
- 2 マーケティングの推進
- 3 担い手の充実と育成
- 4 安全・安心な農作物づくりと地産地消の推進
- 5 農産物の高付加価値化と販路拡大

- 1 農産物の高付加価値化と販路拡大
- 2 農地の草刈整備と多面的機能の維持
- 3 次代の担い手育成の推進
- 4 安全・安心な農作物づくりと地産地消の推進
- 5 農産物の高付加価値化と販路拡大

- 1 魅力ある個店・集店街づくりの推進
- 2 商業者等の経営力向上の支援
- 3 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進
- 4 魅力ある個店・集店街づくりの推進
- 5 商業者等の経営力向上の支援

- 1 地域における防災活動の支援
- 2 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上
- 3 高齢者の事故防止の推進
- 4 子供を交通事故から守る取組の推進
- 5 洪水・土砂災害からの避難対策

- 1 流域治水の推進
- 2 土砂災害への対策
- 3 洪水・土砂災害からの避難対策
- 4 流域治水の推進
- 5 土砂災害への対策

- 1 消防力の強化
- 2 救急救命体制の強化
- 3 救急隊体制の強化
- 4 救急隊体制の強化
- 5 救急隊体制の強化

- 1 水道事業の健全経営の確保
- 2 水道水の安定供給の確保
- 3 水道事業の健全経営の確保
- 4 水道水の安定供給の確保
- 5 水道事業の健全経営の確保

- 1 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出
- 2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援
- 3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出
- 4 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出
- 5 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出

- 1 読書活動の推進と図書館機能の拡充
- 2 市民の学び合い・地域づくりへの支援
- 3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用
- 4 読書活動の推進と図書館機能の拡充
- 5 市民の学び合い・地域づくりへの支援

- 1 男女共同参画と女性の活躍の推進
- 2 国際交流・多文化共生の推進
- 3 生活困窮家庭の生活支援
- 4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保
- 5 生活困窮家庭の生活支援

質の高い暮らしができること ③市民が誇りを持ち楽しく暮らせること

「後期基本計画」施策体系（政策・取組）

政策	取組
<p>（政策 1） 子育て・教育 子どもがすこやかに育つまちを 目指します</p>	取組 1 / みんなで支え合う子育て環境の充実
	取組 2 / 未来に輝く若者の育成
<p>（政策 2） 健康・医療・福祉・ スポーツ 健康長寿で暮らしを楽しむまちを 目指します</p>	取組 1 / 生涯しあわせに暮らす健康づくりの 推進
	取組 2 / いきいきと暮らせる健康長寿の推進
	取組 3 / 安心できる地域医療の充実
	取組 4 / 自分らしく暮らせる障がい者支援の 推進
	取組 5 / 誰もがスポーツに親しむまちづくりの 推進
<p>（政策 3） 都市・環境 快適で魅力あるまちを 目指します</p>	取組 1 / 暮らしたくなる都市拠点の創出
	取組 2 / 誰もが移動しやすいまちづくり
	取組 3 / 花と緑と水のまちづくり
	取組 4 / 恵みある河川・海岸づくり
	取組 5 / 豊かな環境の醸成と継承

「後期基本計画」施策体系（基本方針）

基本方針

- | |
|--------------------------------|
| 1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実 |
| 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供 |
| 3 全ての子どもの育ちを支える環境の充実 |
| 1 よりよく生きる力の育成 |
| 2 確かな学力を育む教育の推進 |
| 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進 |
| 4 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実 |
| 5 質の高い教育環境の整備 |
| 1 地域における健康づくりの推進 |
| 2 全世代を通じた健康づくりの推進 |
| 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防 |
| 4 身体活動や食習慣、喫煙など生活習慣の改善 |
| 5 心の健康づくりの推進 |
| 1 地域包括ケアシステムの充実 |
| 2 支え合い活動といきいき活躍するまちづくりの推進 |
| 3 介護保険事業の円滑な実施 |
| 1 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保 |
| 2 救急医療体制の確保 |
| 3 医療と介護の連携強化 |
| 1 自立した生活の支援 |
| 2 社会福祉施設の整備支援 |
| 3 障がい者への理解と地域の交流の支援 |
| 1 多様性に応じたスポーツ活動の推進 |
| 2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の充実 |
| 3 アスリートの育成とトップスポーツに触れる機会の創出 |
| 4 スポーツを通じた地域の活性化 |
| 1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成 |
| 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生 |
| 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進 |
| 4 総合的な住宅施策及び空き家等対策の推進 |
| 1 利用しやすい公共交通網の構築 |
| 2 安全で安心な道路整備・維持管理の推進 |
| 1 身近な公園・広場の創出と公共緑地の適切な管理の推進 |
| 2 花を通じた市民の健康づくり・交流の促進と宅地内緑化の推進 |
| 3 歩いてみたくなる水辺空間の創出 |
| 1 環境に配慮した河川整備の推進 |
| 2 河川愛護の推進 |
| 3 美しい海岸の創出 |
| 1 資源循環型社会の推進 |
| 2 環境保全意識の高揚 |
| 3 郷土の豊かな水辺環境の保全 |
| 4 快適な生活環境の保全 |

「後期基本計画」施策体系（政策・取組）

政策	取組
<p>（政策 4） 産業 活力みなぎる産業のまちを 目指します</p>	取組 1 / 産業の新たな展開の推進
	取組 2 / 戦略的な観光の推進
	取組 3 / 経営力の高い農業の振興
	取組 4 / 魅力的な商業の振興
<p>（政策 5） 危機管理・交通安全・ 防犯 安全・安心に暮らせるまちを 目指します</p>	取組 1 / 万全な危機管理体制の構築
	取組 2 / 風水害に強いまちづくりの推進
	取組 3 / 交通安全・防犯対策の推進
	取組 4 / 消防・救急救助体制の充実
	取組 5 / 安全な水の安定供給
<p>（政策 6） 協働・地域・歴史・ 文化・国際交流・共生 市民がいきいきと活躍するまちを 目指します</p>	取組 1 / 市民と行政の協働によるまちづくり
	取組 2 / 教養豊かな人づくり
	取組 3 / 共生社会の確立

「後期基本計画」施策体系（基本方針）

基本方針

- | |
|---------------------------|
| 1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化 |
| 2 企業誘致の推進 |
| 3 人材育成と経営力向上の支援 |
| 4 雇用対策の推進 |
| 1 袋井ブランドの活用 |
| 2 マーケティングの推進 |
| 3 担い手の充実と育成 |
| 1 次代の担い手育成の推進 |
| 2 農地の基盤整備と多面的機能の維持 |
| 3 農産物の高付加価値化と販路拡大 |
| 4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進 |
| 5 農資源の更なる有効活用 |
| 1 商業者等の経営力向上の支援 |
| 2 魅力ある個店・商店街づくりの推進 |
| 3 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進 |
| 1 家庭における地震対策の推進 |
| 2 地域防災力の強化 |
| 3 津波被害軽減の推進 |
| 4 原子力災害への対策 |
| 5 災害発生後の円滑な対応 |
| 6 感染症予防の推進 |
| 1 流域治水の推進 |
| 2 土砂災害への対策 |
| 3 洪水・土砂災害からの避難対策 |
| 1 子どもを交通事故から守る取組の推進 |
| 2 高齢者の事故防止の推進 |
| 3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上 |
| 4 地域における防犯活動の支援 |
| 1 消防力の強化 |
| 2 火災予防の推進 |
| 3 救急救命体制の強化 |
| 1 水道水の安定供給の確保 |
| 2 水道事業の健全経営の確保 |
| 1 自治会（連合会）活動の維持・促進 |
| 2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援 |
| 3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出 |
| 1 社会全体が連携した社会に貢献する人づくりの推進 |
| 2 市民の学び合い・地域づくりへの支援 |
| 3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用 |
| 4 読書活動の推進と図書館機能の拡充 |
| 1 男女共同参画と女性の活躍の推進 |
| 2 国際交流・多文化共生の推進 |
| 3 生活困窮家庭の生活支援 |
| 4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保 |

このページに
印刷はありません

政策 1

子どもがすこやかに育つまちを目指します

取組 1 みんなで支え合う子育て環境の充実

取組 2 未来に輝く若者の育成

政策 1

子どもがすこやかに育つまちを目指します

【子育て・教育分野】



〇現状と課題

我が国の人口は、平成20年（2008年）の約1億2,800万人をピークとして、出生数の減少と死亡数の増加が続く長期的な減少局面に入りました。国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口（平成29年推計）」では、このままの状態では、令和42年（2060年）には9,284万人にまで減少するとされています。

そのため、国は令和42年に約1億人の人口を維持することを目的として、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、継続して人口減少・少子化対策に取り組んでいくこととしています。

本市の人口動態をみると、近年は微増で推移しているものの、今後は少子高齢化が進み、間もなく人口減少に転じることが見込まれています。

このような中、今後も活力あるまちを維持していくためには、結婚や出産、子育ての希望をかなえるとともに生活面の充実を図るなど、特に子育て世代が住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、家庭をはじめ、地域、企業及び行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協力し、妊娠から出産、子育てまでの各段階に応じた多様な子育て支援施策を充実させていくことが重要です。

また、社会環境が急激に変化し、将来が展望しにくい時代にあっては、地域の担い手となる若者がよりたくましく成長できるよう、教育の仕組みを改善するとともに、ICTの導入等により学びの環境を充実させていく必要があります。

○取組

取組 1 みんなで支え合う子育て環境の充実

- 1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実
- 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供
- 3 全ての子どもの育ちを支える環境の充実

取組 2 未来に輝く若者の育成

- 1 よりよく生きる力の育成
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進
- 4 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実
- 5 質の高い教育環境の整備

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がるが良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R 7年度)
合計特殊出生率 [↑]	1.67 (H30)	1.95 (R 6)
保育所等利用待機児童数 (人) [↓] ※政策 1 取組 1 指標	33 (R 2)	0
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合 (%) [↑] ※政策 1 取組 2 指標	78.3 (R 2)	84.0

1 みんなで支え合う子育て環境の充実

(担当課) すこやか子ども課、教育企画課、育ちの森、健康づくり課



●目的

家庭、地域、企業及び行政が連携・協力し、地域社会全体で子ども・子育てを支援します。

●現状と課題

本市の平成30年（2018年）における人口千人当たりの出生数は9.0人で、静岡県平均の6.8人を大きく上回り、15歳未満の年少人口の全人口に占める割合もここ数年は15%程度で推移していますが、長期的には少子化が進行する状況です。

子育てをめぐる環境は、少子化の進行をはじめ、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化による子育て世帯の孤立、外国人の子どもが増加など、様々な変化が生じています。

また、核家族化や共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化に伴い、今後ますます保育ニーズが高まることが予測されます。

このような中、保育ニーズに応えられる施設や環境を整備し、待機児童を解消するとともに、関係機関が連携して妊娠から出産、乳幼児期までにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、親の愛情あふれる子育てはもとより、地域ぐるみで子育ての喜びを感じられる社会の構築が求められています。

そのため、家庭、地域、企業及び行政がそれぞれ役割を担いながら連携・協力し、地域社会全体で子どもや子育てを支援する取組を充実していく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
保育所等利用待機児童数（人） [↓] ※政策1指標	33 (R2)	0
放課後児童クラブの定員（人） [↑]	1,247 (R1)	1,807
地域子育て支援拠点施設における利用者の満足度（%） [↑]	98.0 (R1)	99.5
親スキルアップ講座参加者の満足度（%） [↑]	90.0 (R1)	98.0

●基本方針

1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実

地域の様々な世代の人たちが子育て世帯に寄り添い、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等の関係機関が連携して妊娠から出産、乳幼児期までにわたる切れ目のない支援を行うなど、子育て支援施策の充実を図ります。

主な事業 妊産婦支援事業、子育て世代包括支援センター運営、子育て支援拠点運営 など

2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

公立幼稚園・保育所の認定こども園化等により、教育・保育施設の環境を整備するとともに、「就学前教育・幼小接続プログラム」の推進により、保育所（園）、幼稚園及び認定こども園と小中学校との連携を強化し、子どもの成長に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供します。

主な事業 公立幼稚園・保育所の認定こども園化、幼小中一貫教育推進（保・幼・小・中の連携強化）、幼児教育センター運営 など

3 全ての子どもの育ちを支える環境の充実

育ちの森をはじめ、子どもの育ちを支える体制・機能を充実するとともに、地域社会における子どもの成長や発達に関する理解を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

主な事業 放課後児童クラブ運営、児童発達支援事業、子ども医療費の助成 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○親としての自覚や子どもの育成に責任を持ちます ○子どもとのコミュニケーションを大切にし、子育てする喜びを実感します	○地域ぐるみで子どもに関心を持ち、子どもを見守り、子育てを支援します ○子育てに対する理解を深め、子育てしやすい環境を築きます	○子どもや親が安心して暮らすことができる環境の充実を図ります ○地域や社会が子育てを支援しやすい環境を築きます

関連計画

- 袋井市教育大綱
- 袋井市小中一貫教育基本方針
- 袋井市子ども・子育て支援事業計画（袋井市次世代育成支援行動計画）（袋井市子どもの貧困対策計画）

- 袋井市地域福祉推進計画
- 袋井市障がい者計画
- 袋井市障がい福祉計画（袋井市障がい児福祉計画）
- 袋井市健康づくり計画

2 未来に輝く若者の育成



(担当課) 学校教育課、教育企画課、すこやか子ども課、育ちの森、おいしい給食課

●目的

幼小中一貫教育を通じて、「自立力」と「社会力」を兼ね備えた、心豊かでたくましい若者を育てます。

●現状と課題

社会環境が多様化し、将来の予測が困難な時代と言われる中で、グローバル社会に適応した若者を育成するため、新しい学習指導要領では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」等の総合的な力を養うことが求められています。

本市では、子どもの学習意欲の低下や学習のつまずき等を抱えたままでの進級・進学、特別な支援や配慮を要する子どもの増加等の教育課題が顕在化しており、このような教育課題を解消するとともに、子どもたちがこれからの時代に必要となる力（「自立力」「社会力」）を身に付けるため、市内の4つの中学校区ごとに小・中学校と幼稚園、保育所等が学園を構成し、3歳から中学卒業までの12年間を通じた教育プログラムで系統的かつ効果的な教育指導を行う「幼小中一貫教育」に取り組んでいます。

また、特別な配慮等を要する子どもに加え、不登校や外国人の子どもも増加しており、障がいの有無に関係なく学ぶことを通じ共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育の理念「共生・共育」を踏まえ、一人ひとりを大切にした支援を充実していく必要があります。

そのため、子どもたちがよりたくましく成長できる環境を作るとともに、教職員が個々の事情を抱えた子どもたちに向き合うことができるよう、教員の役割を見直して働き方を改める取組や保護者・地域住民の学校運営への参画・協力による学校づくりを進めていくことが求められています。

さらに、多くの教育施設で改修や更新が必要な状況にあるため、長寿命化と予防保全への転換を進めるとともに、計画的に改修等を行い、性能水準の引き上げを図っていくことやICTを活用した教育を行うための環境整備が求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合 (小6・中3) (%) [↑] ※政策1指標	78.3 (R2)	84.0
全国規模の学力調査で全国平均正答率を100とした際の指数 (小6・中3) [↑]	100.0 (R1)	102.5
「運動が好き」と答える児童生徒の割合 (小5・中2) (%) [↑]	86.7 (R1)	92.0
学校給食における市内産野菜の使用率 (重量ベース) (%) [↑]	34.8 (R1)	33.0

●基本方針

1 よりよく生きる力の育成

幼児期に芽生え始めた自立心や協調性を大切にしながら、家族や仲間、地域社会との関わり合いの中で子どもの「自己有用感・自己肯定感」を育み、「夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す15歳」の子どもを幼小中一貫教育で育成します。

主な事業 幼小中一貫教育推進、地域とともにある学校づくり推進事業、中学生未来会議 など

2 確かな学力を育む教育の推進

就学前の教育や保育の中で身に付けた「学びに向かう力」を基盤として、ICTを効果的に活用した協働的学習（思考ツールを活用した学習）や個別最適化された学習を推進し、子どもたちの「考える力」を幼小中一貫教育で育成します。

主な事業 学力向上推進事業、ICT教育推進事業、英語教育推進事業 など

3 健やかでたくましい体を育む教育の推進

就学前の運動や食に関する指導を基盤として、体力づくりや食育など、健やかな体を育む教育を幼小中一貫教育で推進するとともに、地産地消の取組を維持しながら、安全・安心でおいしい給食を提供します。

主な事業 体力向上推進事業、食育推進事業、スクールガード事業 など

4 子ども一人ひとりを大切にしたい支援の充実

人権教育を基盤として、就学前からの支援を学園内で継続させ、育ちの森等と連携して子ども一人ひとりのニーズや個々の特性に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。また、外国人児童・生徒への支援をはじめ、いじめや不登校対策に学園内で積極的に取り組みます。

主な事業 いじめ・不登校対策事業、特別支援教育推進事業、外国人児童生徒支援事業 など

5 質の高い教育環境の整備

安全性、機能性等に配慮した教育施設の長寿命化改修を計画的に推進します。また、ICTを活用した教育を実践するために必要な学習環境の整備に取り組みます。

主な事業 小・中学校施設維持管理事業、ICT教育推進事業（再掲） など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○学園・学校の教育活動に関心を持ち、学園・学校の運営を支援するよう努めます ○生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます	○地域住民が魅力ある学園・学校づくりに主体的に参画します ○地域ぐるみで子どもの学びを支援し育てます	○子どもの視点に立ち、徳・知・体の調和のとれた教育を推進します ○学園・学校と保護者や地域とともに教育環境の充実を図ります

関連計画

- 袋井市教育大綱
- 袋井市幼小中一貫教育基本方針
- 袋井市子ども・子育て支援事業計画（袋井市次世代育成支援行動計画）
- 袋井市子どもの貧困対策計画
- 袋井市子ども読書活動推進計画

- 袋井市教育情報化推進計画
- 袋井市生涯学習推進大綱
- 袋井市教育施設整備方針
- 袋井市公共施設等総合管理計画
- 袋井市教育施設等3Rプロジェクト

このページに
印刷はありません

政策 2

健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

- 取組 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進**
- 取組 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進**
- 取組 3 安心できる地域医療の充実**
- 取組 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進**
- 取組 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進**

政策2

健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

【健康・医療・福祉・スポーツ分野】



〇現状と課題

全国的に高齢化が進行し、令和2年（2020年）9月15日現在推計の65歳以上の高齢者人口は、過去最多の3,617万人、総人口に占める割合（高齢化率）も過去最高の28.7%となりました。超高齢社会※が進む中、令和7年（2025年）には全ての団塊の世代が後期高齢者となるため、年金や医療費等の社会保障費に加え、要介護高齢者の増加等が懸念されています。

本市では、まちづくりの普遍的理念として「日本一健康文化都市」を掲げ、市民が健康で、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進しています。幸せな人生を送るためには、心身の健康が最も大切であり、令和元年（2019年）6月に実施した市民意識調査でも、自らが健康だと思う人は90.5%が幸せだと感じているなど、健康だと思う人ほど「幸せ」だと感じる割合が高い結果となっています。

そのためには、適度な身体活動をはじめ、望ましい食習慣や適正な生活習慣の定着、「人と人とのつながり」や「人と社会のつながり」が不可欠であるため、幼少期から高齢期までの各年代に合わせた健康づくりに加え、様々なつながりづくり等を進めるとともに、総合健康センターや聖隷袋井市民病院、中東遠総合医療センターを拠点として、保健、医療、介護及び福祉の切れ目のないサービスを提供していくことが求められています。

また、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って安心して自分らしく暮らし続けられるよう、公的サービスの充実を図るとともに、家庭、地域、各種団体、企業及び行政等の多様な主体が相互に連携を図り、全体で支え合う地域共生社会※の実現を目指していく必要があります。

さらに、スポーツが持つ多面的な機能を活かし、市民、企業及び行政が連携してシティプロモーションや地域の活性化、関係人口※の拡大等に取り組んでいくことが求められています。

※超高齢社会…65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会のこと

※地域共生社会…制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて誰もが役割を持ち、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと

※関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと

○取組

取組 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進

- 1 地域における健康づくりの推進
- 2 全世代を通じた健康づくりの推進
- 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 4 身体活動や食習慣、喫煙など生活習慣の改善
- 5 心の健康づくりの推進

取組 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進

- 1 地域包括ケアシステムの充実
- 2 支え合い活動といきいき活躍するまちづくりの推進
- 3 介護保険事業の円滑な実施

取組 3 安心できる地域医療の充実

- 1 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保
- 2 救急医療体制の確保
- 3 医療と介護の連携強化

取組 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

- 1 自立した生活の支援
- 2 社会福祉施設の整備支援
- 3 障がい者への理解と地域の交流の支援

取組 5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進

- 1 多様性に応じたスポーツ活動の推進
- 2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の充実
- 3 アスリートの育成とトップスポーツに触れる機会の創出
- 4 スポーツを通じた地域の活性化

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上げる方が良い」「下げる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
お達者度（男性・女性）（年） [↑]（上段：男性・下段：女性）※政策2取組1指標	18.37 21.44 (H29)	18.78 21.91 (R5)
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合（HbA1cの値が6.5%以上の人）（%） [↓] ※政策2取組1指標	10.5 (H30)	9.9 (R6)
総合健康センターでの総合相談件数（件/年） [↑] ※政策2取組3指標	4,930 (R1)	5,600

1

生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進



(担当課) 健康づくり課、地域包括ケア推進課、市民課、しあわせ推進課



●目的

生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代に合わせた健康づくりを推進します。

●現状と課題

本市では、「生活習慣病予防と介護予防の推進による健康長寿の実現」を目指し、総合健康センターを拠点として、まち全体で健康づくりを推進してきました。

本市の最近5年間の死亡原因を見ると、がん等の悪性新生物や心疾患、脳血管疾患、老衰が各年とも約6割を占めているほか、要介護の主な原因は約5割を脳血管疾患や認知症、関節疾患が占めるなど、いずれも身体活動、食習慣及び生活習慣が関連しています。

そのため、体の健康に関する取組としては、糖尿病をはじめとした生活習慣病や認知症、フレイル[※]等の予防が重要であることから、妊娠期・幼少期から高齢期までの全世代を通じ、適度な身体活動や望ましい食習慣の啓発に加え、受動喫煙防止等のたばこによる健康への影響から市民を守る取組を実施していく必要があります。

また、健康に良い影響を持つ「人と人とのつながり」や「人と社会とのつながり」づくりを促進するとともに、心の健康づくりに関しては、関連機関や部署間の連携を深めることで支え合いや見守り等の仕組みを強化することに加え、個人や地域に対して、より一層の啓発に取り組んでいくことが求められています。

今後、個人だけでなく地域や職場など、様々な場面で健康づくりへの取組を広めていくには、地域や健康づくりに取り組む団体と更なる連携を図るとともに、働く世代への働き掛けとして、市内の企業・事業所の健康経営への取組支援を強化していくことが重要となっています。 ※フレイル…筋力や活動が低下している状態（虚弱状態）のこと

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
お達者度（男性・女性）（年） [↑]（上段：男性・下段：女性）※政策2指標	18.37 21.44 (H29)	18.78 21.91 (R5)
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合（HbA1cの値が6.5%以上の人）（%） [↓] ※政策2指標	10.5 (H30)	9.9 (R6)
市国保特定健診で内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合（男性・女性）（%）（上段：男性・下段：女性） [↓]	35.8 14.2 (H30)	34.3 12.7 (R6)
総合健康センター（聖隷袋井市民病院と休日急患診療室を含む）の延べ利用者数（人） [↑]	109,024 (R1)	117,200 (R6)

●基本方針

1 地域における健康づくりの推進

市民の健康意識の向上のために、コミュニティセンターを地域の健康づくりの拠点として位置づけ、「人と人とのつながり」や「人と社会とのつながり」づくりを促進するとともに、地域が主体となる健康づくりの取組を推進します。

主な事業 コミュニティセンター等での健康教室・相談、出前健康教室開催 など

2 全世代を通じた健康づくりの推進

乳幼児から高齢者まで全世代を通じた健康づくり施策を切れ目なく展開するとともに、地域、各種団体及び企業との連携を強化し、市民の主体的な健康づくりを支援します。

また、ICTを効果的に活用し、対面しなくても健康相談ができる環境を整えます。

主な事業 乳幼児健康診査・健康相談、小児生活習慣病予防教室、後期高齢者の健康診査 など

3 生活習慣病の発症予防と重症化予防

医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康づくり推進員及び健康づくり食生活推進協議会など、地域の多様な関係者と連携して検診（健診）受診率を向上させるとともに、ICTの活用による分析結果を踏まえたオーダーメイドの保健指導を充実します。

主な事業 市国保特定健康診査及び特定保健指導、各種がん検診 など

4 身体活動や食習慣、喫煙など生活習慣の改善

適度な身体活動や望ましい食習慣への啓発に加え、受動喫煙防止等のたばこによる健康への影響から市民を守る取組を強化します。

主な事業 フッピー健康ポイント事業「#2961ウオーク」、健康づくり食生活推進協議会の活動、たばこによる健康への影響から市民を守る取組 など

5 心の健康づくりの推進

関係機関や部署間の連携を深め、心の健康づくりネットワークによる支え合いや見守り等の仕組みを強化するとともに、個人や地域への啓発に取り組みます。

主な事業 こころの健康の啓発、ゲートキーパー養成研修 など

●協働の考え方や役割

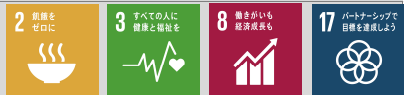
自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<ul style="list-style-type: none"> ○病気の発症原因を知り、健康への理解を深めます ○若い頃から適度な身体活動量の確保や望ましい食習慣の定着、喫煙等の生活習慣の改善に取り組みます ○企業での健康経営を推進し、働く世代の健康管理や健康増進に取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティセンターを健康づくりの拠点として地域住民の健康づくりに努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合健康センターを拠点に地域や企業との連携を強化し、家庭や会社など様々な場面での健康づくりを支援します ○たばこによる健康への影響から市民を守る取組を推進します

関連計画

- 袋井市健康づくり計画
- 袋井市国民健康保険保健事業実施計画
- 袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 袋井市長寿しあわせ計画
- 袋井市地域福祉推進計画

- 袋井市子ども・子育て支援事業計画（袋井市次世代育成支援行動計画）
- 袋井市子どもの貧困対策計画
- 袋井市自殺対策計画

2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進



(担当課) 地域包括ケア推進課、健康づくり課、市民課、しあわせ推進課

●目的

全ての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム※」の充実を推進します。

●現状と課題

本市の令和2年(2020年)4月1日現在における高齢化率(23.9%)は、県平均(29.5%)より低いものの、令和7年(2025年)には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となるなど、高齢者全体の人口増加が見込まれています。

また、要介護認定率は県平均とほぼ同水準ですが、高齢化の進行による要介護認定者や認知症高齢者の増加により、今後は、介護サービス利用者数の伸びやそれに伴う介護サービス費用の更なる増大が懸念されます。

これに加え、高齢化や核家族化の進行等により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加も見込まれています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、地域住民やボランティア等による高齢者の見守りや支え合いによる「互助」の取組をより一層広げていくとともに、高齢者のニーズに応じた介護保険事業の円滑な実施が必要となっています。

さらに、保健、医療、介護及び福祉等が連携して必要とされるサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実が求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
要介護(要支援)認定者の割合(65歳以上)(%) [↓]	14.9 (R1)	16.1
要介護(要支援)認定者のうち在宅サービス利用者の割合(%) [↑]	59.9 (R1)	60.0
認知症サポーターの人数(人) [↑]	970 (R1)	1,000
通いの場(介護予防体操)の箇所数(週1回以上の活動)(箇所) [↑]	66 (R1)	93

※地域包括ケアシステム…団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと

●基本方針

1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、総合健康センターを拠点として、保健、医療、介護及び福祉等が連携し、必要なサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実を推進します。

主な事業 地域包括支援センター運営、在宅高齢者への支援サービス、総合相談窓口運営 など

2 支え合い活動といきいき活躍するまちづくりの推進

高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進するとともに、地域での交流の場や介護予防に取り組む通いの場づくりに加え、認知症施策の充実など、相互に支え合う取組や担い手育成を支援することで、生きがい創出や社会参加につなげ、誰もがいきいきと活躍するまちづくりを推進します。

主な事業 通いの場開設支援、地域の支え合い活動推進、認知症サポーター養成講座開催 など

3 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送り続けられるよう、高齢者のニーズに応じたサービス提供体制を整えるとともに、サービスの質の向上を図ります。

主な事業 介護保険事業、介護予防・生活支援サービス事業

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○介護予防に取り組むとともに地域とつながりのある生活に努めます ○介護サービス事業者は、サービスの質の確保・向上に努めます	○地域住民同士の支え合いができる体制づくりに努めます	○保健、医療、介護及び福祉等が連携して、地域包括ケアシステムの充実を図ります ○地域の担い手育成や支え合う仕組みづくりを推進します

関連計画

●袋井市長寿しあわせ計画
 （袋井市高齢者保健福祉計画、袋井市介護保険事業計画）

●袋井市健康づくり計画
 ●袋井市地域福祉推進計画

3 安心できる地域医療の充実



(担当課) 地域包括ケア推進課

●目的

市民が安心して暮らせるよう、切れ目のない地域医療体制の確保を図るとともに、医療・介護の連携を深めます。

●現状と課題

中東遠地域の人口10万人当たりの医師数は、県平均や全国平均を大きく下回る状況が続く中、市民が安心して医療を受けるためには、中東遠総合医療センターや聖隷袋井市民病院、休日急患診療室及び地域の診療所等の医療機関が、それぞれの役割の明確化と連携の強化に努め、切れ目のない地域医療体制の確保につなげていくことが必要です。

また、医療を支える人材の育成や確保の重要性をはじめ、かかりつけ医等を持つことやコンビニ受診抑制の必要性、新型コロナウイルス等の感染症流行時に医療機関が果たす役割など、医療従事者及び医療機関に対する利用者の正しい理解を深めていくことやICTの活用等が持続可能な地域医療の確立には大変重要です。

さらに、誰もが人生の最期まで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現していくためには、在宅医療と介護を支える医療・介護分野の多職種連携やACP（アドバンス ケア プランニング）※の普及啓発を推進することが大切です。

そのため、総合健康センターを拠点として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関及び訪問看護・介護サービス事業者等が更なる連携を進め、保健、医療、介護及び福祉サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の充実を図っていく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
中東遠総合医療センターの患者満足度（入院）（%） [↑]	93.2 (R1)	95.0
中東遠総合医療センターの患者満足度（外来）（%） [↑]	70.8 (R1)	84.0
総合健康センターでの総合相談件数（件/年） [↑] ※政策2指標	4,930 (R1)	5,600

※ACP（Advance Care Planning／愛称：人生会議）…人生の最終段階において、自らが望む医療やケアについて、事前に家族や医療・介護従事者等と話し合いを重ね共有していくこと

●基本方針

1 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保

中東遠総合医療センターや聖隷袋井市民病院、県・保健所、開業医等との連携を深め、新型コロナウイルス等の感染症対策などを含めた切れ目のない医療体制を確保するとともに、その仕組みを持続可能なものとして支える医療人材の育成・確保に努めます。

主な事業 中東遠総合医療センター運営支援、聖隷袋井市民病院運営、地域医療啓発事業 など

2 救急医療体制の確保

医師会や中東遠総合医療センター等との連携による救急医療体制の充実に努めるとともに、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことやコンビニ受診の抑制、感染症流行時の医療機関の役割等についての市民理解を深めます。

主な事業 医療市民講座の実施、医師会との連携推進、休日急患診療室運営、平日夜間救急当番医運営 など

3 医療と介護の連携強化

総合健康センターを拠点とした地域包括ケアシステムの充実に努めるとともに、誰もが人生の最期まで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護を切れ目なく一体的に提供するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び介護支援専門員等の多職種が連携できる体制を整えます。

主な事業 在宅医療・介護多職種連携推進事業、総合健康センター運営 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・かかりつけ薬局をもち、自己の健康管理に努めます ○「コンビニ受診」や「はしご受診」を避け、医療機関を適正に活用します 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、介護・福祉事業所及び行政とともに、地域包括ケアシステムの充実に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と市民とがコミュニケーションを図れる機会を創出します ○総合健康センターを拠点に、医療と介護を切れ目なく一体的に提供するための体制を整えます

関連計画

●袋井市健康づくり計画

●袋井市長寿しあわせ計画

4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進



(担当課) しあわせ推進課

●目的

障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいを持って生活できる環境を整備します。

●現状と課題

我が国では、障がいのある人の権利を実現するため、平成26年（2014年）1月に障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会参加促進を目的とした「障害者の権利に関する条約[※]」を批准しました。

障がいのある人への支援は、障がいの種別や年齢に関係なく、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられることが望ましく、また、自分の能力を最大限に発揮するとともに生きがいを持って生活できる環境の整備が求められています。こうした環境整備の一環として、本市では平成30年（2018年）9月に「袋井市手話言語条例」を制定しました。

また、本市における平成30年度末の身体障害者手帳の保持者は、2,119人（2.40%）、療育手帳保持者は793人（0.90%）、精神障害者保健福祉手帳保持者は422人（0.48%）です。

今後、より多様なニーズに応じたサービスを展開していくことに加え、核家族化や高齢化の進行等により、家族からの支援が難しくなると見込まれることから、障がいのある人が身近なところで相談できる体制を整備し、さらに充実していく必要があります。

これに加え、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、個々の特性を生かした就労や地域の取組参加等について、企業や地域等の理解や協力を得ながら推進するとともに、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、中長期視点を持って就労マッチング支援に取り組んでいくことが重要です。

※障害者の権利に関する条約…障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
共同生活援助（グループホーム）の定員数（人） [↑]	71 (R 1)	86
避難行動要支援者の個別計画作成の同意率（%） [↑]	77.8 (R 1)	82.5
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合（%） [↑]	36.5 (R 1)	50.0

●基本方針

1 自立した生活の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身近に相談できる環境の整備・充実、住まいや就労の場の確保及び就労マッチング支援など、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、必要な支援を行います。

主な事業 自立支援給付（障害福祉サービス）、地域生活支援事業、聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者派遣 など

2 社会福祉施設の整備支援

住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、共同生活援助（グループホーム）等のサービス拠点となる施設整備を支援します。

主な事業 社会福祉施設設備整備費補助事業 など

3 障がい者への理解と地域の交流の支援

住み慣れた地域において安全・安心に生活できるよう、地域での支援体制を整えるとともに、障がいのある人への正しい理解を深め、個々の特性を生かした就労や地域で行われる様々な行事や取組に参加できるよう支援します。

主な事業 身体障がい者に対する緊急通報システム貸与事業、知的障がい啓発、災害時の要配慮者支援事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○障がいのある人や家族が社会参加を目指す意識を持つよう努めます ○地域の民生委員等に相談しやすい環境づくりに努めます	○地域全体で障がいのある人を見守る意識を持ち、支え合う環境を整えます ○障がいのある人の地域活動への積極的な参加を促します	○様々な機会を活用し、広くノーマライゼーション※の理念を啓発します ○地域や社会福祉法人、企業等と連携を強化し、地域移行を推進します

関連計画

●袋井市障がい者計画

●袋井市障がい福祉計画
(袋井市障がい児福祉計画)

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人も、誰もが平等に生活できる社会が普通（ノーマル）の社会である、とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策や運動のこと

5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進

(担当課) スポーツ政策課



●目的

市民が生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送れるよう、気軽に親しみ、楽しむことのできるスポーツ環境の充実に取り組みます。

●現状と課題

本市では、ラグビーワールドカップ2019の開催や東京2020オリンピック・パラリンピックに伴うアイルランドオリンピックチームとの交流等を通じ、市民が様々な形でスポーツに親しむ（する・観る・支える）機会が増加しました。これらの大型スポーツイベントが持つ多面性は、本市のまちづくりに広く効果を及ぼしています。

こうした大会を契機として市民のスポーツへの関心を更に高めていくためには、ニュースポーツの普及やスポーツイベントへの市民参画をはじめ、スポーツを通じたまちの国際化やスポーツツーリズムの振興など、スポーツを活かしたまちづくりの推進が必要です。

また、体力や年齢、技術など、市民の様々なニーズに応じたスポーツ施設の充実が求められていることから、PFI事業者が運営している総合体育館「さわやかアリーナ」については、民間のノウハウを活用して効果的な運営を行うとともに、老朽化が著しい施設については、適正な管理運営を行うため、計画的に改修を進めていくことが必要です。

さらに、子どもたちがスポーツに親しむ機会を増やすためには、学校教育と社会体育が連携し、スポーツを通じた体力の向上をはじめ、体を動かす大切さや仲間とのふれあいの中で楽しさ・喜びを実感できる取組が重要です。

これに加え、市スポーツ協会等と連携したアスリート育成のための支援、指導者の発掘と育成や、一人でも多くの市民がトップスポーツに触れる機会の創出に取り組むとともに、スポーツが生活の中に溶け込み、人生を豊かにすることができるよう、スポーツ環境を充実させていく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
スポーツ指導者派遣回数(回/年) [↑]	170 (R1)	190
全国スポーツ大会の出場者数(激励金交付件数) (件/年) [↑]	59 (R1)	330 (R3-7)
市内の運動施設の利用者数(エコパを除く) (人/年) [↑]	551,962 (R1)	625,000

●基本方針

1 多様性に応じたスポーツ活動の推進

幼少期におけるスポーツに親しむきっかけづくりをはじめ、学校教育と社会体育との連携、誰もが身近で気軽にできる健康づくりのためのスポーツなど、年齢、国籍及び障がいの有無等にかかわらず、市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援します。

主な事業 各種スポーツ教室開催、各種スポーツイベント開催、スポーツ指導者派遣事業 など

2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の充実

総合体育館「さわやかアリーナ」を拠点として、多様化する市民ニーズを捉えたスポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツ関係団体との連携等により、市民が気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進します。

主な事業 総合体育館等市内公共運動施設運営・維持管理、総合型地域スポーツクラブ連携・支援事業 など

3 アスリートの育成とトップスポーツに触れる機会の創出

アスリートの競技力向上や指導者の発掘と育成を図るとともに、トップレベルのスポーツ観戦やトップアスリートとの交流を通じて、市民のスポーツへの理解が深まり、関心が高まるよう、プロスポーツの誘致や全国大会の開催支援に取り組みます。

主な事業 競技スポーツ支援事業、スポーツ指導者連携強化事業、スポーツ選手激励事業 など

4 スポーツを通じた地域の活性化

ラグビーワールドカップ等を契機とした市民の盛り上がりを継続し、スポーツへの関心をより高めるとともに、企業や各種関係団体と連携し、スポーツイベントへの市民の参画、スポーツを通じたまちの国際化やスポーツツーリズムの振興など、スポーツを活かしたまちづくりを推進します。

主な事業 スポーツドリーム推進事業、スポーツを通じた国際交流事業、スポーツツーリズム推進事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツ活動に取り組みます ○子どもの頃から体を動かす楽しさや日常的な運動習慣を身に付けます	○地域で身近に運動できるスポーツ環境づくりを推進します ○選手と指導者を育成し、競技力向上を図るよう努めます	○誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを行える環境を整備します ○スポーツが日常的に行われるよう、スポーツ環境の充実を図ります

関連計画

●袋井市スポーツ推進計画

●袋井市教育大綱

このページに
印刷はありません

政策 3

快適で魅力あるまちを目指します

取組 1 暮らしたくなる都市拠点の創出

取組 2 誰もが移動しやすいまちづくり

取組 3 花と緑と水のまちづくり

取組 4 恵みある河川・海岸づくり

取組 5 豊かな環境の醸成と継承

政策3 快適で魅力あるまちを目指します

【都市・環境分野】



○現状と課題

我が国では、少子高齢化の進行に伴い、公共施設や道路、橋梁等の社会インフラの老朽化及びその更新費用の負担が大きな問題となっており、集約型の持続可能なまちづくりが求められています。

本市では、都市計画マスタープラン（平成30年（2018年）3月改定）や立地適正化計画（平成30年9月策定）において、JR袋井駅周辺の都市拠点や上山梨地区、愛野駅及び浅羽支所周辺の地域拠点には、徒歩圏での居住・生活に必要な機能集積の促進を図るとともに、これらの主要な拠点とコミュニティセンター等を中心とする集落拠点等を結ぶネットワークを充実することで、コンパクトな都市構造への転換を推進しています。

今後も、誰もが快適で暮らしやすいまちを築いていくため、日常生活や産業・経済活動の中心となる都市拠点等の形成や円滑に移動できる交通ネットワークの構築に加え、市民と行政の協働により、道路や公園等の整備や維持管理を推進していく必要があります。

また、地球温暖化など環境問題が深刻化する中、スマートライフ（創エネ・蓄エネ・省エネ）や資源循環型のまちづくりを推進していくことが求められています。

これに加え、遠州灘をはじめ、太田川や原野谷川、小笠山等の豊かな自然を守り、次代へ継承していくためには、市民や企業等が、ごみの減量化や再資源化、生活排水等の適切な処理に取り組むとともに、河川・海岸を愛護する活動等を継続的に実施していくことが必要です。

○取組

取組 1 暮らしたくなる都市拠点の創出

- 1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成
- 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生
- 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進
- 4 総合的な住宅施策の推進及び空き家等対策の推進

取組 2 誰もが移動しやすいまちづくり

- 1 利用しやすい公共交通網の構築
- 2 安全で安心な道路整備・維持管理の推進

取組 3 花と緑と水のまちづくり

- 1 身近な公園・広場の創出と公園緑地の適切な管理の推進
- 2 花を通した市民の健康づくり・交流の促進と宅地内緑化の推進
- 3 歩いてみたくなる水辺空間の創出

取組 4 恵みある河川・海岸づくり

- 1 環境に配慮した河川整備の推進
- 2 河川愛護の推進
- 3 美しい海岸の創出

取組 5 豊かな環境の醸成と継承

- 1 資源循環型社会の推進
- 2 環境保全意識の高揚
- 3 郷土の豊かな水辺環境の保全
- 4 快適な生活環境の保全

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がるが良い」を示す

指標名	現状値	目標値 R 7年度
地区計画等の実施面積 (ha) [↑] ※政策 3 取組 1 指標	355 (R 1)	370
自主運行バス等 (自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス) の利用者数 (人/年) [↑] ※政策 3 取組 2 指標	23,369 (R 1)	26,000
1人1日当たりの可燃ごみの排出量 (g/日) [↓] ※政策 3 取組 5 指標	544 (R 1)	502

1 暮らしたくなる都市拠点の創出



(担当課) 都市計画課

●目的

誰もが安心して快適に暮らせる、いつまでも暮らしたくなるまちづくりを推進します。

●現状と課題

本市のまちづくりは、JR袋井駅周辺をはじめ、上山梨地区や愛野地区周辺等の土地区画整理事業、都市計画法に基づく地区計画制度等の導入により市街地整備を進めるとともに、豊かな自然と調和を図りながら、良好な居住環境の形成を図ってきました。

今後、少子高齢化や人口減少が進行する中、本市のような地方都市では、人口密度の低下及び市街地の拡大による既存市街地の空洞化をはじめ、公共交通の衰退、公共施設の老朽化等による生活機能の低下など、様々な形で市民生活への影響が懸念されます。

そのため、都市拠点や地域拠点など主要拠点では、徒歩圏での居住・生活に必要な機能集積を促進するとともに、集落拠点では、コミュニティセンターを中心に地域のつながりやコミュニティの強化を図りつつ既存の住環境を維持し、良好な集落地形成に努めます。

また、これら拠点間の連携強化に向けて、道路・交通ネットワークの維持、向上に加え、ICT等によるネットワークの構築により、市民誰もが日常生活に必要な機能を享受できる利便性の高い都市構造の構築を目指します。

一方、既存の市街地では、狭あい道路や老朽家屋等に起因する防災上危険な密集市街地の発生に加え、住民ニーズの多様化、新築住宅の着工、人口減少や少子高齢社会の進行等により、生活環境に悪影響を与える空き家が増加するなど、様々な課題が浮上しています。

このような中、まちづくりを円滑に進め、魅力的なまちを形成していくためには、本市固有の恵まれた自然環境やのどかな田園風景、歴史・文化的資源等の地域の特性を活かすとともに、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参加し、企業や行政と将来の姿を共有化しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
市民がまちづくりに参加する地区数（地区計画等）（地区） [↑]	11 (R1)	12
地区計画等の実施面積（ha） [↑] ※政策3指標	355 (R1)	370
土地区画整理実施区域内の未利用区画数（区画） [↓]	508 (R1)	388
「管理不良」「倒壊の危険あり」の空き家の戸数（戸） [↓]	185 (R1)	25

●基本方針

1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成

子ども、若者及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、都市拠点や地域拠点等の主要な拠点には、徒歩圏での居住・生活に必要な機能集積を促進するとともに、これらの主要な拠点と集落拠点との連携強化を図り、利便性の高いまちの形成を図ります。

主な事業 袋井駅南地区まちづくり事業、袋井駅南都市拠点土地区画整理事業、魅力ある都市空間の創出 など

2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生

防災上危険な密集市街地など、都市の改善が必要な地域では、地域住民とまちづくりの改善に向けての手法を検討しながら、魅力あるまちづくりを推進します。

主な事業 袋井市防災都市づくり計画推進事業、地区計画制度の活用 など

3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進

美しい自然や農の風景、歴史・文化的な景観を保全するため、地域とともに愛着と誇りの持てる景観づくりを推進します。

主な事業 ふくろいの風景づくり推進事業 など

4 総合的な住宅施策及び空き家等対策の推進

子育て世帯、高齢者及び障がい者など誰もが暮らしやすい住環境や質の高い住まいの確保を推進するとともに、住環境に悪影響を及ぼす空き家等の抑制・解消に向け、市民、地域及び関係機関が連携・協力し、空き家対策に取り組みます。

主な事業 空き家対策推進事業、袋井市公営住宅等長寿命化事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○自分が暮らす地域に関心を持ち、まちづくり活動に参加するよう努めます	○住民と行政のパイプ役となり、円滑なまちづくりの推進に努めます ○まちづくりに住民が参加しやすい環境を整えます	○住民がまちづくりに参加できる機会を多く創出します ○関係機関と連携し、住民の主体的なまちづくりを支援します

関連計画

- 国土利用計画袋井市計画
- 袋井市都市計画マスタープラン
- 袋井市立地適正化計画
- 袋井市景観計画
- 袋井市緑の基本計画
- 袋井駅周辺バリアフリー基本構想

- 袋井駅南地区まちづくり構想
- 袋井市防災都市づくり計画
- 袋井市公営住宅等長寿命化計画
- 袋井市住生活基本計画
- 袋井市空き家等対策計画
- ふくろいのみちに関する基本的な方針

2 誰もが移動しやすいまちづくり



(担当課) 協働まちづくり課、建設課、都市整備課

●目的

日常生活の移動を円滑にするため道路整備を行い、利用しやすい公共交通と拠点を結ぶネットワークを構築します。

●現状と課題

市内の公共交通は、JR東海道本線をはじめ、民間事業者が運行するJR袋井駅発着の基幹バス路線に加え、自主運行バスやデマンドタクシー、地域協働運行バスにより交通網を形成しています。

近年は、自家用車の普及等により公共交通の利用者数が低迷しているほか、深刻なバス運転手不足も重なり、民間路線バスの廃止が相次いでいる一方で、学生や高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する必要があることから、計画性を持った公共交通構築のため、ICT等の新技術を活用して利便性を高めるとともに、市民、交通事業者及び行政がより一層協力・連携し、本市の公共交通の維持と活性化を図っていくことが求められています。

また、道路については、市民の生活や経済活動等を支える重要な都市基盤となることから、本市ではこれまで、経済発展とともに増大する交通需要に応えることに重点を置いた「交通需要追従型」で整備を進めてきました。

しかしながら、今後は少子高齢化や人口減少が進行するとともに、インフラの維持管理が加速度的に増大するなど、社会情勢が刻々と変化していく中で快適な水準を維持していくことが重要となります。

このような状況を踏まえ、量的確保から質的向上にシフトする中で、都市間や地域間、日常生活圏域等の拠点間を安全かつ効率的に連絡できる道路ネットワークや地域コミュニティの場としても活用される生活道路の整備を図るとともに、ヒト（子ども、大人及び高齢者）やモノ（自動車、自転車及び小型モビリティ等）が共存でき、安全・安心・快適に利用可能な道路空間の形成や持続可能なインフラの維持管理を重点的に実施していく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
自主運行バス等（自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス）の利用者数（人／年） [↑] ※政策3指標	23,369 (R1)	26,000
幹線道路の歩道整備率 (%) [↑]	41.4 (R1)	43.1
修繕実施橋梁数（橋） [↑]	27 (R1)	54

●基本方針

1 利用しやすい公共交通網の構築

地域公共交通計画に基づき、袋井駅を発着する路線バスの維持に加え、市民、交通事業者及び行政がより一層協力・連携し、本市の公共交通の維持と活性化を図ります。

また、ICT等の新技術を活用して利便性を高めるとともに、各地域での地域協働運行バスの導入を支援します。

主な事業 自主運行バス運行、地域協働運行バス運行、生活バス路線維持補助事業 など

2 安全で安心な道路の整備・維持管理の推進

少子高齢化、自動車交通量の減少、道路・橋梁の老朽化等の社会情勢の変化に対応するため、自動車、自転車及び歩行者等がそれぞれ遠慮せず安全・安心・快適に利用できる幹線となる道路や地域要望・課題に対する生活道路の整備を行うとともに、持続可能なインフラの維持管理を実施します。

主な事業 幹線道路整備事業、舗装の長寿命化修繕事業、橋梁の長寿命化修繕事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通を利用するよう努めます ○道路を大切に使い、保全に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の公共交通の在り方を検討します ○地域が主体的に道路整備に取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利便性を高め、安全で円滑な交通網を構築します ○交通の安全性を確保するため、計画的に道路を整備します

関連計画

- 国土利用計画袋井市計画
- 袋井市都市計画マスタープラン
- ふくろいのみちに関する基本的な方針
- 袋井市みちプログラム

- 袋井市橋梁長寿命化修繕計画
- 袋井市舗装維持修繕計画
- 袋井市公共施設等総合管理計画
- 袋井市地域公共交通計画

3 花と緑と水のまちづくり



(担当課) 都市整備課

●目的

民間活力を活かした憩いの場の創出や、花と緑にあふれるまちづくりを推進します。

●現状と課題

花や緑には「癒し」の効果があり、人々の生活に潤いと安らぎを与えることが期待されます。また、公園等は市民がスポーツや余暇活動を楽しむなど、地域住民の交流の場としてだけでなく、災害発生時の一時避難地など防災機能の役割も担う、市民共有の大切な財産です。

本市では河川公園をはじめ、土地区画整理事業や土地改良事業、民間開発等により整備された公園が192箇所（令和元年度（2019年度）現在）あり、一人当たりの都市公園面積は27.65㎡/人と国の定める整備基準を満たしています。今後は、更なる公園の有効利用を図るため、地域住民の交流を促進していくとともに、公園等の維持管理に協力していただける環境を整えていくことが求められています。

また、公園や街路の樹木の維持管理については、地域住民に協力をいただき実施していますが、市民ボランティアの高齢化により担い手の確保が困難な時代になっていることから、民間との連携による維持管理や利便増進を図るとともに、樹木植栽ルールに基づき樹木の総数を削減するなど、適切な維持管理を行っていく必要があります。

これに加え、都市の中等で生まれた空間を活かしていこうという発想の下、特に「癒し」の効果を持つ川の水辺に着目し、そのエリアを中心に市民、企業及び行政が一体となって美しい景観と新しい賑わいを生み出すことが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
公園愛護団体数（団体） [↑]	85 (R1)	87
花工場の花苗配布数（ポット/年） [↑]	164,975 (R1)	170,500
花育に関わる講座・イベントの開催数（回/年） [↑]	20 (R1)	25

●基本方針

1 身近な公園・広場の創出と公共緑地の適切な管理の推進

公園利用の規制緩和や特化利用等を検討し、民間活力が入りやすい仕組みや体制づくりを推進するとともに、樹木植栽ルールや公園施設長寿命化計画に基づき、樹木の適切な管理、公園施設の更新・修繕を実施します。

主な事業 公園長寿命化事業、街路樹管理事業、公園芝生・樹木等管理事業 など

2 花を通じた市民の健康づくり・交流の促進と宅地内緑化の推進

寄せ植え講座等を通じ、花と緑の持つ癒しの効果を活用して、市民の健康づくりと交流を促進します。

主な事業 生け垣づくり補助事業、オープンガーデン推進事業、花育推進事業 など

3 歩いてみたくなる水辺空間の創出

原野谷川沿いを市内外から歩いてみたくなるような水辺空間にしていくとともに、袋井駅周辺を含むエリア全体の価値を高める仕組みづくりに取り組みます。

主な事業 水辺空間利用促進事業（ミズベリング） など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○身近な緑を地域で守り育てる活動に積極的に参加するよう努めます ○花壇の設置や植樹等により宅地内緑化に努めます ○参加と協働による緑化の推進に努めます	○地域住民・地元企業に公園愛護活動への参加を呼びかけます ○地域の一員として緑に関わる積極的な地域貢献を図ります ○所有地内の緑を自らの責任で守り、積極的に緑地の保全や創出を図ります	○地域とともに公園の適切な維持管理を行います ○緑化の保全・推進における顕彰やPR、円滑に行うための情報提供を行います ○花の寄せ植え講座等を通じて市民が交流できる機会を提供します

関連計画

- 国土利用計画袋井市計画
- 袋井市都市計画マスタープラン
- 袋井市公園施設長寿命化計画

- 袋井市景観計画
- 袋井市緑の基本計画

4 恵みある河川・海岸づくり



(担当課) 建設課

●目的

人の生活に欠かせない水や多様な生物が生きる河川・海岸を大切にし、河川愛護や海岸保全の活動を推進します。

●現状と課題

本市は、太田川や原野谷川等の多くの河川が流れるとともに、浅羽海岸に面しているなど、水辺が多く自然環境に恵まれたまちです。

しかしながら、河川については、生活雑排水の流入をはじめ、治水対策や維持管理を優先したコンクリート構造の護岸整備を進めたこと等により、河川が本来有する生物の生息や繁殖環境、景観形成等の多様な機能が失われてきました。近年は、環境に配慮した生活用品の普及や生活排水技術の向上のほか、地域住民が主体的に河川愛護活動に取り組んできたこともあり、自然と共生した多様性ある河川に戻りつつあります。

一方、浅羽海岸については、海岸侵食や防災林の松枯れ等の課題を解消するため、海岸清掃、サンドバイパス事業及びグリーンウエーブ活動を推進し、環境保全に努めています。

また、東日本大震災の教訓から南海トラフ巨大地震等に備え、防潮堤の整備等の防災・減災対策に取り組むとともに、袋井幸浦の丘プロジェクトワークショップ等を通じて、地域の魅力や特色を活かした活動を実施しています。

将来にわたり、河川や海岸を市民の貴重な財産として引き継いでいくためには、一人ひとりが関心と責任を持ち、保全活動に取り組むことが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
浅羽海岸クリーン作戦参加者数(人/年) [↑]	960 (R1)	1,060
河川愛護活動参加者数(人/年) [↑]	21,492 (R1)	21,500
河川愛護(リバーフレンドシップ)の協定締結団体数(団体) [↑]	52 (R1)	57

●基本方針

1 環境に配慮した河川整備の推進

治水機能を維持し、河川が本来有する多様性を確保するため、生態系に配慮した整備と保全に努めます。

主な事業 河川・排水路維持管理事業 など

2 河川愛護の推進

河川は市民共有の財産であり、地域で関心を持って愛護活動を行うことにより、快適な生活環境の創出を図ります。

主な事業 河川・海岸愛護事業 など

3 美しい海岸の創出

市民、地域と行政が連携し、海岸地域での自然環境の保全に取り組みます。

また、海岸浸食対策を促進するため、国や県に対して積極的に要望するとともに、対策に関する連携を強化します。

これに加え、南海トラフ巨大地震等の津波対策として、防潮堤の整備を推進するとともに、平時の憩いの場としての環境を整備します。

主な事業 袋井市静岡モデル防潮堤整備事業、福田漁港・浅羽海岸サンドバイパス推進事業、浅羽海岸松林保全管理事業（グリーンウェーブ活動） など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○河川愛護活動や浅羽海岸の清掃、グリーンウェーブ保全管理活動の参加に努めます	○地元自治会等を中心に河川愛護活動や浅羽海岸保全活動に取り組みます	○河川愛護活動への支援や浅羽海岸保全活動の全市的な市民参加を促進します

関連計画

- 国土利用計画袋井市計画
- 袋井市都市計画マスタープラン
- 袋井市景観計画
- 袋井市緑の基本計画

- 袋井市河川等整備計画
- 袋井市環境基本計画
- 袋井市地域防災計画

5 豊かな環境の醸成と継承

(担当課) 環境政策課、ごみ減量推進課、下水道課



●目的

市民、地域及び企業等との協働により、環境にやさしい持続可能な社会の構築と多様性のある自然環境を保全します。

●現状と課題

近年、省エネルギーなど環境に配慮した生活スタイルや事業活動が定着する一方、地球温暖化による大規模な自然災害の頻発やプラスチックごみによる海洋汚染等の問題が顕在化し、抜本的な対策が求められています。

こうした中、本市では、ごみの減量化や再資源化の推進をはじめ、各家庭でエネルギーを創り、貯め、賢く使うライフスタイル（スマートライフ）の推進など、人と自然にやさしい環境をみんなで、創り、守り、育てるため、市民や企業との協働により、豊かな環境を次代に引き継いでいく取組を進めています。

また、豊かな水辺の環境を守るため、生活排水については、人口減少等を見据えて地域の特性に応じた効果的な污水处理の普及に努めており、今後も継続して効率的な維持管理や未接続対策を行うなど、適正な污水处理を推進していく必要があります。

さらに、快適な生活環境を次代に引き継ぐため、家庭、地域、企業及び行政が連携し、市民一人ひとりに対し環境保全の大切さを啓発することで、環境保全意識の高揚を図り、豊かな自然環境を保全していくことや、環境を自主的に守り育てる「人づくり」が求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
1人1日当たりの可燃ごみの排出量 (g/日) [↓] ※政策3指標	544 (R1)	502
市全体の温室効果ガス排出量 (千t-CO2) [↓]	820.6 (H28)	694.1 (R4)
一世帯当たりの二酸化炭素排出量 (t-CO2) [↓]	3.58 (H28)	3.33 (R4)
環境教育（出前ECO教室、アースキッズ事業、エコパを活用した環境教育）の実施件数 (件/年) [↑]	54 (R1)	65
污水处理人口普及率 (%) [↑]	77.7 (R1)	86.6

●基本方針

1 資源循環型社会の推進

ごみの発生抑制や資源の再使用・再利用（1 R + 3 R）を幅広く進めるとともに、廃棄物の効率的な処理により、資源の有効利用を進めます。

主な事業 ごみの収集・運搬・処理事業、古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業 など

2 環境保全意識の高揚

地球温暖化防止に向けて、各家庭においてエネルギーを創り（創エネ）、貯め（蓄エネ）、賢く使う（省エネ）ライフスタイルである「スマートライフ」を推進していくとともに、市民、企業及び行政が連携・協働し、環境教育等を通じて環境保全意識の高揚を図ります。

主な事業 環境教育、エコフェスタ開催、新エネルギー機器導入促進事業 など

3 郷土の豊かな水辺環境の保全

豊かな水辺環境の保全を図るため、公共下水道の整備や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、市民に対し、水辺環境を守る大切さについての啓発を進めます。

主な事業 公共下水道事業、合併処理浄化槽普及事業 など

4 快適な生活環境の保全

地域、企業及び行政が連携し、公害の発生を未然に防止するとともに不法投棄防止やペットの適正な飼い方など快適な環境の創造に向けた啓発を行い、生活環境の保全を図ります。

主な事業 公害防止対策推進事業（悪臭や騒音等）、環境美化・不法投棄対策推進事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<p>○ごみの減量や節電など、環境に配慮した生活に努めます</p> <p>○水環境の大切さを理解し、環境に負荷が少ない生活を送るよう努めます</p>	<p>○資源回収や環境美化を推進し、環境の負荷低減に努めます</p> <p>○水環境学習や適正な排水処理を行い、水環境の保全に努めます</p>	<p>○環境教育等により市民の環境保全意識を高めます</p> <p>○水環境学習を実施し、水環境の保全意識向上に努めます</p>

関連計画

- 袋井市環境基本計画
- 袋井市地球温暖化対策実行計画
- 袋井市一般廃棄物処理基本計画
- 袋井市公共下水道基本構想
- 袋井市公共下水道全体計画

- 袋井市公共下水道事業計画
- 袋井市污水处理整備計画（アクションプラン）
- 袋井市下水道事業経営戦略
- 袋井市下水道事業ストックマネジメント計画

このページに
印刷はありません

政策 4

活力みなぎる産業のまちを目指します

取組 1 産業の新たな展開の推進

取組 2 戦略的な観光の推進

取組 3 経営力の高い農業の振興

取組 4 魅力的な商業の振興

政策 4 活力みなぎる産業のまちを目指します

【産業分野】



○現状と課題

我が国の経済は、国の経済政策による雇用・所得環境の改善や好調な企業収益を背景とした個人消費・民間設備投資の伸びにより、緩やかな回復を続けておりましたが、世界的流行となった新型コロナウイルスの感染拡大による影響が広範囲に及んでおり、今後の経済活動低下の長期化が懸念されています。

このような状況の中、本市には、輸送用機械器具製造業の下請け企業が比較的多く立地していることから、安定した雇用を創出し地域経済に貢献する企業の誘致に加え、超スマート社会（Society5.0）の到来に伴う産業構造の転換に対応した製造品等の販路開拓や新製品の開発など、新たな展開を積極的に支援していくことが求められています。

また、雇用については、若者の市内企業への就職を促進するため、効果的な情報発信を実施するとともに、人生100年時代の到来や人口減少の進行に伴う労働力人口の減少を見据えた中で、女性・高齢者の再就職や若年無業者の就労支援等に取り組んでいくことが必要となっています。

観光については、遠州三山やふくろい遠州の花火など、自然や歴史・文化等の地域資源を活かしてまちの魅力を高めることに加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※等を活用した情報発信力の強化等による戦略的な取組が求められています。

農業については、温室メロンやお茶など、全国に誇る農作物が生産されていますが、農業者の高齢化と担い手不足に伴う農家数の減少や収益性の悪化等で農業産出額が減少しているため、担い手の育成をはじめ、ICTなど新技術を活用した生産性の向上、農地の利用集積、農産物のブランド力の強化等により経営力を高めることが必要となっています。

商業については、郊外型大型店の出店やネット通販の拡大に伴う買い物客の減少が課題となっているため、駅前・駅南エリアの商業施設及び袋井新産業会館「キラット」と連携し、まちのにぎわいを創出するとともに、魅力ある個店づくりや情報発信の強化等に取り組むことが求められています。

※ SNS（Social Networking Service）…インターネット上で社会的なつながりを作り出せるフェイスブックやツイッター、インスタグラム等のサービスのこと

○取組

取組 1 産業の新たな展開の推進

- 1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化
- 2 企業誘致の推進
- 3 人材育成と経営力向上の支援
- 4 雇用対策の推進

取組 2 戦略的な観光の推進

- 1 袋井ブランドの活用
- 2 マーケティングの推進
- 3 担い手の充実と育成

取組 3 経営力の高い農業の振興

- 1 次代の担い手育成の推進
- 2 農地の基盤整備と多面的機能の維持
- 3 農産物の高付加価値化と販路拡大
- 4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進
- 5 農資源の更なる有効活用

取組 4 魅力的な商業の振興

- 1 商業者等の経営力向上の支援
- 2 魅力ある個店・商店街づくりの推進
- 3 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がるが良い」を示す

指標名	現状値	目標値 R 7年度
製造品出荷額等（従業員 4 人以上）（億円／年） [↑] ※政策 4 取組 1 指標	6,437 (H30)	6,600
観光交流客数（千人／年） [↑] ※政策 4 取組 2 指標	4,784 (R 1)	5,000
主要農産物産出額（推計値）（億円／年） [↑] ※政策 4 取組 3 指標	67.5 (R 1)	68.5

1 産業の新たな展開の推進

(担当課) 産業政策課



●目的

企業の新たな展開の支援や地域経済を支える企業の誘致を推進するとともに、多様な人材が活躍できる就労支援に取り組みます。

●現状と課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行が、あらゆる経済活動に影響を及ぼし、ヒトやモノの動きを急激に停滞させ、グローバル規模のサプライチェーンを毀損するなど、世界経済の先行きは極めて不透明な状況となり、経済低迷の長期化が懸念されています。

このような状況から、輸送用機械器具製造業等においては、ICTや製造業のサービス化等の新技術を積極的に活用し、生産性の向上や新たな価値創出につなげていくことが求められています。

こうした中、市内企業の持続的な成長を支援するため、商工団体や静岡理工科大学等と連携し、販路開拓や新製品の開発促進に向け、人材育成をはじめ、IoT、AI及び令和2年（2020年）に商用化が開始された5G等の新たな移動通信システムの活用による生産性向上等を支援していく必要があります。

また、東名高速道路、新東名高速道路及び国道等への交通アクセスの優位性など、立地特性を活かして、新技術の積極的な活用等に取り組むような、市内企業や地域経済への波及効果の高い企業の誘致を行っていくことが重要となります。

雇用については、市内企業の持続的成長や発展に必要な人材の確保が喫緊の課題となっており、引き続き大学や高校と連携しながら若者の地元企業への就職を支援するとともに、人生100年時代に備え、働く意欲のある高齢者の雇用充実にも取り組む必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
製造品出荷額等（従業員4人以上）（億円／年） [↑] ※政策4指標	6,437 (H30)	6,600
企業立地件数（製造業）（件） [↑]	2 (R1)	10 (R3-7)
静岡理工科大学と市内企業の共同研究件数（件） [↑]	1 (R1)	25 (R3-7)
経営革新計画の承認件数（製造業）（件） [↑]	3 (R1)	35 (R3-7)
「高校生と企業を結ぶ合同企業説明会」及び「いわた・ふくろい就職フェア」への市内参加企業数（社／年） [↑]	31 (H30)	40
（公社）袋井・森地域シルバー人材センターの就業延人員（人／年） [↑]	58,291 (R1)	76,800

●基本方針

1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化

企業の持続的な成長を支援するため、商工団体や静岡理工科大学等と連携し、販路開拓、新技術・新製品の開発促進、人材育成及びI o T等の活用による生産性向上の取組を支援します。

また、産業構造の変化に対応できるよう、セミナーの開催や補助金の活用等を推進します。

主な事業 地域産業イノベーション推進事業 など

2 企業誘致の推進

企業立地調査等を踏まえ、新たな企業用地の開発可能性を検討します。

また、I o T等を積極的に活用する企業など、市内企業や地域経済への波及効果の高い企業の誘致を推進します。

主な事業 工業用地開発事業（小笠山・土橋）、産業立地事業費補助金交付事業 など

3 人材育成と経営力向上の支援

産学官が連携し、市内企業の持続的な経営に必要な人材確保と経営力向上の支援を行います。

主な事業 地域産業イノベーション推進事業 など

4 雇用対策の推進

高校生や大学生をはじめとした若い世代について、市内企業への就職につながるよう、企業の魅力を紹介する取組を支援します。

また、担い手と雇い手の需給のバランスがとれた環境を目指し、高齢者等の就労支援の強化を図ります。

主な事業 高校生と企業を結ぶ合同企業説明会開催、いわた・ふくろい就職フェア開催 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○新たな研究や開発、人材育成等に努め、経営力の向上を図ります ○就業者として資質の向上や技術力の向上に努めます ○高校生と企業を結ぶ合同企業説明会や就職フェア等への参加やインターンシップを活用します	○企業が持つ技術力等をPRする情報発信力を高めます ○誰もが働きやすい職場環境の向上に努めます	○地域経済を牽引する企業の誘致とイノベーションの推進、経営を担う人材育成の支援に努めます ○雇用に関する各種制度等の啓発・周知を図ります

関連計画

●袋井市工業振興計画

●袋井市都市計画マスタープラン

2 戦略的な観光の推進



(担当課) 産業政策課

●目的

まちの魅力アップと情報発信に努め、観光交流客を増やします。

●現状と課題

我が国は、本格的な人口減少社会を迎える中、主要政策として外国人旅行者の誘致（インバウンド観光）を推進しており、近年は、中国をはじめとした訪日客が増加しています。

また、地域経済の活性化を図るため、観光に力を入れる地方自治体が増えており、本県においても、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、富士山静岡空港の利便性を活かし、国内外からの観光交流客の拡大に向けて取り組んでいましたが、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響から、外国人旅行者は激減しています。

本市においては、豊かな自然や歴史・文化など、地域固有の資源を活かした観光振興を進めており、例年は遠州三山やふくろい遠州の花火、小笠山総合運動公園エコパ等に年間450万人以上の観光客が訪れています。

しかしながら、本市を訪れる観光客の多くは「安く、近く、短期間、少人数で」といった傾向が強いため、今後は、少しでも長く市内にとどまってもらうことにより、観光消費額を増やし、市内への経済波及効果を高めていく仕掛けが必要です。

そのため、観光協会等の関係団体と連携を強化し、本市固有の観光資源と新たな技術など他分野との融合による価値創出をはじめ、SNS等による情報発信力の強化、ICTを活用した旅行環境の充実、近場の観光客の誘客を目的としたマイクロツーリズムの開発など、戦略的な観光振興への取組が求められています。

これに加え、観光客の個人旅行化やニーズの多様化等により、広域での観光振興への取組が必要となっています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
観光交流客数（千人／年） [↑] ※政策4指標	4,784 (R1)	5,000
外国人宿泊客数（観光関係）（人／年） [↑]	7,019 (R1)	10,000
ホームページ等のアクセス数（観光関係）（件／年） [↑]	312,576 (R1)	563,000

●基本方針

1 袋井ブランドの活用

魅力ある観光資源を活用し、他分野との融合（観光×〇〇）により新たな価値創出やニューツーリズム※の推進を図るとともに、特産品の開発・販売促進に向けた取組への支援や広域連携による誘客の強化の検討を進めます。

主な事業 ふくろい観光ブランド活用事業（遠州三山風鈴まつり等）、ニューツーリズム推進事業（観光×農業等）、広域連携観光推進事業 など

2 マーケティングの推進

S N S等の活用により、観光資源の魅力について国内外への発信力を強化します。
また、様々な観光客のニーズに沿った快適な旅行環境を提供できるよう、I C Tを活用した多言語タブレットやA Iチャット、V R（バーチャル・リアリティ）※及びA R（オーグメンテッド・リアリティ）※等の導入に向けた検討を進めます。

主な事業 ふくろい観光ブランド発信事業（S N S等による情報発信等）、インバウンド推進事業、観光案内所運営事業 など

3 担い手の充実と育成

市民一人ひとりが観光大使となり、地域固有の観光資源の魅力を発信していくとともに、観光振興の担い手である市観光協会の体制強化への支援を行います。

主な事業 市民観光大使育成事業、袋井市観光協会支援事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○市民自らが地域の魅力を理解し、観光大使となって情報発信するよう努めます ○地元企業との連携による産業観光や各種イベント等での連携強化に努めます	○地域の観光資源の適正な維持管理を行うよう努めます ○広域連携による誘客強化を図ります	○観光イベント等への各種団体の参画を呼びかけます ○観光商品の開発に取り組む事業者等を支援します

関連計画

●袋井市観光基本計画

※ニューツーリズム…テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと

※V R（Virtual Reality）…本物ではないが、機能としての本質は同じであるような環境を、人の五感を含む感覚を刺激することで理工学的に作り出す技術のこと

※A R（Augmented Reality）…人が認識する現実環境にコンピュータで情報を加えて現実を拡張する技術、又はコンピュータで拡張された現実環境のこと

3 経営力の高い農業の振興

(担当課) 農政課



●目的

消費者や市場に選ばれる「信頼される産地」を目指し、安全・安心で質の高い農産物の栽培に努めるとともに、効率的な農業経営を確立します。

●現状と課題

我が国の農業・農村は、誰もが生活に不可欠である食料を生産する機能とともに、国土の保全等の役割を果たしています。

しかしながら、農業・農村は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の進展、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大による消費の低迷や経営への影響など、新たな課題に直面しています。

本市では、温暖な気候と地形を活かし3大基幹作物である「温室メロン」「茶」「米」を中心とする多彩な農産物を産出してきましたが、農業者の高齢化と後継者不足に伴う農家数の減少や、収益性の悪化等により、農業を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

このような状況の中、農業を持続可能な産業として発展させるためには、担い手の育成に加え、ICTやAIを活用したスマート農業の導入、さらには法人化による「作業の生産性向上」と農地集積や基盤整備による「農地の生産性向上」が必要です。

また、市場や消費者から信頼され、選ばれる産地となるよう、ブランド力の強化が求められています。

さらに、地球温暖化の影響による大規模な自然災害が頻発している中、農地が持つ景観形成機能や防災機能の強化など、地域社会の発展に農業が多面的機能を十分に発揮できるよう、地域と行政が一体となって農地の適正な管理に取り組む必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
主要農産物産出額（推計値）（億円／年） [↑] ※政策4指標	67.5 (R1)	68.5
農業法人数（法人） [↑]	37 (R1)	43
利用権設定面積（ha） [↑]	1,014 (R1)	1,163
農業農村の多面的機能の発揮に向けた取組面積（ha） [↑]	2,045 (R1)	2,057

●基本方針

1 次代の担い手育成の推進

稼ぐ農業の推進のため、ビジネス経営体の創出を支援するとともに、意欲と能力のある新たな担い手の育成と確保に努めます。

主な事業 担い手農業者育成支援事業、袋井市農業振興会補助事業 など

2 農地の基盤整備と多面的機能の維持

意欲と能力のある担い手への利用集積を図るとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用を進めます。

また、農地の持つ景観形成機能や防災機能等の優れた多面的機能を守るため、地域と行政が一体になって農地の適正管理を行うとともに、有効利用に取り組みます。

主な事業 多面的機能支払交付金事業、農地基盤整備、水田ICT水管理システム事業の推進 など

3 農産物の高付加価値化と販路拡大

国内の新たな販路開拓に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあっても生産、出荷を維持するため、消費者直販の強化を図るとともに、県や農協等と連携し、海外市場への売り込みを推進します。

また、高品質で付加価値の高い農産物の生産を推進するとともに、市場へ安定的に供給できる体制を構築し、信頼される産地となるよう努めます。

主な事業 クラウンメロン振興事業、袋井茶振興事業、6次産業化促進支援事業 など

4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

安全・安心な生産体制を確立するとともに、環境保全型農業を推進します。

また、市内飲食店や学校給食、病院院内食等への地場産品の導入を推進します。

主な事業 環境保全型農業の推進、環境対策代替エネルギー導入事業 など

5 農資源の更なる有効活用

健康、福祉、教育及び地域コミュニティなど、様々な分野において農資源を活用し、農を活かしたまちづくりを推進します。

主な事業 市民農園運営、グリーンツーリズム など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○農地、農道及び用水路周辺の草刈り等に協力します ○市内産農産物の購入に努めます	○耕作放棄地の解消に向け、地域住民と担い手農業者が協力して取り組みます ○農資源を利用した地域おこしを推進します	○新規就農者への支援や地域の担い手農業者を育成します ○農地の集積や有効活用を促進します

関連計画

●袋井市農業振興ビジョン
●袋井市農業振興地域整備計画

●袋井市鳥獣被害防止計画

4 魅力的な商業の振興



(担当課) 産業政策課

●目的

商店の個性ある魅力づくりや経営力の向上を支援し、にぎわいあふれるまちづくりを推進します。

●現状と課題

本市の商業施設は、袋井駅周辺地区、上山梨地区、愛野駅周辺地区、浅羽地区及び森町袋井インター通り線沿線等を集積しています。市内の卸・小売業及び宿泊業・飲食サービス業の売上高は、平成28年（2016年）で約2,397億円と平成24年（2012年）から平成28年の間で約41億円減少したほか、事業所数は1,201事業所から1,158事業所に、従業者数は9,967人から9,300人にそれぞれ減少しているなど、本市の商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

また、消費者の消費構造は、新型コロナウイルスの感染拡大により、店頭での購入からオンラインでの購入へ変化しており、実店舗とオンラインを併用した対応が必要となっています。

こうしたことから、駅前・駅南エリアで開業する商業施設及び袋井新産業会館「キラット」と連携し、まちのにぎわいを創出するとともに、店頭でしか体験できない価値の提供により、個店の活性化を図るため、空き店舗活用の促進や個店の魅力づくりとその情報発信をしていくことが必要です。

一方、消費の拡大には、消費者トラブルを防止し、消費者の安全・安心を確保することが不可欠ですが、消費生活相談の相談内容は年々複雑化、高度化しているのが現状です。

そのため、相談体制の強化や出前講座等による啓発活動を推進していく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
経営革新計画承認件数及び持続化補助金、経営力向上事業費補助金、経営力向上計画の採択件数（卸売業・小売業及び宿泊業・飲食サービス業）（件） [↑]	44 (R1)	225 (R3-7)
市、商工団体、金融機関の創業支援による創業件数（件） [↑]	42 (H28-R1平均)	225 (R3-7)
空き店舗件数（件） [↓]	28 (R2)	23

●基本方針

1 事業者等の経営力向上の支援

中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、袋井商工会議所と浅羽町商工会が行う経営相談や指導を充実し、新商品や新サービスの創出、ICTを活用した販路拡大など事業者等の経営力の強化を支援します。

主な事業 商工団体支援事業、各種融資制度事業 など

2 魅力ある個店・商店街づくりの推進

袋井商工会議所や浅羽町商工会等と連携して、個店セミナーやスタンプラリー等を実施し、魅力ある個店づくりと情報発信を推進します。

また、袋井商工会議所、浅羽町商工会及び民間企業と連携して中心市街地のにぎわいづくりを進めるとともに、中心市街地の空き店舗対策を実施します。

主な事業 創業支援事業、空き店舗対策事業、個店魅力アップ事業 など

3 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進

消費者の不安を解消するため、相談事業を推進するとともに、消費者トラブル防止に向けた啓発に取り組みます。

主な事業 消費生活相談、消費者啓発事業、迷惑電話対策事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<ul style="list-style-type: none"> ○市内商店を利用するよう努めます ○適切な判断ができる自立した消費者を目指し、自己啓発に努めます ○個店は、魅力に磨きをかけ情報発信に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の商店を応援します 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、事業者への支援を行います ○消費生活センターを中心に、相談や啓発事業を行います

関連計画

●袋井市都市計画マスタープラン

●袋井市創業支援等事業計画

このページに
印刷はありません

政策 5

安全・安心に暮らせるまちを目指します

取組 1 万全な危機管理体制の構築

取組 2 風水害に強いまちづくりの推進

取組 3 交通安全・防犯対策の推進

取組 4 消防・救急救助体制の充実

取組 5 安全な水の安定供給

政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します

【危機管理・交通安全・防犯分野】



○現状と課題

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災が甚大な被害をもたらしたことを受け、国は、南海トラフ巨大地震等の被害想定を見直すとともに、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて原子力発電所に関する安全対策の見直し等を進めています。

本市は、公共建築物や木造住宅の耐震化、家庭内家具等転倒防止、液状化対策及び津波避難施設の整備等の先進的な対策を積極的に進めてきました。

今後も市民の命や財産を守るため、各家庭における地震対策の取組など「自助」の推進に加え、住民や自主防災組織等の「共助・互助」をより一層促進していくとともに、防潮堤整備や原子力防災訓練等の実施、発災時に切れ目なく機能する医療救護・健康支援体制の構築など、袋井消防庁舎・袋井市防災センターの活用による消防・救急救助体制の充実と併せて防災・減災対策をより一層推進していく必要があります。

また、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症のように、感染症はひとたび発生して拡大すれば、個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼすため、その危機管理にあたっては、発生時に正しい情報を基に適切な予防行動がとれる体制づくりをしていくことが求められています。

これに加え、近年、全国各地で、短時間に局地的な大雨に見舞われるゲリラ豪雨や気候変動等による集中豪雨が多発し、大規模な浸水被害や土砂災害が頻発しています。

そのため、雨水排除施設の整備等の内水氾濫対策や河川の計画的な整備等の外水氾濫対策を推進するとともに、防災情報を正確かつ迅速に市民へ届ける体制を整備していくなど、流域のあらゆる関係者が協働して被害の軽減に取り組む必要があります。

一方、交通安全・防犯対策については、全国的に高齢者や子どもが被害者となりやすい交通事故、凶悪犯罪及び振り込め詐欺等が多く発生しているため、安全・安心な地域社会の構築に向けて市民意識の啓発を図るとともに、警察、地域及び学校等と連携した活動を推進し、身近な地域における交通事故や犯罪等を減少させていく必要があります。

さらに、市民生活や社会経済活動には、水の安定供給が不可欠であるため、水道施設の日常点検や安全確保に加え、施設の計画的な整備や更新を行うとともに、耐震化を進めていく必要があります。

○取組

取組 1 万全な危機管理体制の構築

- 1 家庭における地震対策の推進
- 2 地域防災力の強化
- 3 津波被害軽減の推進
- 4 原子力災害への対策
- 5 災害発生後の円滑な対応
- 6 感染症予防の推進

取組 2 風水害に強いまちづくりの推進

- 1 流域治水の推進
- 2 土砂災害への対策
- 3 洪水・土砂災害からの避難対策

取組 3 交通安全・防犯対策の推進

- 1 子どもを交通事故から守る取組の推進
- 2 高齢者の事故防止の推進
- 3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上
- 4 地域における防犯活動の支援

取組 4 消防・救急救助体制の充実

- 1 消防力の強化
- 2 火災予防の推進
- 3 救急救命体制の強化

取組 5 安全な水の安定供給

- 1 水道水の安定供給の確保
- 2 水道事業の健全経営の確保

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がるが良い」を示す

指標名	現状値	目標値 R 7 年度
1 週間分以上の家庭内備蓄をしている市民の割合 (%) [↑] ※政策 5 取組 1 指標	64.7 (H30)	100.0
河川改修延長の進捗 (m) [↑] ※政策 5 取組 2 指標	376 (R 1)	1,142
人身事故件数 (件/年) [↓] ※政策 5 取組 3 指標	559 (R 1)	480

1 万全な危機管理体制の構築

(担当課) 危機管理課、健康づくり課、建設課



●目的

市民、地域、企業及び行政が一体となって万全な危機管理体制を構築し、災害等による「人命被害ゼロ」を目指します。

●現状と課題

東日本大震災等の発生を受け、本市では様々な地震対策への取組を積極的に進めてきましたが、県公表の「第4次地震被害想定」では、レベル2（大規模地震）の地震・津波が発生した場合、本市の震度分布は全域が6強～7となり、全壊・焼失棟数は約15,000棟、死者数は約600人、重傷者数は約2,700人と大きな被害の発生が想定されています。

そのため、災害発災時の「人的被害ゼロ」を目指して、引き続き各家庭における地震対策を推進するとともに、災害時の救出・救助や避難を迅速に行うための住民、自主防災隊及び企業等の連携強化に加え、高齢者、障がい者及び乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）への支援体制強化に取り組んでいく必要があります。

また、災害時医療救護活動をはじめ、避難生活等による二次的な健康被害や災害関連死の発生を防ぐための健康支援の円滑な実施に向けて、日頃から医療関係団体や医療機関等との連携を深めるなど、発災時に切れ目なく機能するネットワークの構築や支援体制の充実が求められています。

さらに、防災講演会等による啓発、HUG（避難所運営ゲーム）訓練、津波避難訓練及び原子力防災訓練を地域や学校等の様々な場面で計画的に実施するとともに、女性の視点を活かした災害対応の充実を図るなど、「自助」「共助・互助」への取組促進が必要です。

これに加え、新型コロナウイルス等をはじめとする感染症への対応として、平常時から正しい知識を身に付けて予防に取り組むとともに、発生時には正しい情報を踏まえた適切な予防行動を行うなど、感染拡大防止に向けた体制づくりが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
1週間分以上の家庭内備蓄をしている市民の割合 (%) [↑] ※政策5指標	64.7 (H30)	100.0
防災訓練の参加者人数割合(12月訓練実施時) (%) [↑]	66.9 (R1)	80.0
防潮堤整備延長の進捗(市施工分) (km) [↑]	4.06 (R1)	4.99
「メローねっと」の登録率(防災情報) (%) [↑]	17.5 (R1)	50.0

●基本方針

1 家庭における地震対策の推進

家庭内における耐震対策等の取組を推進するとともに、備蓄品の整備など日頃からの備えの充実を推進します。

主な事業 住宅等耐震性向上事業、家庭内家具等転倒防止事業、家庭内備蓄の推進 など

2 地域防災力の強化

平時における地域内でのつながりの強化や災害に備えた自主防災隊の活動を支援するとともに、災害時の伝達手段であるメローねっとの登録（普及）を推進します。

主な事業 地域防災訓練実施事業、自主防災隊育成事業 など

3 津波被害軽減の推進

防潮堤の整備を推進するとともに、津波避難訓練等を実施し、市民の津波被害に対する更なる意識の高揚を図ります。

主な事業 袋井市静岡モデル防潮堤整備事業 など

4 原子力災害への対策

原子力災害広域避難計画に基づく避難の基本的な流れなど、原子力防災の啓発や訓練を実施するとともに、国、県及び避難先等関係市町とマニュアル作成等に取り組みます。

主な事業 原子力災害広域避難に関する協定締結 など

5 災害発生後の円滑な対応

医療関係団体等との連携を深め、発災時に切れ目なく機能するネットワークを構築するなど、災害時医療救護や避難生活時の健康支援が適切に実施できるよう取り組みます。

主な事業 救護所従事者研修会兼地域医療救護研修会開催 など

6 感染症予防の推進

市民が感染症について正しい知識を身に付け予防できるよう啓発を行うとともに、感染症発生時に対応できるよう、必要な資機材の整備と計画的な備蓄を行います。

また、発生時には迅速かつ適切な情報提供を行うなど、感染拡大防止を図ります。

主な事業 感染症予防啓発、感染拡大防止資機材購入、各種予防接種 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○自らの命は自ら守ることを心がけ、主体的に防災対策に取り組みます ○災害時の正しい避難行動を身に付けます	○自主防災隊を中心に、地域防災力の向上に努めます ○企業は従業員等の安全を守るとともに、地域との連携に努めます	○防災関係機関と連携し、公的支援を行います ○市民や地域、企業との連携を図り、地域防災力の強化に取り組みます

関連計画

- 袋井市地域防災計画
- 袋井市津波避難計画
- 袋井市地震・津波対策アクションプログラム
- 袋井市静岡モデル防潮堤整備事業利活用基本計画
- 袋井市国民保護計画
- 袋井市防災都市づくり計画
- 袋井市耐震改修促進計画

- 袋井市原子力災害広域避難計画
- 安定ヨウ素剤取扱いマニュアル
- 袋井市避難行動要支援者計画
- 袋井市災害廃棄物処理計画
- 袋井市医療救護計画
- 袋井市災害時健康支援マニュアル
- 袋井市新型インフルエンザ等対策行動計画

2 風水害に強いまちづくりの推進



(担当課) 建設課、危機管理課

●目的

市民が安全・安心に暮らせるよう、流域治水※に取り組むとともに土砂災害に対する市民意識の高揚を図り、風水害に強いまちづくりを目指します。

●現状と課題

近年、全国各地で、これまでに経験したことがないような大雨や予測が難しく突発的で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨や気候変動等による集中豪雨が多発し、大規模な浸水被害や土砂災害が頻発しています。

こうした状況を踏まえ、気象庁は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、これまでの大雨警報等に加え、「特別警報」を発表しています。

これに加え、国全体では「施設で防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と意識を変革し、社会全体で洪水に備えていく水防災意識社会の再構築を示していることから、気象庁、県及び市では、警戒レベルを用いた気象情報の発表や避難情報の発令、想定し得る最大規模の降雨に基づく洪水ハザードマップの作成・周知等に取り組んでいます。

また、本市は、高低差の少ない平坦な地形であり、これまでも浸水被害を防ぐため、雨水排除施設の整備を進めてきましたが、台風やゲリラ豪雨等の発生時において、既存の排水施設だけでは雨水が十分に排除できていないのが現状であり、新たな施設の整備等が課題となっています。

そのため、大雨による河川の増水・氾濫や土砂災害から人命と財産を守ることを目的に、内水氾濫対策として排水施設の整備や雨水貯留施設の整備、外水氾濫対策として河川や排水路等の計画的な整備の推進が求められています。

さらに、早期の避難行動につなげるため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを活用し、水害リスクを広く市民に周知するとともに、必要な情報の入手方法や避難行動の必要性を啓発するなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、流域のあらゆる関係者が協働して被害の軽減に取り組む必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
河川改修延長の進捗 (m) [↑] ※政策5指標	376 (R1)	1,142
治水対策のための雨水貯留量 (m ³) [↑]	63,197 (R1)	90,690
土砂災害防災訓練の実施地区数 (地区 (自治会) /年) [↑]	9 (R1)	7

●基本方針

1 流域治水の推進

排水施設の整備や雨水貯留施設の整備をはじめ、河川改修事業等のハード対策に加え、既存の排水施設の有効活用や水害リスクの周知等のソフト対策を組み合わせ、流域のあらゆる関係者が協働して被害を軽減する流域治水に取り組みます。

主な事業 袋井駅南地区治水対策事業、松橋川改修事業、油山川改修事業 など

2 土砂災害への対策

急傾斜地（がけ地）の崩壊による災害を防ぐため、土砂災害防止施設の整備を促進します。

主な事業 急傾斜地崩壊対策事業 など

3 洪水・土砂災害からの避難対策

住民が迅速かつ確かな避難行動をとることができるよう、防災講演会をはじめハザードマップの説明会やマイタイムライン研修会等を実施します。

主な事業 土砂災害防災訓練事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○豪雨災害や土砂災害の危険性を理解するとともに、災害時の避難地や避難路等を確認し、正しい避難行動を身に付けます	○地域と行政が連携し、住民への防災情報の周知など流域治水の取組を推進します ○重大災害が予想される時や災害時に、地域ぐるみで協力し、安全な避難行動に努めます	○県と連携し、河川改修や治水対策施設の整備、土砂災害対策を推進します ○市民が適正かつ迅速に行動できるよう、早期に情報提供を行います

関連計画

- 袋井市地域防災計画
- 袋井市河川等整備計画
- 袋井市中部総合的治水対策計画

- 太田川・小笠沢川流域における100mm/h安心プラン
- 袋井市地震・津波対策アクションプログラム

※流域治水…河川の氾濫を防ぐため、河川に接する場所や地域を点や線と捉えるのではなく、流域全体で面として捉え、河川管理者や下水道管理者等のみならず、国や地方自治体、企業及び市民等のあらゆる関係者が河川流域全体で治水対策を進めていくという考え方

3 交通安全・防犯対策の推進



(担当課) 協働まちづくり課

●目的

地域、学校及び警察等の関係団体と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●現状と課題

平成23年（2011年）4月に袋井警察署が開署し、地域、学校、警察及び行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を実施してきたことにより、交通事故件数・犯罪認知件数共に、袋井警察署の開署前より減少しています。

しかしながら、本市の交通事故件数については年々減少しているものの、年間550件程度の人身事故が発生しています。中でも、高齢者が当事者となった人身事故件数は、県平均よりも高い水準にあることから、運転免許証の自主返納の促進等により事故防止対策を進めていく必要があります。

また、本市の防犯対策については、地域での防犯活動や袋井警察署との連携により犯罪件数は減少傾向にあります。不審者情報は増加していることに加え、窃盗犯罪等の身近な犯罪が発生しています。

近年は、振り込め詐欺等の知能犯罪が巧妙化していることから、市民が犯罪の被害者とならないよう、地域、警察及び行政の更なる連携強化が必要です。

防犯活動は、地域や袋井警察署と連携しながら市民に対して注意喚起や防犯パトロールを実施し、防犯意識を向上させていくことが大切であるため、防犯活動に携わる人たちが意欲を持って活動できるよう、活動による成果の見える化や共有など、やりがいの創出を図っていく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
子ども・高齢者の人身事故件数（件／年） [↓]	209 (R 1)	180
人身事故件数（件／年） [↓] ※政策5指標	559 (R 1)	480
運転免許証返納者数（人／年） [↑]	382 (R 1)	390
不審者情報件数（件／年） [↓]	37 (R 1)	32
刑法犯認知件数（件／年） [↓]	424 (R 1)	400

●基本方針

1 子どもを交通事故から守る取組の推進

交通指導隊や交通安全会など、地域住民による交通安全推進体制を維持するとともに、子ども自身が自らの命を守る行動ができるよう、袋井警察署、県交通安全協会袋井地区支部、交通指導隊及び交通安全会等と協力し、幼稚園、小学校及び中学校での交通安全教室を実施します。

主な事業 交通安全教室開催、街頭指導 など

2 高齢者の事故防止の推進

高齢ドライバーによる交通事故を防ぐため、袋井警察署、県交通安全協会袋井地区支部、交通指導隊及び交通安全会等と協力し、高齢者に運転免許証の自主返納や自動車への先進安全装置の搭載を呼びかけます。

主な事業 交通安全教室開催、交通安全啓発事業、運転免許証自主返納支援事業 など

3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上

自治会要望や交通安全会が実施する交通安全施設一斉点検により、カーブミラー等の交通安全施設の整備と維持に努めます。

また、自転車側が加害者となる事故を防ぐため、自転車運転マナーの啓発を行います。

主な事業 交通安全施設整備事業、交通安全啓発事業 など

4 地域における防犯活動の支援

袋井市防犯推進協会や地区安全会議による地域での防犯体制を維持し、市民が犯罪の被害者とならないよう、袋井警察署等と連携して地域防犯に取り組みます。

主な事業 防犯パトロール、防犯灯補助事業、防犯対策推進事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○交通安全教室や防犯教室に参加し、交通事故や犯罪から自分自身の身を守り、未然に防ぐ対策を身に付けます	○街頭指導への参加や子どもの見守り、各種教室等を地域ぐるみで実施するよう努めます	○交通事故や犯罪の状況を市民に周知し、交通安全運動や防犯対策の取組を推進します

関連計画 ●袋井市交通安全計画

4 消防・救急救助体制の充実



(担当課) 消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、危機管理課

●目的

迅速な消防・救急救助対応を図るとともに、市民一人ひとりの防火・防災意識が高く、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●現状と課題

人口減少や少子高齢化など社会構造の変化や地球温暖化等による大規模な自然災害の多発化や激甚化等により、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、本市では、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、平成24年（2012年）4月から中東遠地域の5市1町で通信指令業務の共同運用を行うなど、迅速な消防の対応を日常的に行っています。

また、大規模災害に備え、消防力・防災力を高めるため、令和2年（2020年）4月に開庁した袋井消防庁舎・袋井市防災センターを活用して、自主防災隊や地域住民へ日頃から、知識や技術の習得を促していく必要があります。

さらに、火災予防では、高齢化や核家族化の進行等により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加も見込まれることから、高齢者宅を中心とした住宅火災防止や増加する外国人市民への防火意識の向上、住宅用火災警報器の設置の普及促進に継続して取り組んでいく必要があります。

これに加え、消防団については、核家族化やサラリーマン世帯の増加等から団員確保が困難となっている中、本市では、自治会等の協力を得て勧誘活動を行うとともに、消防団の組織の活性化や地域の細やかなニーズへの対応を目的として、女性消防隊の設置を行っています。今後についても安定した団員を確保するため、消防団活動への市民の理解を得る啓発や消防団活動の効率化等を継続して行っていく必要があります。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
出火率（人口1万人当たり火災件数）（件） [↓]	2.9 (R1)	3.0
外国人市民の防火防災啓発活動の参加率（%） [↑]	—	10.0
消防水利（消火栓・防火水槽）の設置数（基） [↑]	1,874 (R1)	1,900
普通救命講習受講者数（人） [↑]	8,230 (R1)	9,500
消防団員数の充足率（%） [↑]	82.7 (R1)	100.0

●基本方針

1 消防力の強化

いかなる災害発生時にも、災害対策機能を迅速かつ的確に発揮できる袋井消防庁舎・袋井市防災センターを拠点として、火災、救急、地震及び風水害等への対応を更に確実なものとしします。

また、地域住民の消防力・防災力向上のため、新庁舎の機能を活用し、地域住民を対象とする講習会等をより充実して実施するとともに、消防団活動への市民の理解を得る啓発や地域と連携して消防団活動がしやすい環境づくりに取り組みます。

主な事業 火災予防広報、高齢者防火訪問、消防団員確保対策事業 など

2 火災予防の推進

火災予防意識の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者や外国人など災害時要配慮者の被害減少につなげ、住民財産の損失防止を図ります。

主な事業 保育園、幼稚園や老人福祉施設等を対象とした火災予防訓練指導 など

3 救急救命体制の強化

普通救命講習及び小児や外傷の応急手当を含めた上級救命講習の受講促進を図るなど、市民や事業所への応急手当等の普及啓発を実施します。

主な事業 普通救命講習、応急救護指導 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
<ul style="list-style-type: none"> ○全市民が自主防災隊員という意識を持つよう努めます ○講習会等に積極的に参加し、知識や技術等を習得するよう努めます ○企業の安全管理者を中心として火災予防対策に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火や応急手当の指導を行い、地域防災力の強化を図るよう努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火、防火及び応急手当等に関する知識や技術習得のための講習会等を開催します ○大規模災害に対応できる消防組織の強化を図ります

関連計画

- 袋井市地域防災計画
- 袋井市医療救護計画

- 袋井市地震・津波対策アクションプログラム

5 安全な水の安定供給



(担当課) 水道課

●目的

水道施設の計画的な更新と適正な管理を行い、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

●現状と課題

飲用や洗濯等に利用する水道水は、市民の快適な生活や社会経済活動に欠くことができないライフラインとなっています。これを適正に維持していくためには、施設の運転監視や日常点検を毎日繰り返し行うことが重要な業務です。

また、今後予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害発災時においても、安全な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化をスピードアップするとともに、濁水や断水等の応急給水時における給水体制の確立や自己水源の保全が必要となっています。

そのため、水道水の安定的な供給に向けた取組や災害に備える取組を確実に実施していくとともに、その取組内容を広く周知し、市民や企業の安心な水道利用につなげていくことが求められています。

一方で、人口減少や節水意識の高まり等により、水の需要は減少傾向にあることから、今後は料金収入の減少が予想され、経営状況は厳しくなっていくことが懸念されています。

こうした中、他市町との連携による業務の広域化や共同処理、ICTの活用等により、業務の効率化や基盤強化を図り、将来にわたり健全な経営に取り組むことが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
水道の基幹管路耐震適合率 (%) [↑]	47.5 (R1)	55.5
水道事業の営業収支比率 (%) [↑]	100.9 (R1)	100.9

●基本方針

1 水道水の安定供給の確保

安全な水を安定して供給できるよう、施設や管路の耐震化のスピードアップを図るとともに、水質や施設の監視体制について、一層の充実を図ります。

また、災害等発生時の応急給水や復旧体制の一層の充実を図ります。

主な事業 基幹管路耐震化（更新）事業、水道施設（ハコモノ）耐震化（更新）事業 など

2 水道事業の健全経営の確保

将来にわたって安全・安心な水を供給するため、人口や水需要減少へ対応する持続可能な経営に努めます。

主な事業 経営戦略の実施及び事後検証事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○自己の水道設備の状況を把握し、適切な管理に努めます	○水源かん養地域の保全の必要性や自然環境の大切さを認識します	○安定的に水道水を供するため、施設整備や水質管理を実施します

関連計画

- 袋井市水道事業基本計画（水道ビジョン）
- 袋井市水道事業アセットマネジメント計画
- 袋井市水道事業配水支管（口径100mm・75mm）更新計画

- 袋井市水道事業経営戦略
- 袋井市水道事業老朽管更新（耐震化）計画
- 袋井市水道事業水道施設（ハコモノ）更新計画

このページに
印刷はありません

政策 6

市民がいきいきと活躍するまちを目指します

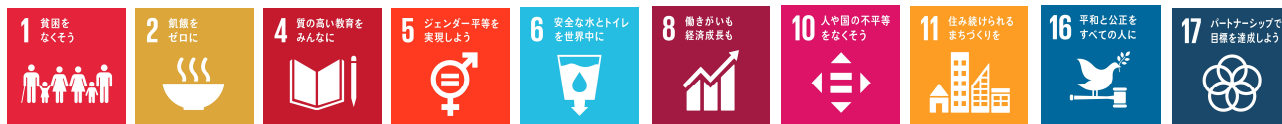
取組 1 市民と行政の協働によるまちづくり

取組 2 教養豊かな人づくり

取組 3 共生社会の確立

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

【協働・地域・歴史・文化・国際交流・共生分野】



○現状と課題

全国的に、少子高齢化や核家族化が進む中、本市の自治会加入率は他自治体と比べて比較的高いものの、ライフスタイルや価値観の多様化、住民相互の連帯感や協調性の希薄化等から年々減少傾向にあり、また、活動の中心となる自治会役員・リーダーの高齢化や後継者不足、外国人市民の増加、新型コロナウイルスの感染拡大といった課題・変化が生じるなど、従来のコミュニティ活動を継続していくことが困難になってきています。

このような状況の中、本市では特色ある地域づくり活動を推進するため、平成30年度（2018年度）から公民館をコミュニティセンターに移行し、コミュニティセンター単位でのまちづくりを進めています。コミュニティセンターを核としたまちづくりを推進していくには、その役割を担う「地区まちづくり協議会」による様々な活動を通じて、住民相互のつながりを深めることをはじめ、活動する人づくりや組織づくりに取り組むこと、市民、地域、市民活動団体及び企業等と行政がより良い協力関係を築き、それぞれ役割を分担しながらまちづくりを進めていくことが必要となっています。

また、社会構造の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化し、身近な方や地域内でお互いを支え合う「互助」「共助」の意識低下が懸念されていることから、誰もが安心して住み続けられるまちとなるよう、市民一人ひとりが常に自分を磨き、高い知識や能力を身に付け、その成果を社会に還元していくことが求められています。

一方、生活の質（QOL）の向上に向けた意識の高まりやグローバル化の進展等により、市民の文化・芸術活動に対するニーズや外国人との交流など国際文化に触れる機会が増加しています。

このことから、身近なところで気軽に文化・芸術に親しむ機会を創出するとともに、外国など他文化を理解・尊重し、国際的な視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

特に、市民一人ひとりが主体的に活躍できるまちを実現していくためには、性別や年齢、国籍等にかかわらず、多様な価値観を尊重・受容するとともに、それをまちづくりに活かしていくことが必要となっています。

○取組

取組 1 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1 自治会（連合会）活動の維持・促進
- 2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援
- 3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出

取組 2 教養豊かな人づくり

- 1 社会全体が連携した社会に貢献する人づくりの推進
- 2 市民の学び合い・地域づくりへの支援
- 3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用
- 4 読書活動の推進と図書館機能の拡充

取組 3 共生社会の確立

- 1 男女共同参画と女性の活躍の推進
- 2 国際交流・多文化共生の推進
- 3 生活困窮家庭の生活支援
- 4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保

○政策指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 R 7年度
自治会加入率（%） [↑] ※政策 6 取組 1 指標	85.3 (R 1)	85.0
協働まちづくりセンターの登録団体数（団体） [↑] ※政策 6 取組 1 指標	51 (R 1)	51
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数（事業所） [↑] ※政策 6 取組 3 指標	51 (R 1)	60

1 市民と行政の協働によるまちづくり



(担当課) 協働まちづくり課

●目的

自治会、まちづくり協議会及び市民活動団体等が役割を分担し、共通の目標を持ち、継続的な地域づくりを推進します。

●現状と課題

地域コミュニティ機能の中心である自治会（連合会）組織は、少子高齢化の進行等による連帯感や協調性の希薄化に加え、役員の担い手不足や外国人市民との生活習慣及び文化の違いによるコミュニケーションの隔たり、新型コロナウイルスの感染予防対策等の課題が生じており、従来のコミュニティ活動の継続が困難な地域が出てきています。

そのため、地域づくりの拠点となるコミュニティセンターを単位として設立した「地区まちづくり協議会」が取り組む高齢者支援をはじめ、子育て支援、健康づくり、地域防災力向上等の特色ある地域づくり活動について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら、より一層促進していくとともに、自治会（連合会）への加入を促進し、住民相互の交流を図り、つながりづくりを進めることで、「互助」「共助」の意識や力を高めていくことが求められています。

また、市内の市民活動団体等の数は、ほぼ同数で推移していますが、活動の中心となるリーダーの高齢化や後継者不足により、活動の縮小や解散をせざるを得ない団体もあることから、様々な分野において主体的な活動が行われるよう、新たな人づくりや組織づくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、今後も地域課題の解決に向けて取り組んでいくためには、市民、地域、市民活動団体及び企業等と行政がより良い協力関係を築き、相互に役割を分担して取り組む「協働によるまちづくり」を積極的に推進していくことが求められています。

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
自治会加入率 (%) [↑] ※政策6指標	85.3 (R1)	85.0
地区まちづくり協議会が新たに取り組んだ特色ある地域づくり活動の数(事業) [↑]	33 (H30-R1)	25 (R3-7)
コミュニティセンターの利用者数(人/年) [↑]	348,133 (R1)	416,000
協働まちづくりセンターの登録団体数(団体) [↑] ※政策6指標	51 (R1)	51
市民活動団体等が企業と連携し実施した事業数(事業) [↑]	7 (R1)	12

●基本方針

1 自治会（連合会）活動の維持・促進

自治会活動を支援するとともに、自治会役員等の負担軽減、新型コロナウイルスの感染予防対策等につながる適切な助言や情報提供、自治会加入の促進等を行い、住民同士が連携し支え合う「互助」の体制づくりを推進します。

主な事業 自治会（連合会）活動支援事業、コミュニティ施設等の整備支援 など

2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援

地域づくり活動への次代の担い手確保のため、新たな人づくりに取り組むとともに、参加・参画の方法等を再構築し、個々の状況に応じた多様な関わり方ができる環境を整えます。

また、まちづくり協議会、市民活動団体及び企業等が連携・協力することで、継続的な地域づくり活動を推進します。

主な事業 コミュニティを拠点とした地域づくり、ICTコミュニティ情報発信事業 など

3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出

市民活動の拠点である協働まちづくりセンター「ふらっと」の組織及び運営強化を図り、市民活動に関する相談をはじめ、活動団体の情報提供や交流など、多様な活動主体が連携できる機会を創出します。

また、新たな人づくりや組織づくりに取り組むとともに、「協働によるまちづくり」を積極的に推進します。

主な事業 特色ある地域づくりの推進、協働まちづくり事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○日頃から顔の見える関係を築くとともに、地域活動に積極的に参加し、地域の人たちと交流・協力するよう努めます	○地域課題解決のため、地域の人材や資源を活かし、様々な担い手が参加できる地域づくりに取り組みます ○地域の次代の担い手として、子どもや若者等の人材育成に努めます	○地域、地区まちづくり協議会及び各種団体等の活動に対する支援を行います ○地域、地区まちづくり協議会及び各種団体等の相互連携の支援や必要とされるきめ細かな情報の提供、活動拠点の充実を図ります

関連計画

●袋井市協働まちづくりに関する指針

2 教養豊かな人づくり



(担当課) 生涯学習課

●目的

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生涯を通じて学びや文化活動により自己実現を図り、自ら進んで地域づくり、まちづくりに活躍する人を育てます。

●現状と課題

市民生活へのICTの普及やライフスタイル・価値観の多様化等により、人と人とのつながりが薄れ、「互助」の意識や社会的モラルの低下が懸念される時代となっています。

そのため、人と人が緩やかにつながり、身近な生活の中で助け合う気運を醸成するとともに、子どもから大人まで社会全体の規範意識を高める必要があります。

また、市民一人ひとりが、社会や地域に目を向けて興味や関心を持ち、自らの学習意識を高め、地域社会に関わりながら知識や力を社会に還元していくことが求められています。

さらに、個人の学習や体験活動が社会参加のきっかけとなり、同じ目的を持った活動を行う市民同士のつながりが生まれることで、地域づくりやまちづくり活動の担い手に発展していくことも期待されています。

このことから、コミュニティセンターをはじめ、月見の里学遊館や図書館等の教育文化施設は、学習し活動する場の提供に加えて様々な交流の場となるなど、市民の主体的な生涯学習活動や交流を促進する役割がより一層求められています。

これに加え、ワーク・ライフ・バランス※の充実に向けた気運の高まり等により、市民が身近なところで気軽に文化・芸術に接することができる機会の創出や文化・芸術活動環境の充実に取り組むとともに、郷土への誇りを育むため、文化財の保護・活用や本市出身の偉人の顕彰を幅広い世代に浸透させ、持続的な活動につなげていくことが求められています。※ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の双方が充実した働き方・生き方のこと

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
歴史資料館(歴史文化館・郷土資料館・近藤記念館)の利用者数(人/年) [↑]	16,422 (R1)	18,200
家庭教育学級・少年学級・地区青少年育成団体事業への参加者数(人/年) [↑]	960 (R1)	1,080
月見の里学遊館(水玉プール除く)とメロープラザの利用者数(人/年) [↑]	160,943 (R1)	162,400
図書館の資料貸出点数(点/年) [↑]	523,784 (R1)	533,000
図書館の個人貸出利用者数(人/年) [↑]	139,662 (R1)	146,000

●基本方針

1 社会全体が連携した社会に貢献する人づくりの推進

青少年が地域の中で心身共に健全に成長し、社会の一員として自立・活躍できるよう、家庭や地域の教育力を高めます。

また、多様化する子ども・若者を取り巻く課題や自立に向けて取り組む地域や関係団体の活動を支援します。

主な事業 社会教育学級・講座、徳育推進事業、成人式開催事業（はたちの集い開催事業）など

2 市民の学び合い・地域づくりへの支援

社会の多様化や高度化、人間の長寿化に対応するため、市民一人ひとりが生涯を通じた学びにより、自身のキャリアの可能性を広げるとともに自己実現を図り、地域社会の中で、環境保全や防災・防犯、健康づくりなど、あらゆる分野で活躍できる環境を整えます。

また、コミュニティセンター、教育文化施設及び団体等の活動を通し、市民が学び合い交流する機会の提供と併せて、その成果が地域づくりに活かされる環境を整えます。

主な事業 生涯学習推進事業、大学を活かしたまちづくり事業 など

3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用

市民が様々な文化・芸術に触れる機会を創出するとともに、市民の自主的・主体的な文化・芸術活動の振興を図ります。

また、郷土への誇りを育むため、歴史関係団体や自治会、学校等と協力し、文化財の保護・活用や、本市出身の偉人の顕彰が幅広い世代に浸透する持続的な活動へとつながるよう、展示、講座及び説明会等の普及活動や文化財の管理・修理事業を推進します。

主な事業 月見の里学遊館・メロープラザ・歴史資料館運営、指定文化財の保存・管理 など

4 読書活動の推進と図書館機能の拡充

様々な世代の市民が読書に親しみ、読書習慣を身に付ける活動を推進するとともに、図書館が本を通じて市民が交流し学び合う場となるよう、図書館機能の拡充に取り組みます。

主な事業 図書館運営、読書活動推進事業、ブックスタート事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○自ら学ぶ意欲を持ち、学んだ成果を社会に還元できるように努めます ○文化芸術や歴史等に関心を持ち、講座等の学習の場へ主体的に参加するよう努めます	○市民の主体的な学びの場を提供するとともに、その成果を地域活動に積極的に取り入れます ○教育、まちづくり、観光及び防災等と連携し、地域ぐるみで文化財の保護・活用に努めます	○地域の特色を生かした多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習活動を支援します ○市民が文化芸術に触れる機会を提供するとともに文化芸術活動への取組を支援します ○文化財をまちづくりに活用するとともに関係団体等の活動を支援します

関連計画

●袋井市教育大綱
●袋井市生涯学習推進大綱

●袋井市子ども読書活動推進計画
●彫刻のあるまちづくり基本計画

3 共生社会の確立



(担当課) 協働まちづくり課、国際課、しあわせ推進課

●目的

多文化共生意識や人権意識等の向上を図るとともに、多様性を尊重し、それぞれの個性・能力が十分に発揮できるまちの実現を目指します。

●現状と課題

心豊かで充実した生活を送るためには、性別、年齢、性的指向・性自認（SOGI）及び国籍等にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の構築が必要です。

本市においても、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めていますが、令和元年（2019年）6月に実施した市民意識調査結果では、固定的な性別による役割分担意識や慣行が根強く残っている面もあると示唆されています。

また、全国的にLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を並べた略称）など代表的な性的マイノリティ※についての認知は進みつつあるものの、当事者の抱える悩みや生きづらさについては十分に理解が進んでいない状況です。

さらに、グローバル化の進展により、在留外国人の更なる増加や定住化、多国籍化が進行する中、それに対応する環境整備に加え、市民が様々な国の文化や生活習慣の違いを理解するとともに、国際的な視野を持ち世界で活躍できる人材の育成が求められています。

そのため、相互に人権を尊重し、誰もが自分らしく活躍できる多様性を尊重・受容できるまちに向けて、市民、家庭、地域、企業及び行政がそれぞれの立場から連携・協力していく必要があります。

一方、核家族化やひとり親家庭の増加に加え、生活に困窮する家庭の増加や子ども・配偶者等への暴力が大きな社会問題となっています。本市における生活保護世帯の相談件数も年々増加傾向にあり、生活困窮家庭への生活支援や自立支援が重要な課題となっているほか、児童虐待の相談件数も増加していることから、関係機関との連携強化による虐待予防に向けた体制づくりが重要です。

※マイノリティ…社会的少数派のこと

●取組指標 ※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がる方が良い」を示す

指標名	現状値	目標値 (R7年度)
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数（事業所） [↑] ※政策6指標	51 (R1)	60
市の審議会等の女性委員の割合（%） [↑]	36.3 (R1)	40.0
多文化共生を推進するための講座数（講座／年） [↑]	12 (R1)	15
家庭児童相談室への実相談者数（人／年） [↑]	295 (H28-R1平均)	350

●基本方針

1 男女共同参画と女性の活躍の推進

固定的な性別の役割意識にとらわれず、男女双方が共に様々な分野に参画できるよう、地域や社会の制度・慣行の見直しを促します。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進を行い、女性が更に活躍できる環境づくりを推進します。

主な事業 男女共同参画に関する講演会等の開催、女性の積極的登用、男女共同参画社会づくり
宣言事業所の普及促進 など

2 国際交流・多文化共生の推進

多文化共生のまちづくりを進めるとともに、グローバルな視点を持った市民の育成を推進するため、外国人市民への支援の充実のほか、外国人や外国文化と触れ合う様々な機会の創出や、姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を通して外国人との相互理解を深めます。

主な事業 国際交流イベント開催、日本語教室開催、外国人相談窓口の設置 など

3 生活困窮家庭の生活支援

様々な理由で生活に困窮している家庭からの相談に対応し、自立に向けた生活、就労及び教育支援に取り組みます。

主な事業 生活保護事業、生活困窮者自立支援事業 など

4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保

人権教育・啓発の実施等により、様々な偏見や差別意識等の解消に取り組むとともに、相談体制の充実により様々な人権侵害への救済等に取り組みます。

また、関係機関のネットワークを強化し、児童虐待や家庭内での暴力等を予防するとともに、早期対応や再発防止を図り、安全・安心な生活を確保します。

主な事業 人権に関する知識習得の推進、児童虐待やDVの予防、家庭児童相談事業 など

●協働の考え方や役割

自（市民・企業）	互・共（地域・社会）	公（行政）
○男女共同参画社会の必要性を理解し、一人ひとりの多様な価値観を尊重し実践します ○言葉や生活習慣の違いを認め合い、異なる文化の理解を深めます	○それぞれの慣習や慣行を見直し、自治会や自主防災隊など地域活動への女性の参加を推進します ○外国人市民と交流する機会を提供し、顔の見える関係を築きます	○市民、地域、学校及び職場等に男女共同参画や人権尊重の必要性を啓発します ○外国人市民への支援充実、姉妹都市等の諸外国や外国人・外国文化と触れ合う機会を創出します

関連計画

- 袋井市男女共同参画推進プラン
- 女性活躍推進及び次世代育成支援特定事業
主行動計画
- ふくろい多文化共生のまちづくり計画

- 袋井市子ども・子育て支援事業計画
(袋井市次世代育成支援行動計画)
(袋井市子どもの貧困対策計画)
- 袋井市人権啓発推進計画
- 袋井市地域福祉推進計画

第3節 分野横断で取り組むべき考え方

1 基本的な考え方

来るべき「人生100年時代」「超スマート社会 (society5.0)」の到来に加え、世界的に流行が拡大した「新型コロナウイルス感染症」の影響等により、社会や人の暮らしのあり方・価値観は大きく変化していることから、様々な分野において変革が求められています。

このような中、変化が激しい時代の中でも活力あるまちであり続けるためには、長期的な視点を持った戦略的な取組が不可欠となっています。

一方、本計画で掲げるまちの将来像「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」は、本市が目指すべき普遍的な理念であり、その実現に向けては、過去から現在までに様々な試練を乗り越えて得た気付きや教訓を踏まえ、本計画に位置づける政策・取組を継続して着実に実施していくことが、何よりも重要です。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、人口減少や少子高齢化の進展など、我々が現在直面している、あるいは今後直面する様々な課題に対しても、本市が掲げる普遍的な理念の実現に向け、創意工夫と不断の努力を重ね、社会潮流や市民ニーズ等を踏まえて様々な新しい知見・技術を積極的かつタイムリーに取り入れ、各施策を継続的かつ柔軟に磨き上げていくとともに、分野を超えて様々な施策を連携・融合させ、総合的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、「10年後のありたいまちの姿」の実現に向け、各施策を展開するにあたって必ず持たなければならない“3つの考え方”を次のとおり示します。

なお、この“3つの考え方”は、個々に独立して持つものではなく、それぞれの考え方を相互に関連させ、時として重ね合い、複合的なものとして捉えていくこと、そして、施策展開にあたっては、「光の部分」のみならず、「影の部分」を予見して取組を進めていくことが大切です。

(PART 1)

誰もが個性と能力を発揮し活躍できること

(PART 2)

利便性に優れ安全で質の高い暮らしができること

(PART 3)

市民が誇りを持ち楽しく暮らせること

(PART 1) 誰もが個性と能力を発揮し活躍できること

1 背景

「人生100年時代」が現実のものとなりつつある中、幸せな人生を送るためには、心身の健康はもちろんのこと、誰もが人と人とのつながりや社会とのつながりを持ち、性別や年齢等の属性にかかわらず、元気に役割を持って生涯にわたり活躍できること、すなわち精神的にも社会的にも満たされた状態であることが重要です。

中でも、人と人の「きずな」を大切にし、相互に尊重して助け合う「互助」の精神、すなわち「市民力」こそが災害発生時等においても重要な役割を果たす本市の一番の強みであり、豊かさの源泉です。

しかしながら、ICTの進展等によるライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化等の影響、外国人市民の増加等により、人と人とのつながりの基礎となるコミュニティや社会は大きく変化しているため、その在り方の検討が必要となっています。

2 取組の内容

(1) 知識や経験を社会や地域に還元する仕組みづくり

地域のみならず様々な場面において、年齢、性別及び国籍等の属性を超えた様々な主体の交流促進を図るとともに、誰もがいつでも主体的にチャレンジできる社会・地域の構築をはじめ、個々が主体的に学び合い、そこで得た知識や経験を社会や地域に還元していく仕組みづくりを推進します。

(主な取組の例) 幼小中一貫教育推進、地域の支え合い活動推進、生涯現役（高齢者就労）の促進、生涯にわたる学び直し（リカレント教育）、生涯学習推進事業 など

(2) 様々な主体が気軽に参加できる体制の構築及び水平型コミュニティの創出

自治会等の地域活動の在り方について、これまでの慣例的な取組内容を見直すとともに、様々な主体が気軽に参加できる体制を構築します。

また、従来の地縁を基礎とする垂直型の組織形態だけでなく、様々な主体が場所や時間等の物理的概念を超えて緩やかにつながる水平型コミュニティの創出に取り組みます。

(主な取組の例) コミュニティセンターでの健康教室・相談、特色ある地域づくり推進、ICTコミュニティ情報発信事業、外国人市民と日本人市民のコミュニケーション促進、NPOや市民活動団体の活動・連携支援 など

(3) 全ての人を包括的に支える仕組みづくり

地域の中の身近な関係性から主体的に地域課題を把握するとともに、地域の中で包括的に支える仕組みづくりに取り組みます。

(主な取組の例) 生活支援コーディネーター育成と連携強化、地域福祉ネットワーク推進事業 など

(PART 2) 利便性に優れ安全で質の高い暮らしができること

1 背景

近年のデジタル技術の進展は著しく、日常生活の中でも様々な形でICTが活用され、現実空間とインターネット等の情報空間の高度な融合が急速に進むなど、「超スマート社会（Society5.0）」が現実のものとなりつつあります。

特に新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、社会のデジタル化は急速に進み、その流れは不可逆的であるとされていることから、本市においても誰もが住みやすいまちの実現に向けて、ICTを積極的に活用していく必要があります。

また、近年、地球温暖化の影響による短時間集中豪雨の頻発をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な災害が発生していることから、各種の災害リスクを総合的・複合的に考え、被害の最小化や災害からの復元力・回復力の強化を図るとともに、様々な自然災害や感染症等に備える体制の構築が重要となっています。

2 取組の内容

(1) ICTの積極的な活用

産業分野での生産性向上をはじめ、健康づくりや教育等の各分野においてもICTを積極的に活用し、暮らしの利便性や質を高める変革につなげます。

(主な取組の例) GIGAスクール構想推進、デジタル人材等の育成推進、自動運転やドローン等のICTを活用した実証事業、スマート自治体の推進 など

(2) 地球環境にやさしいまちづくり

国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）等を踏まえ、社会・経済・環境が調和する「持続可能な社会」の構築に向け、資源循環型など環境負荷が低く、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

(主な取組の例) スマートライフの推進（創エネ・蓄エネ・省エネ）など

(3) 都市の復元力・回復力の向上

まちづくり全般において、災害被害の最小化や災害からの速やかな復興・復旧を図る都市の復元力・回復力の向上に向けて取り組みます。

(主な取組の例) 立地適正化計画の推進、治水対策の推進、防災都市づくり計画の推進 など

(4) 自然災害や感染症等に備えるリスクマネジメント※及び危機管理体制の構築

全施策に共通する市民の暮らしの基盤を守り支えるものとして、地震等の様々な自然災害等に備えるリスクマネジメント及び危機管理体制の構築に取り組みます。

(主な取組の例) 地域防災力の強化、自主防災隊育成事業 など

※リスクマネジメント（Risk Management）…想定される危険を事前に把握することで、不利益を最小限に抑える活動のこと

(PART 3) 市民が誇りを持ち楽しく暮らせること

1 背景

市民主体のまちづくりを進めていくには、自らが自律・主体的にまちや地域と関わりを持ち、良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心、すなわちシビック・プライドの醸成が不可欠であり、そのためには、様々な人がまちを知り、体験し、参加する等を通じ、人とまちの「つながり」を創り、そしてそれを深めていくことが必要です。

また、市民にまちづくりへの当事者意識を持ってもらうには、本市の取組を効果的・効率的に伝え、施策の効果や実感を得やすいまちとすること、そして、本市の持つ魅力について、市内外を問わず様々な人に「共感」を持ってもらうことが大切です。

これに加え、誰もが日々の暮らしの中に「楽しさ」や「豊かさ」を感じられるまちや地域となるには、新たな価値観や技術を積極的に取り入れ、市内で活躍する人や地域資源と融合・変化させていくことが重要です。

2 取組の内容

(1) 地域資源や文化・芸術、スポーツを活かした自慢したくなるまちづくり

「農」や「古刹」等の地域特有の歴史文化や風土を再確認・再発見するとともに、暮らしや人生の豊かさを創り出し、多種多様なものをつなぐ基盤となる「文化・芸術」や「スポーツ」の力を取り入れ、地域資源と融合させることで、「このまちならではの」魅力的なライフスタイルや生活様式の創出を目指します。

(主な取組の例) 月見の里学遊館、メロープラザを拠点とした文化・芸術振興、歴史遺産の保存、活用活動への支援、スポーツを活かしたまちづくり、ふくろい観光ブランド活用・発信事業 など

(2) 「共感」を軸としたシティプロモーションや効果的な情報発信

行政からのプッシュ型の情報提供だけでなく、分かりやすく魅力を感じるデザイン・内容に情報を加工した上で、伝えたい人に対してSNSや口コミなど最も有効な情報伝達手段・経路を通じて情報が届く仕組みづくりに取り組みます。

また、市内外を問わず本市の魅力について最大限「共感」が得られるシティプロモーションを推進します。

(主な取組の例) SNS等の多様なツールを活かした情報発信 など

(3) 「様々な主体がつながる基盤」の創出

様々な主体との連携・協働を積極的に進めるとともに、本市の役割をサービス提供から「様々な主体がつながる基盤」の創出に転換することで、「関係人口」の拡大やまち及び地域の中での新しい「コト」の創造につながる取組を促進します。

(主な取組の例) 公共空間(公園・河川等)を活用したにぎわい創出事業、移住定住促進事業 など

(付属資料) 政策・取組別指標一覧

※ [] 内の矢印は目標値に向けて「上がる方が良い」「下がるが良い」を示す

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します			
合計特殊出生率 [↑] 【出典：市長公室】	(目標値設定根拠) 人口ビジョンで定める将来目標人口を算出する際に用いた仮定値のとおりR12年度に人口置換水準2.07を目指し目標値を設定 (算出方法) 日本人の15～49歳女性人口（住民基本台帳）と、出生数（県人口動態統計（出生））から算出	1.67 (H30)	1.95 (R6)
保育所等利用待機児童数（人） [↓] ※政策1取組1指標 【出典：すこやか子ども課】	(目標値設定根拠) 厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき目標値を設定 (算出方法) 毎年4月1日現在の保育所等利用待機児童者数（保育所等へ入所できなかった児童数から、保護者が育児休業中、特定の保育所等を希望している等の理由がある児童数を除いたもの）	33 (R2)	0
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合（小6・中3） (%) [↑] ※政策1取組2指標 【出典：学校教育課】	(目標値設定根拠) R2年度から始まった幼小中一貫教育では、小・中卒業時の姿を意識した取組や前期計画での取組及び現状値を踏まえて目標値を設定 (算出方法) 全国学力学習調査で「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」と答えた児童・生徒の割合	78.3 (R2)	84.0
取組1 みんなで支え合う子育て環境の充実			
保育所等利用待機児童数（人） [↓] ※政策1指標 【出典：すこやか子ども課】	(目標値設定根拠) 厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき目標値を設定 (算出方法) 毎年4月1日現在の保育所等利用待機児童者数（保育所等へ入所できなかった児童数から、保護者が育児休業中、特定の保育所等を希望している等の理由がある児童数を除いたもの）	33 (R2)	0
放課後児童クラブの定員（人） [↑] 【出典：第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画】	(目標値設定根拠) 第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 毎年4月1日現在の放課後児童クラブ定員数の合計	1,247 (R1)	1,807

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
地域子育て支援拠点施設における利用者の満足度 (%) [↑] 【出典：すこやか子ども課】	(目標値設定根拠) 地域子育て支援拠点での支援や相談など「子育てするなら袋井市」の実現に向けたサービスの充実や質の向上について、利用者の満足度を指標として目標値を設定 (算出方法) 地域子育て支援拠点施設利用者へのアンケート調査結果で「大変良い」「良い」と答えた人の割合	98.0 (R1)	99.5
親スキルアップ講座参加者の満足度 (%) [↑] 【出典：すこやか子ども課】	(目標値設定根拠) 親としての自覚や家庭教育力を高めるため、幼保の保護者会と協働で実施している講座における満足度（理解度）を指標として目標値を設定 (算出方法) 親スキルアップ講座参加者アンケートで、「とても良かった」、「良かった」と答えた人の割合	90.0 (R1)	98.0
取組2 未来に輝く若者の育成			
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童・生徒の割合（小6・中3） (%) [↑] ※政策1指標 【出典：学校教育課】	(目標値設定根拠) R2年度から始まった幼小中一貫教育では、小・中卒業時の姿を意識した取組や前期計画での取組及び現状値を踏まえて目標値を設定 (算出方法) 全国学力学習調査で「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」と答えた児童・生徒の割合	78.3 (R2)	84.0
全国規模の学力調査で全国平均正答率を100とした際の本市の指数（小6・中3） [↑] 【出典：学校教育課】	(目標値設定根拠) 国が実施する全国学力・学習状況調査（小6・中3）における全国平均正答率を100として本市の指数を算出。今後、幼小中一貫教育の充実やICTを活用した教育の推進を図ることで、全国平均正答率を上回る力が育成できることを考え、現状値を基準として目標値を設定 (算出方法) 全国学力調査科目（国語・算数（数学））の結果のうち、市の平均正答率÷全国平均正答率×100	100.0 (R1)	102.5

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
「運動が好き」と答える児童生徒の割合（小5・中2）（%）[↑] 【出典：学校教育課】	（目標値設定根拠） 体力の向上には日頃の運動習慣が大きく影響することから、「運動が好き」と答える児童生徒の割合を高めていくため、現状値を踏まえて目標値を設定 （算出方法） 全国体力・運動能力、運動習慣等調査で「好き」「やや好き」と答えた児童・生徒の割合	86.7 (R1)	92.0
学校給食における市内産野菜の使用率（重量ベース）（%）[↑] 【出典：おいしい給食課】	（目標値設定根拠） 気象条件や生産者の高齢化等の状況から、学校給食で使用する野菜はH26～H29年度の平均26.5%を踏まえ、全体の1/3程度を市内産で賄うこととして目標値を設定 （算出方法） 学校給食でを使用した市内産野菜の重量÷使用した野菜の総重量×100	34.8 (R1)	33.0
政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します			
お達者度（男性・女性）（年）[↑] ※政策2取組1指標 【出典：健康づくり計画】 （上段：男性、下段：女性）	（目標値設定根拠） H24～28の伸び（男性：0.067年/年、女性：0.077年/年）を参考としてH29実績値を基に目標値を設定 （算出方法） 県健康増進課が算出・公表 ※「お達者度」は、65歳から元気で自立して暮らせる期間であり、介護認定割合や人口、死亡数データ等を利用して算出	18.37 21.44 (H29)	18.78 21.91 (R5)
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合（HbA1cの値が6.5%以上の人）（%）[↓] ※政策2取組1指標 【出典：国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、健康づくり計画】	（目標値設定根拠） 年0.1%の減少を目標にR7年度までに9%台となる事を目標としているが、前期目標のR2目標の7.5%から大きく乖離しており、達成が困難な状況であることから、R7年度まで目標値を延長することとして目標値を設定 （算出方法） 市国保特定健診受診者のうちHbA1c値（NGSP値）6.5%以上該当者÷市国保特定健診受診者×100	10.5 (H30)	9.9 (R6)
総合健康センターでの総合相談件数（件/年）[↑] ※政策2取組3指標 【出典：地域包括ケア推進課】	（目標値設定根拠） R1相談件数を踏まえ、毎年100件の増を見込んで目標値を設定 （算出方法） 総合相談窓口における年度相談延べ件数の合計	4,930 (R1)	5,600

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
取組1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進			
お達者度（男性・女性） （年）[↑] ※政策2指標 【出典：健康づくり計画】 （上段：男性、下段：女性）	（目標値設定根拠） H24～28の伸び（男性：0.067年/年、女性：0.077年/年）を参考としてH29実績値を基に目標値を設定 （算出方法） 県健康増進課が算出・公表 ※「お達者度」は、65歳から元気で自立して暮らせる期間であり、介護認定割合や人口、死亡数データ等を利用して算出	18.37 21.44 (H29)	18.78 21.91 (R5)
市国保特定健診で糖尿病が強く疑われる人の割合（HbA1cの値が6.5%以上の人）（%）[↓] ※政策2指標 【出典：国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、健康づくり計画】	（目標値設定根拠） 最新値は前期基本計画目標（R2:7.5%）と大きく乖離しており達成が困難な状況であることから、R7年度まで目標値を延長することとして目標値を設定 （算出方法） 市国保特定健診受診者のうちHbA1c値（NGSP値）6.5%以上該当者÷市国保特定健診受診者×100	10.5 (H30)	9.9 (R6)
市国保特定健診で内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合（男性・女性）（%）[↓] 【出典：国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、健康づくり計画】 （上段：男性、下段：女性）	（目標値設定根拠） 該当者が年々増加傾向にあることから対象者への保健指導を更に強化することとし、年0.25%の減少、5年間で1%減少を目指し目標値を設定 （算出方法） 市国保特定健診受診者のうち内臓脂肪症候群該当者及び予備群者（男性）÷市国保特定健診受診者（男性）×100	35.8 14.2 (H30)	34.3 12.7 (R6)
総合健康センター（聖隷袋井市民病院と休日急患診療室を含む）の延べ利用者数（人）[↑] 【出典：地域包括ケア推進課】	（目標値設定根拠） 聖隷袋井市民病院と休日急患診療室の利用実績を年1%程度、そのほかの利用者数を年2%程度、それぞれH30年度数値から増加させることとして目標値を設定 （算出方法） 総合健康センター（聖隷袋井市民病院と休日急患診療室を含む）の延べ利用者数	109,024 (R1)	117,200 (R6)
取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進			
要介護（要支援）認定者の割合（65歳以上）（%）[↓] 【出典：市民課】	（目標値設定根拠） 人口推移や要介護（要支援）認定者数の実績により目標値を設定 （算出方法） 第1号被保険者のうち、要介護（要支援）認定者÷第1号被保険者×100	14.9 (R1)	16.1

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
要介護（要支援）認定者のうち在宅サービス利用者の割合（%）〔↑〕 【出典：市民課】	<p>(目標値設定根拠) H28年4月の介護保険制度改正により、地域密着型サービスにおいて在宅サービス利用者が小規模多機能型ではなくなったため、数値の取得方法を見直して目標値を設定</p> <p>(算出方法) 在宅サービス利用者数÷要介護（要支援）認定者数×100</p>	59.9 (R1)	60.0
認知症サポーターの人数（人）〔↑〕 【出典：地域包括ケア推進課】	<p>(目標値設定根拠) より多くの市民に認知症を正しく理解してもらうため、毎年一定数サポーターを養成していくこととし、国目標値（0.4%）の3倍(本市人口の約1.2%)を毎年度の目標値として設定</p> <p>(算出方法) 認知症サポーター養成講座の年度延べ参加者数</p>	970 (R1)	1,000
通いの場（介護予防体操）の箇所数（週1回以上の活動）（箇所）〔↑〕 【出典：長寿しあわせ計画】	<p>(目標値設定根拠) 国の通いの場の目標数値が1,000人に1箇所のところ当市の普及状況を勘案して人口950人当たり1箇所を目指し目標値を設定</p> <p>(算出方法) しぞ〜かでん伝体操及びシニアサークル（週1回以上）を開催している団体の数の合計（健康づくり課の調査で年度末現在の数を把握）</p>	66 (R1)	93
取組3 安心できる地域医療の充実			
中東遠総合医療センターの患者満足度（入院）（%）〔↑〕 【出典：地域包括ケア推進課】	<p>(目標値設定根拠) 過去の実績から毎年度0.5%程度の改善を見込んで目標値を設定</p> <p>(算出方法) 中東遠総合医療センターアンケート結果</p>	93.2 (R1)	95.0
中東遠総合医療センターの患者満足度（外来）（%）〔↑〕 【出典：地域包括ケア推進課】	<p>(目標値設定根拠) 前期基本計画の目標値は未達成であったが、他病院との評価基準の比較と過去の実績から毎年度3%程度の改善を見込んで目標値を設定</p> <p>(算出方法) 中東遠総合医療センターアンケート結果</p>	70.8 (R1)	84.0

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
総合健康センターでの総合相談件数(件/年) [↑] ※政策2指標 【出典：地域包括ケア推進課】	(目標値設定根拠) R1相談件数を踏まえ、毎年100件の増を見込んで目標値を設定 (算出方法) 総合相談窓口における年度相談延べ件数の合計	4,930 (R1)	5,600
取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進			
共同生活援助(グループホーム)の定員数(人) [↑] 【出典：しあわせ推進課】	(目標値設定根拠) 共同生活援助施設数は現状ではやや充足感があるが、知的・精神手帳交付者数の増に対応するため、2年で1施設(1施設当たり定員5人)程度の整備を目標値として設定 (算出方法) 市内における障がい者総合支援施設グループホームの定員数の合計	71 (R1)	86
避難行動要支援者の個別計画作成の同意率(%) [↑] 【出典：しあわせ推進課】	(目標値設定根拠) 個人情報提供への抵抗感や自宅避難など災害時避難の考え方の変化から同意率の伸びが鈍っている現状を踏まえつつも更なる推進を目指し、年0.5%増を目標として設定 (算出方法) 災害時の支援活動に必要な個人情報の提供について同意を得た人数(障がい者のみ)÷災害時に支援が必要な障がい者数×100	77.8 (R1)	82.5
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合(%) [↑] 【出典：しあわせ推進課】	(目標値設定根拠) H30.6.1現在の県内達成企業割合49.1%であり、過去10年の全国の達成企業割合の平均伸び率が前年比1.5%であることを踏まえ、前期基本計画の目標値50.0%達成を目指し年2.0%の増を目標として設定 (算出方法) 静岡労働局が算出	36.5 (R1)	50.0
取組5 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進			
スポーツ指導者派遣回数(回/年) [↑] 【出典：スポーツ政策課】	(目標値設定根拠) スポーツ推進委員出前講座及びエアロビック普及事業の講師派遣件数R1年度実績を基に、年間180件程度を見込んで目標値として設定 (算出方法) スポーツ推進委員の派遣、エアロビック普及事業及びその他スポーツに関わる外部講師による講師派遣件数の合計	170 (R1)	190

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
全国スポーツ大会の出場者数（激励金交付件数） （件／年）〔↑〕 【出典：スポーツ政策課】	（目標値設定根拠） スポーツ大会出場激励金の交付件数R1年度実績を基に、年間60件程度を見込んで目標値を設定 （算出方法） スポーツ大会出場激励金の交付件数の合計	59 (R1)	330 (R3-7)
市内の運動施設の利用者数（エコパを除く） （人／年）〔↑〕 【出典：スポーツ政策課】	（目標値設定根拠） 各スポーツ施設の利用者数の実績を基に、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しているため、R2年度利用者見込みを600,000人とした上で、毎年5,000人/年の増を見込んで目標値を設定 （算出方法） 市内各運動施設利用者数の合計（エコパを除く）	551,962 (R1)	625,000
政策3 快適で魅力あるまちを目指します			
地区計画等の実施面積 （ha）〔↑〕 ※政策3取組1指標 【出典：都市計画課】	（目標値設定根拠） 街路事業等により、用途変更等を検討する地区への地区計画の導入を図ることを踏まえて目標値を設定 （算出方法） 地区計画や建築協定等を定めた面積の合計	355 (R1)	370
自主運行バス等（自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス）の利用者数（人／年） 〔↑〕 ※政策3取組2指標 【出典：協働まちづくり課】	（目標値設定根拠） R1年度に一部の運行形態を見直したため、運行形態見直し前のH30年度実績水準を回復し維持することとして目標値を設定 （算出方法） 自主運行バス等（自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス）の利用者数の合計（袋井駅・中東遠総合医療センター線は含まない）	23,369 (R1)	26,000
1人1日当たりの可燃ごみの排出量（g／日） 〔↓〕 ※政策3取組5指標 【出典：一般廃棄物処理基本計画】	（目標値設定根拠） 袋井市一般廃棄物処理基本計画に基づき目標値を設定 （算出方法） 可燃ごみの総排出量／年÷365日	544 (R1)	502

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
取組1 暮らしたくなる都市拠点の創出			
市民がまちづくりに参加する地区数（地区計画等）（地区）〔↑〕 【出典：都市計画課】	（目標値設定根拠） 後期計画では、前期計画で検討した地区で具体的な事業の推進を図るとともに、新たに防災都市づくり計画で定める重点地区等での取組を実施していくことを踏まえて目標値を設定 （算出方法） 地区計画等の検討に取り組む地区数の合計	11 (R1)	12
地区計画等の実施面積（ha）〔↑〕 ※政策3指標 【出典：都市計画課】	（目標値設定根拠） 街路事業等により、用途変更等を検討する地区への地区計画の導入を図ることを踏まえて目標値を設定 （算出方法） 地区計画や建築協定等を定めた面積の合計	355 (R1)	370
土地区画整理実施区域内の未利用区画数（区画）〔↓〕 【出典：都市計画課】	（目標値設定根拠） 関係機関等との連携により、区域内の宅地の利用増進を図ることを踏まえて目標値を設定 （算出方法） 土地区画整理事業を実施した区域内の宅地化が図られていない区画数の合計	508 (R1)	388
「管理不良」「倒壊の危険あり」の空き家の戸数（戸）〔↓〕 【出典：都市計画課】	（目標値設定根拠） 除却や利活用による空き家の解消に向けた取組を行い、R7年度までに160戸の解消を目指して目標値を設定 （算出方法） 袋井市空き家分布調査に基づく「管理不良」「倒壊の危険あり」の空き家戸数の合計	185 (R1)	25
取組2 誰もが移動しやすいまちづくり			
自主運行バス等（自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス）の利用者数（人／年） 「↑」※政策3指標 【出典：協働まちづくり課】	（目標値設定根拠） R1年度に一部の運行形態を見直したため、運行形態見直し前のH30年度実績水準を回復し維持することとして目標値を設定 （算出方法） 自主運行バス等（自主運行バス・デマンドタクシー・地域協働運行バス）の利用者数の合計（袋井駅・中東遠総合医療センター線は含まない）	23,369 (R1)	26,000

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
幹線道路の歩道整備率 (%) [↑] 【出典：建設課】	(目標値設定根拠) 過去の実績を踏まえつつ、通学路や観光地へのアクセス道路など優先すべき路線の早期完成を目指し、R3年度から前半は0.2%/年を目指して目標値を設定 (算出方法) 1・2級道路の歩道延長÷1・2級道路の総延長×100	41.4 (R1)	43.1
修繕実施橋梁数(橋) [↑] 【出典：袋井市橋梁長寿命化修繕計画】	(目標値設定根拠) 袋井市橋梁長寿命化修繕計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 修繕を実施した橋梁の数の合計	27 (R1)	54
取組3 花と緑と水のまちづくり			
公園愛護団体数(団体) [↑] 【出典：都市整備課】	(目標値設定根拠) 公園の維持管理に向けた外部団体の支援や協力の新規獲得を目指して目標値を設定 (算出方法) 公園愛護報奨金の交付対象となる団体数の合計	85 (R1)	87
花工場の花苗配布数 (ポット/年) [↑] 【出典：都市整備課】	(目標値設定根拠) 花壇の設置や植樹等の実績を踏まえて目標値を設定 (算出方法) 市内の花工場で生産し、自治会や各種団体等に配布した花苗の数の合計	164,975 (R1)	170,500
花育に関わる講座・イベントの開催数(回/年) [↑] 【出典：都市整備課】	(目標値設定根拠) 寄せ植え講座の参加者が好評により急増していることを踏まえて目標値を設定 (算出方法) 市内のコミュニティセンター等での花を用いた講座・イベントの開催数の合計	20 (R1)	25
取組4 恵みある河川・海岸づくり			
浅羽海岸クリーン作戦参加者数(人/年) [↑] 【出典：建設課】	(目標値算出根拠) 現状の960人を基準として、企業や袋井幸浦の丘プロジェクトワークショップの参加を見込み目標値として設定。なお、1年毎の指標値は、R7目標値の100人増に対し、5年間で割り戻した値 (算出方法) 地元自治会、周辺企業、中学生や各種ボランティアの参加者数の合計	960 (R1)	1,060

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
河川愛護活動参加者数 (人/年) [↑] 【出典：建設課】	(目標値算出根拠) 参加者数が減少傾向にあるため、現状を維持していくことを目標値として設定 (算出方法) 河川愛護活動参加者数の合計	21,492 (R1)	21,500
河川愛護(リバーフロントシップ)の協定締結団体数 (団体) [↑] 【出典：建設課】	(目標値算出根拠) 現状値を基に参加団体数を年間1団体の増を見込んで目標値を設定 (算出方法) 県が管理する河川堤防での愛護活動の協定締結団体数の合計	52 (R1)	57
取組5 豊かな環境の醸成と継承			
1人1日当たりの可燃ごみの排出量(g/日) [↓] ※政策3指標 【出典：一般廃棄物処理基本計画】	(目標値設定根拠) 袋井市一般廃棄物処理基本計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 可燃ごみの総排出量/年÷365日	544 (R1)	502
市全体の温室効果ガス排出量(千t-CO2) [↓] 【出典：環境基本計画】	(目標値設定根拠) 環境基本計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 専門業者への委託による算出(算定は3年前の実績値とする)	820.6 (H28)	694.1 (R4)
一世帯当たりの二酸化炭素排出量(t-CO2) [↓] 【出典：環境基本計画】	(目標値設定根拠) 環境基本計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 専門業者への委託による算出(算定は3年前の実績値とする)	3.58 (H28)	3.33 (R4)
環境教育(出前ECO教室、アースキッズ事業、エコパを活用した環境教育)の実施件数(件/年) [↑] 【出典：環境基本計画】	(目標値設定根拠) 環境基本計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 出前ECO教室(小・中学、市民)、アースキッズ事業及びエコパを活用した環境教育実施件数の合計	54 (R1)	65
污水処理人口普及率(%) [↑] 【出典：生活排水処理基本計画】	(目標値設定根拠) 生活排水処理基本計画に基づき目標値を設定 (算出方法) 污水処理施設(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽)を利用できる人口÷行政人口×100	77.7 (R1)	86.6

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します			
製造品出荷額等（従業員4人以上）（億円／年） [↑] ※政策4取組1指標 【出典：工業振興計画】	（目標値設定根拠） H31年工業統計調査（H30年1年間の製造品出荷額等）を基準年とし、同年が過去最高であることや新型コロナの影響等を考慮し、同年値レベルを維持していくことを見込んで目標値を設定 （算出方法） 工業統計調査結果	6,437 (H30)	6,600
観光交流客数 （千人／年） [↑] ※政策4取組2指標 【出典：観光基本計画】	（目標値設定根拠） R4までは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光客の減少を見込むものの、R5までにR1現状値同水準に回復することを想定。R6以降は、インバウンドや今後新たに取り組むマイクロツーリズムの推進の効果として、年間約100,000人の増加を見込んで目標値を設定 （算出方法） 県観光交流客数調査結果（観光レクリエーション客数+宿泊者数の合計）	4,784 (R1)	5,000
主要農産物産出額（推計値）（億円／年） [↑] ※政策4取組3指標 【出典：農業振興ビジョン】	（目標値設定根拠） R1年度実績（67.5億円）のほか過去5年間平均（H27～R1：70.3億円）等を踏まえ目標値を設定 （算出方法） 温室メロンや茶、米等の14品目について、クラウンメロン支所やJA等から聴き取りした産出額を集計して算出	67.5 (R1)	68.5
取組1 産業の新たな展開の推進			
製造品出荷額等（従業員4人以上）（億円／年） [↑] ※政策4指標 【出典：工業振興計画】	（目標値設定根拠） H31年工業統計調査（H30年1年間の製造品出荷額等）を基準年とし、同年が過去最高であることや新型コロナの影響等を考慮し、同年値レベルを維持していくことを見込んで目標値を設定 （算出方法） 工業統計調査結果	6,437 (H30)	6,600
企業立地件数（製造業） （件） [↑] 【出典：産業政策課】	（目標値設定根拠） H28からR1までの企業立地件数の実績12件（うち製造業9件）のほか、製造品出荷額の過去最高値を目指すことを踏まえ、2件/年の伸びを見込んで目標値を設定 （算出方法） 市内に立地した企業の件数の合計	2 (R1)	10 (R3-7)

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
静岡理工科大学と市内企業の共同研究件数 (件) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) 今後の新たな産学官連携の取組による実績値の伸び (5件/年) を見込んで目標値を設定 (算出方法) 理工科大学が研究費を受領し実施した件数の合計	1 (R1)	25 (R3-7)
経営革新計画の承認件数 (製造業) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) 商工団体が実施する小規模事業者経営発達支援事業の伸びを見込んで目標値を設定 (算出方法) 経営革新計画の承認件数の合計	3 (R1)	35 (R3-7)
「高校生と企業を結ぶ合同企業説明会」及び「いわた・ふくろい就職フェア」への市内参加企業数 (社/年) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) H30年度の参加企業 (約30社) を基準に毎年2社の増加を見込んで目標値を設定 (算出方法) 「高校生と企業を結ぶ合同企業説明会」及び「いわた・ふくろい就職フェア」への市内参加企業数の合計	31 (H30)	40
(公社) 袋井・森地域シルバー人材センターの就業延人員 (人/年) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) (公社) 袋井・森地域シルバー人材センターの過去5か年における就業延人員に占める会員数の割合を踏まえ、同センターの会員数の計画値を参考に就業延人員を算出して目標値を設定 (算出方法) (公社) 袋井・森地域シルバー人材センターから実績値を聴き取り	58,291 (R1)	76,800
取組2 戦略的な観光の推進			
観光交流客数 (千人/年) [↑] ※政策4指標 【出典：観光基本計画】	(目標値設定根拠) R4までは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光客の減少を見込むものの、R5までにR1現状値同水準に回復することを想定。R6以降は、インバウンドや今後新たに取り組むマイクロツーリズムの推進の効果として、年間約100,000人の増加を見込んで目標値を設定 (算出方法) 県観光交流客数調査結果 (観光レクリエーション客数+宿泊者数の合計)	4,784 (R1)	5,000

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
外国人宿泊客数（観光関係）（人／年）〔↑〕 【出典：産業政策課】	<p>（目標値設定根拠） R4までは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人観光客の減を見込むものの、R5までにR1現状値同水準に回復することを想定。R6以降は、インバウンド需要の回復を想定し、年間1,500人の増加を見込んで目標値を設定</p> <p>（算出方法） 外国人宿泊数の調査結果</p>	7,019 (R1)	10,000
ホームページ等のアクセス数（観光関係）（件／年）〔↑〕 【出典：観光基本計画】	<p>（目標値設定根拠） R1実績の312,576件を基準に市ホームページ観光関係、観光協会のホームページ並びにフェイスブック、ブログ、インスタグラム及びツイッター等の活用による情報発信の充実等により、5万件/年の増加を見込んで目標値を設定</p> <p>（算出方法） 市ホームページの観光関係及び観光協会のホームページ、フェイスブック、ブログへのアクセス数の合計</p>	312,576 (R1)	563,000
取組3 経営力の高い農業の振興			
主要農産物産出額（推計値）（億円／年）〔↑〕 ※政策4指標 【出典：農業振興ビジョン】	<p>（目標値設定根拠） R1年度実績（67.5億円）のほか過去5年間平均（H27～R1：70.3億円）等を踏まえ目標値を設定</p> <p>（算出方法） 温室メロンや茶、米等の14品目について、クラウンメロン支所やJA等から聴き取りした産出額を集計して算出</p>	67.5 (R1)	68.5
農業法人数（法人）〔↑〕 【出典：農業委員会】	<p>（目標値設定根拠） R1年度実績を基に毎年1法人の増を目指し目標値を設定</p> <p>（算出方法） 市内の農業法人数の合計</p>	37 (R1)	43
利用権設定面積（ha）〔↑〕 【出典：農政課】	<p>（目標値設定根拠） R1年度実績を基に毎年25ha程度の利用権設定の増を目指し目標値を設定</p> <p>（算出方法） 農地の耕作権等を設定した面積の合計</p>	1,014 (R1)	1,163

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
農業農村の多面的機能の 発揮に向けた取組面積 (ha) [↑] 【出典：農政課】	(目標値設定根拠) R1年度実績を基に取組面積の拡大を目指し目標値を設定 (算出方法) 多面的機能支払交付金事業の活動組織が 取組を行った面積の合計	2,045 (R1)	2,057
取組4 魅力的な商業の振興			
経営革新計画承認件数及 び持続化補助金、経営力 向上事業費補助金、経営 力向上計画の採択件数 (卸売業・小売業及び宿 泊業・飲食サービス業) (件) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) 商工団体の経営発達支援計画に定められ た経営発達支援事業に基づき目標値を設定 (建設業等は除く) R1現状値(44件)を基 に、少なくとも45件/年の採択件数を見込み 目標値を設定 (算出方法) 経営革新計画の承認件数及び持続化補助 金、経営力向上事業費補助金、経営力向上 計画の採択件数の合計	44 (R1)	225 (R3-7)
市、商工団体、金融機関 の創業支援による創業件 数(件) [↑] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) H28からR1までの年間創業件数の平均値 を基準として、45件/年の創業件数を見込 んで目標値を設定 (算出方法) 市内創業件数の合計(袋井商工会議所・ 浅羽商工会・市内金融機関から聴き取り)	42 (H28-R1平均)	225 (R3-7)
空き店舗件数 (件) [↓] 【出典：産業政策課】	(目標値設定根拠) R2年度におけるJR袋井駅周辺の中心市街 地の空き店舗(不動産会社管理物件のうち 入居者看板がある店舗)数及びパティオの 空きテナント数を基準値として、毎年1店舗 の新規入居を見込み、目標値を設定 (算出方法) JR袋井駅周辺の中心市街地の空き店舗 (不動産会社管理物件のうち入居者看板が ある店舗)数及びパティオの空きテナント 数の合計	28 (R2)	23
政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します			
1週間分以上の家庭内備 蓄をしている市民の割合 (%) [↑] ※政策5取組1指標	(目標値設定根拠) 袋井市地震・津波アクションプログラム に基づき目標値を設定 (算出方法) 非常食や飲料水、懐中電灯など1週間分の 備蓄をしている市民の割合(市民意識調 査)	64.7 (H30)	100.0

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
河川改修延長の進捗 (m) [↑] ※政策5取組2指標 【出典：河川等整備計画】	(目標値設定根拠) 松橋川は改修計画がある区間の改修延長、油山川は築堤区間の改修延長、他河川排水路は整備計画に位置づけられた延長の合計を目標として目標値を設定 (算出方法) 河川等整備計画や中部総合的治水対策に位置づけられた松橋川の計画区間、油山川の築堤区間及び他河川排水路の合計	376 (R1)	1,142
人身事故件数(件/年) [↓] ※政策5取組3指標 【出典：協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 人身事故件数は、H26:775件、R1:559件と5年間で28%減少したが、H30とR1は急減しているため、H26~29までの減少率3%を年間の削減目標とし、現状値から15%程度の削減を目指して目標値を設定 (算出方法) 人身事故の発生件数の合計	559 (R1)	480
取組1 万全な危機管理体制の構築			
1週間分以上の家庭内備蓄をしている市民の割合 (%) [↑] ※政策5指標	(目標値設定根拠) 袋井市地震・津波アクションプログラムに基づき目標値を設定 (算出方法) 非常食や飲料水、懐中電灯など1週間分の備蓄をしている市民の割合(市民意識調査)	64.7 (H30)	100.0
防災訓練の参加者人数割合(12月訓練実施時) (%) [↑] 【出典：危機管理課】	(目標値設定根拠) H28年からR1年までの12月防災訓練(地域防災訓練)参加率の平均68%(約61,000人)を踏まえ約10%の増加を目指して目標値を設定 (算出方法) 12月防災訓練時の安否確認者数÷当該年度4月1日現在の住民基本台帳人口×100	66.9 (R1)	80.0
防潮堤整備延長(市施工分)(km) [↑] 【出典：建設課】	(目標値設定根拠) 県(袋井土木事務所)と覚書を締結した際に提出した全体計画書に基づき目標値を設定 (算出方法) 海岸防災林の再整備に係る全体事業計画の整備区間の合計	4.06 (R1)	4.99

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
「メローねっと」の登録率（防災情報）（%） [↑] 【出典：危機管理課】	<p>（目標値設定根拠） R2年3月1日現在の人口88,518人、世帯数35,115世帯であり、人口の50%である44,000人が登録することで、全世帯数を上回るため、理論上全世帯へ情報が配信される登録者数を目標として目標値を設定</p> <p>（算出方法） メローねっと登録者数（メールアドレス等）÷当該年度4月1日現在の住民基本台帳人口×100</p>	17.5 (R1)	50.0
取組2 風水害に強いまちづくりの推進			
河川改修延長の進捗（m）[↑] ※政策5指標 【出典：河川等整備計画】	<p>（目標値設定根拠） 松橋川は改修計画がある区間の改修延長、油山川は築堤区間の改修延長、他河川排水路は整備計画に位置づけられた延長の合計を目標として目標値を設定</p> <p>（算出方法） 河川等整備計画や中部総合的治水対策に位置づけられた松橋川の計画区間、油山川の築堤区間及び他河川排水路の合計</p>	376 (R1)	1,142
治水対策のための雨水貯留量（m ³ ）[↑] 【出典：河川等整備計画】	<p>（目標値設定根拠） 河川整備計画に基づき目標値を設定</p> <p>（算出方法） 今後整備予定の遊水地や貯留施設の貯留量の合計</p>	63,197 (R1)	90,690
土砂災害防災訓練の実施地区数（地区（自治会）/年）[↑] 【出典：危機管理課】	<p>（目標値設定根拠） 土砂災害警戒区域（イエロー・レッド）がある自治会は、70自治会・10連合会。自治会連合会単位で訓練を実施しているため、平均実施自治会数を目標値として設定</p> <p>（算出方法） 土砂災害防災訓練を実施する自治会数の合計</p>	9 (R1)	7
取組3 交通安全・防犯対策の推進			
子ども・高齢者の人身事故件数（件/年）[↓] 【出典：協働まちづくり課】	<p>（目標値設定根拠） 子ども・高齢者の人身事故件数は、H26:241件、R1:209件と5年間で13%減少したことを踏まえ、R7までに現状値から15%程度の削減を目標とし目標値として設定</p> <p>（算出方法） 子ども・高齢者の人身事故の発生件数の合計</p>	209 (R1)	180

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
人身事故件数(件/年) [↓] ※政策5指標 【出典：協働まちづくり課】	<p>(目標値設定根拠) 人身事故件数は、H26:775件、R1:559件と5年間で28%減少したが、H30とR1は急減しているため、H26～29までの減少率3%を年間の削減目標とし、現状値から15%程度の削減を目指して目標値を設定</p> <p>(算出方法) 人身事故の発生件数の合計</p>	559 (R1)	480
運転免許証返納者数 (人/年) [↑] 【出典：協働まちづくり課】	<p>(目標値設定根拠) 運転免許証の自主返納意識定着に加え、老年人口は毎年0.4%増とほぼ横ばいの見込みであるため現状値を目標値として設定</p> <p>(算出方法) 高齢者等の運転免許証返納数の合計</p>	382 (R1)	390
不審者情報件数 (件/年) [↓] 【出典：協働まちづくり課】	<p>(目標値設定根拠) H27年度から5年間の平均値を目標値として設定</p> <p>(算出方法) 1年間に市に寄せられる不審者情報の数の合計(児童・生徒から学校を通じて報告)</p>	37 (R1)	32
刑法犯認知件数 (件/年) [↓] 【出典：協働まちづくり課】	<p>(目標値設定根拠) 現状値から年間5件程度の減少を目標値として設定</p> <p>(算出方法) 袋井警察署が公表している発生を認知した件数の合計</p>	424 (R1)	400
取組4 消防・救急救助体制の充実			
出火率(人口1万人当たり火災件数) (件) [↓] 【出典：消防本部予防課】	<p>(目標値設定根拠) H27～30の平均出火率は約3.5件であり、前期同様に目標値の3.0件を後半5年間継続していくことを踏まえて目標値として設定</p> <p>(算出方法) 市内で発生した火災件数÷当該年度4月1日現在住民基本台帳人口×10,000</p>	2.9 (R1)	3.0
外国人市民の防火防災啓発活動の参加率(%) [↑] 【出典：消防本部予防課】	<p>(目標値設定根拠) 外国人市民が増加する中、言葉や生活習慣の違いもあり、火災・災害対応等の知識が不十分であることから、外国人市民の約4,500人の10%を目標に防火防災啓発活動を目指して設定</p> <p>(算出方法) 各講習等(普通救命講習、火災予防広報、立ち入り検査等)への外国人市民の延べ参加者数÷当該年度4月1日現在の外国人市民人口(住民基本台帳)×100</p>	—	10.0

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
消防水利（消火栓・防火水槽）の設置数（基） 〔↑〕 【出典：危機管理課】	（目標値設定根拠） 消防水利の充足率の向上にむけ、耐震性防火水槽や消火栓の増設等を年に3～4箇所（近年実績）行うことを踏まえて目標値として設定 （算出方法） 市内における消防水利（消火栓・防火水槽）の数の合計	1,874 (R1)	1,900
普通救命講習受講者数（人）〔↑〕 【出典：消防本部警防課】	（目標値設定根拠） 13歳から60歳の人口約5万2千人の5%が10年間で救命講習を受講すると仮定し、年間約250人の受講を目標として目標値を設定 （算出方法） 市内で開催する普通救命講習を受講した人数の合計	8,230 (R1)	9,500
消防団員数の充足率（%）〔↑〕 【出典：危機管理課】	（目標値設定根拠） 条例定数660人の充足を目標値として設定 （算出方法） $\text{消防団委員実人数} \div \text{条例定数} \times 100$	82.7 (R1)	100.0
取組5 安全な水の安定供給			
水道の基幹管路耐震適合率（%）〔↑〕 【出典：水道事業老朽管更新（耐震化）計画】	（目標値設定根拠） 袋井市水道事業老朽管更新（耐震化）計画に基づき目標値を設定 （算出方法） $\text{耐震適合管延長} \div \text{基幹管路延長} \times 100$	47.5 (R1)	55.5
水道事業の営業収支比率（%）〔↑〕 【出典：水道課】	（目標値設定根拠） 節水機器の普及等により水需要は減少傾向にあり前期基本計画目標値と実績値に差が生じていることから、今後の人口減少傾向も加味すると営業収支比率の増加を見込むことは現実的ではないため、R1年度決算実績値の維持を目標値として設定 （算出方法） $\text{営業収益} \div \text{営業費用} \times 100$	100.9 (R1)	100.9
政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します			
自治会加入率（%）〔↑〕 ※政策6取組1指標 【出典：協働まちづくり課】	（目標値設定根拠） 核家族化や外国人市民の増加等により、自治会加入率は毎年0.5%程度減少傾向にあるため、現状を維持していくことを目標値として設定 （算出方法） $\text{自治会加入世帯数（自治会からの報告）} \div \text{総世帯数（住民基本台帳）} \times 100$	85.3 (R1)	85.0

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
協働まちづくりセンターの登録団体数(団体) [↑] ※政策6取組1指標 【出典:協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) H28年度をピークに減少傾向にあり、市民活動団体調査においてもH28年度からR1年度では団体数が減少しているため、登録団体の代謝も含め、登録団体数の維持を目標として目標値を設定 (算出方法) 協働まちづくりセンターに登録している市民活動団体数の合計	51 (R1)	51
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数(事業所)[↑] ※政策6取組3指標 【出典:協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 毎年度2事業所程度の増加を目指して目標値を設定 (算出方法) 県男女共同参画社会づくり宣言事業所数の合計(県男女共同参画課がHPで公表)	51 (R1)	60
取組1 市民と行政の協働によるまちづくり			
自治会加入率(%) [↑] ※政策6指標 【出典:協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 核家族化や外国人市民の増加等により、自治会加入率は毎年0.5%程度減少傾向にあるため、現状を維持していくことを目標値として設定 (算出方法) $\text{自治会加入世帯数(自治会からの報告)} \div \text{総世帯数(住民基本台帳)} \times 100$	85.3 (R1)	85.0
地区まちづくり協議会が新たに取り組んだ特色ある地域づくり活動の数(事業)[↑] 【出典:協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 地域や組織、団体等が連携し、地域課題や地域の実情にあわせたまちづくり事業への取組状況を踏まえ、5事業/年程度の新規事業を見込んで目標値を設定 (算出方法) 特色ある地域づくり交付金を活用した新規事業の申請件数の合計	33 (H30-R1)	25 (R3-7)
コミュニティセンターの利用者数(人/年) [↑] 【出典:協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) R2年度利用者見込410,000人/年を踏まえ各年1,000人増を見込んで目標値を設定 (算出方法) コミュニティセンター利用者数の合計	348,133 (R1)	416,000

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
協働まちづくりセンターの登録団体数（団体） [↑] ※政策6指標 【出典：協働まちづくり課】	（目標値設定根拠） H28年度をピークに減少傾向にあり、市民活動団体調査においてもH28年度からR1年度では団体数が減少しているため、登録団体の代謝も含め、登録団体数の維持を目標として目標値を設定 （算出方法） 協働まちづくりセンターに登録している市民活動団体数の合計	51 (R1)	51
市民活動団体等が企業と連携し実施した事業数（事業） [↑] 【出典：協働まちづくり課】	（目標値設定根拠） R1年度実績（7件）を基準値として近年の実績を踏まえ、毎年度1件程度の実施増加を見込んで目標値を設定 （算出方法） 市内の市民活動団体（協働まちづくりセンター「ふらっと」の登録団体及び情報会員）が企業と連携して実施した事業数の合計	7 (R1)	12
取組2 教養豊かな人づくり			
歴史資料館（歴史文化館・郷土資料館・近藤記念館）の利用者数（人/年） [↑] 【出典：生涯学習課】	（目標値設定根拠） R1年度推計を踏まえて利用者6%増加を見込み目標値を設定 （算出方法） 郷土資料館及び歴史文化館、近藤記念館の年間利用者数の合計	16,422 (R1)	18,200
家庭教育学級・少年学級・地区青少年育成団体事業への参加者数（人/年） [↑] 【出典：生涯学習課】	（目標値設定根拠） これまでの取組や実績を基に今後の参加者数を毎年度2%増と見込んで目標値を設定 （算出方法） コミュニティセンター（14館）で実施している家庭教育学級・少年学級の参加者数及び地区青少年育成団体事業（どろんこ教室等）への参加者数の合計（実人数）	960 (R1)	1,080
月見の里学遊館（水玉プール除く）とメロープラザの利用者数（人/年） [↑] 【出典：生涯学習課】	（目標値設定根拠） R4年度までは新型コロナウイルスの影響を考慮し、R5年度から毎年度500人ずつ（各施設において毎月1事業〔講座、ワークショップ等〕の増加を見込む）利用者数の増を見込んで目標値を設定 （算出方法） 月見の里学遊館（水玉プール除く）とメロープラザを利用した延べ人数の合計（選挙の投票に係る利用者は除く）	160,943 (R1)	162,400

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
図書館の資料貸出点数 (点/年) [↑] 【出典：生涯学習課】	(目標値設定根拠) 過去の実績や実情から、毎年度2,000冊ずつ貸出冊数の増を見込んで目標値を設定 (算出方法) 袋井図書館（月見の里分室を含む）と浅羽図書館の資料貸出延べ数の合計	523,784 (R1)	533,000
図書館の個人貸出利用者数 (人/年) [↑] 【出典：生涯学習課】	(目標値設定根拠) 過去の実績や実情から、毎年度1,500人ずつ利用者の増を見込んで目標値を設定 (算出方法) 袋井図書館（月見の里分室を含む）と浅羽図書館の個人貸出利用者延べ数の合計	139,662 (R1)	146,000
取組3 共生社会の確立			
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数 (事業所) [↑] ※政策6指標 【出典：協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 毎年度2事業所程度の増加を目指して目標値を設定 (算出方法) 県男女共同参画社会づくり宣言事業所数の合計（県男女共同参画課がHPで公表）	51 (R1)	60
市の審議会等の女性委員の割合(%) [↑] 【出典：協働まちづくり課】	(目標値設定根拠) 国や県、市の男女共同参画基本計画に定める目標値(40%)のほか、女性活躍推進法の施行を考慮し、毎年度0.7%の増加を目指して目標値を設定 (算出方法) 女性委員の数÷審議会等の委員の数×100 ※審議会等=附属機関（地方自治法第202条の3に基づく審議会等）及び附属機関に準じ、規則・要綱等により設置された委員会・協議会等	36.3 (R1)	40.0
多文化共生を推進するための講座数(講座/年) [↑] 【出典：企画政策課】	(目標値設定根拠) R1年度実績を基に講座内容の組替等も踏まえ、2年毎に新規事業を1事業ずつ増加させることとして目標値を設定 (算出方法) 市及び国際交流協会等への委託で実施した多文化共生を促進する講座数（日本語教室やFUPPY教室等）の合計	12 (R1)	15

指標名	目標値設定根拠等	現状値	目標値 (R7年度)
家庭児童相談室への実相談者数（人／年） [↑] 【しあわせ推進課】	(目標値設定根拠) 子育てや子どもの発達、家庭環境等の家庭児童相談は4年間でほぼ倍増しており、今後も増加が予想されるため、H28年度～R1年度の4年間の平均値（295人）を踏まえ、R2年度目標値（300人）から毎年度10人の増加を見込んで目標値を設定 (算出方法) 家庭児童相談室への実相談者数の合計	295 <small>(H28-R1平均)</small>	350